

平成 25 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 25(2013) 年 6 月
くらしき作陽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	19
基準 3 経営・管理と財務	65
基準 4 自己点検・評価	78
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A 国際交流	84
V. エビデンス集一覧	92
エビデンス集（データ編）一覧	92
エビデンス集（資料編）一覧	93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学園の教育理念（学是）である「念願は人格を決定す 継続は力なり」は、「慈悲と智慧」、「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者（大いなるもの）からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれるという考えからきている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教に信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、住岡夜晃につき大乘仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が教師の技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂いていた。創立者は、人生の意義を教え永い人生をいかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通した心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とした学校設立を決断し、大乘仏教に基づいた「念願は人格を決定す 継続は力なり」のこころを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和5(1930)年4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」との強い信念から、作陽学園は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

2. 使命・目的

くらしき作陽大学の使命・目的については、くらしき作陽大学学則の第1章総則第2条に「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に4年の音楽、食文化又は子ども教育に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上を図ることを使命とする。」と定めている。

またくらしき作陽大学大学院の使命・目的については、くらしき作陽大学大学院学則の第1章総則第2条に、「くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」と規定している。

建学の精神を基とした本学の使命については、上記の学則の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第5条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者への思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。音楽、食文化、子ども教育とそれぞれの専門分野は異なるが、各々がプロの職業人を目指すとともに菩薩（真の人間）を目指すことである。

各学部等の使命については、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部ならびに事務局のグランド・ミッションとして次のような宣言を行い、社会貢献に向けて全学的に取り組む姿勢を明確にしている。

グランド・ミッション

1) 音楽学部のグランド・ミッション

わたしたちは・・・

- ・「いきいきと音楽にいき、音楽をいかせる人」を育成し、社会に貢献します
「いきいきと音楽にいき、音楽をいかせる人」とは、音楽ができることに感謝の念をもち、前向きで、明るく、周囲の人々や社会に音楽をいかそうと積極的、能動的に働きかけることができる人です。わたしたちは全人的音楽教育をとおして社会に貢献します。
- ・「音楽を通じて人生を奏でる夢に向かって努力する人」を、強い信念と卓越した技術で支えます
「音楽を通じて人生を奏でる夢に向かって努力する人」とは、常に向上心をもって「学ぶこと」に努力する人であり、またそう願う人です。
そんな学生のために、わたしたちは常に研鑽して自らを高め、共に成長しながら学生を支えます。すべての関係者がチームとしてサポートします。
- ・「世界に誇れる音楽の拠点」を倉敷に創造します
「世界に誇れる音楽の拠点」とは、音楽を通じて地域と連携し、音楽によって地域に貢献し、地域から世界に向けて、個性豊かな音楽文化を発信できる拠点です。

2) 食文化学部のグランド・ミッション

- ・人間性豊かな人材を育成
あらゆる教育機会を通じて、「感謝の心」を大切に、前向きで思いやりのある人材を育成する。
- ・食のコアリーダー育成
人が「食べる」ことの真の意味を理解し、高い専門性、倫理観、文化観を兼ね備え、将来を見据えて問題解決を図ることのできる人材を育成する。
- ・食文化の拠点形成
食文化情報の受信・発信拠点として機能することを目指し、地域との連携並びに地域貢献性を重視した教育研究を実施する。

3) 子ども教育学部グランド・ミッション

- ・豊かな心や人間性を重視した教育を行います

心豊かな人格を育む人間教育をめざし、「心の教育」を基本とした大学生活のあらゆる機会を通じて、学生一人ひとりの人間性を高める基礎教育を行います。

- ・現場に強い子育ての専門家を養成します

現代社会に要請される専門的な力を備えた子育てのプロとして、保護者や地域からも信頼される人材を育成します。

- ・子育ての拠点を創造します

最先端の子育て情報の発信・受信の中核的な拠点として機能することをめざし、地域のネットワークづくりと地域貢献を重視した教育研究活動を行います。

4) 事務局

- ・私たちは、「教育」及び教育活動を保証する「経営」を支援します
- ・私たちは、組織の行動目標に向かって努力される教員の活動に対して惜しまずサポートします
- ・私たちは、個々の学生に有効なキャリアサポートをします
- ・私たちは、保護者、卒業生及び地域社会との信頼関係を大切にして、外に向かって開かれた大学を目指します

3. 本学の個性・特色等

本学の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、本学では、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、ならびに教育研究成果の地域への還元と使命である菩薩道の実践である地域貢献の3点であり、下記にその内容を説明する。

1) 建学の精神に基づいた人間教育

建学の精神である「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」の理解については、仏教文化研究センターと学生部が協力して「アセンブリー・アワーⅠ，Ⅱ」「宗教Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ」の必修科目で講義を行うとともに、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。「アセンブリー・アワー」における月に一度の月例集会、ならびに年に一度の創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を開催して厳粛なセレモニーを行い、参会者が「活かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有することとしており、学生にとって宗教の授業だけでなく建学の精神の理解を一層深める機会としている。

また、これまで宗教の授業だけでは建学の精神を十分理解しないまま卒業する学生がいたことから、菩薩の六度の行に通じる最も基本的な行いとして、挨拶、掃除、合掌を日頃実践目標とし、自利・利他を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、新任教職員研修会、FD&SD全教職員会議ならびに、建学の精神に関するレポート冊子作成により理念の共有化を図っている。

2) 各学部における特色ある専門教育

本学では、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部で構成されており、それぞれの学部が以下のような特色ある専門教育を実施している。

音楽学部音楽学科では、充実した指導陣による個人レッスンなどの実技指導と、進路支援を目的としたコース制度による教育を行い、多くの演奏家や音楽教育者を育て、音楽を通じて地域と連携し音楽文化の向上に寄与してきている。とくに、モスクワ音楽院をはじめとするロシアやイタリア、アメリカ、中国など海外の大学との連携協力により優れた音楽家を招聘するなど質の高い教育研究を行っており、これは本学音楽学部の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色といえる。

食文化学部では、栄養学科、現代食文化学科ともに栄養士養成を核に教育研究を行っているが、様々な実習やインターンシップなどの充実により実践力に優れ、免許取得に強い専門教育を行っている。とくに栄養学科においては、管理栄養士国家試験合格率が平成24(2012)年度は97%、平成25(2013)年は合格率が92.1%と優秀な成績を上げている。当該学科に入学してくる学生の偏差値は国公立大や有名私立大の入学生に比べ必ずしも高くないが、そのような学生たちが四年間の教育で、管理栄養士国家試験受験時には、国公立大や入学時に偏差値の高い他の大学と同等かそれ以上の成績を発揮していることは、伸びしろのある学生を伸ばす教育が行われている根拠といえる。

子ども教育学部では、乳幼児期から児童期の教育を担う保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成する学部として設置された。とくに乳幼児期から児童期の子ども教育の幅広い知識と実践力の修得に加えて、特別な支援を必要とする子どもたちへの特別支援力の育成に力をいれている。特別支援教育については、現場の豊富な経験を持つ4名の専門家を指導者として、障害児学級親の会や療育キャンプ等の生きた現場で学べる環境を作っており、特別支援学校だけではなく通常学級における特別支援教育や、全国でも数少ない保育現場での特別支援教育も展開している。このことは、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した優れた特色といえる。

以上、本学では音楽学部の質の高い音楽力、食文化学部の資格取得に強く優れた実践力、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した特別支援力という特色のある専門教育が取り組まれている。

3) 大学の教育研究機能を活かした地域貢献

本学を構成する音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野といえ、これまでそれぞれの学部の専門分野の教育研究を活かしながら、大学が立地している倉敷市を中心に、地域と密着した社会貢献活動を行ってきた。

具体的には、音楽学部では、音楽交流センターを設置し、学内外で年間100回を超える演奏会を行っている。特に県内では唯一の音楽学部として、倉敷市主催で毎年3月に開催される倉敷音楽祭への協力や、倉敷美観地区で毎週開催される倉敷館コンサートへの教員・学生の出演、地域の学校や各種団体からの依頼を受けた出張演奏、各種音楽団体の指導等音楽による多様な地域貢献を展開している。また、学内の音楽施設の地域住民への貸し出

し等も行っている。その他地域で開催される各種演奏会等の審査なども担当している。

食文化学部では、地域の食文化振興に貢献するために、市民対象の郷土の食文化を見直す公開講座や栄養改善指導、ならびに地域からの要請に応えた商品開発等を行っている。とりわけ附属商品開発交流研究センターでは、地場産品を活用する商品開発に向けた研究会の開催や、各種技術相談への対応や産学共同による食品の開発、ならびに地域開催行事の玉島祭り、新倉敷駅前フェスタ、高梁川マルシェへの出店等を積極的に行ってきた実績がある。

子ども教育学部は、子ども教育研究センターを設置するとともに、子ども教育や子育て支援、特別支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会や、学部附属の人形劇部「ばれっと」の乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事へのボランティア参加を行っている。また平成24(2012)年度からは倉敷市の委託事業である子育て支援のための学習講座「どんぐりっこ」を開設している。このように子ども教育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、特別支援教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしてきた。

このような学部や附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、平成22(2010)年度からは全学行事として学内に「地域連携委員会」を組織し、玉島地区の子どもと保護者のための「作陽キッズキャンパス」事業なども開催している。これらの地域貢献事業は、教育研究成果の地域への還元というだけではなく、本学の使命である菩薩道の実践ともいえる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学園の沿革

本学園は、昭和5(1916)年4月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

第二次大戦後、全国に実学を中心とした修学年限2年の短期大学が昭和25(1950)年頃から創立されはじめたが、本学園は、昭和26(1951)年に岡山県では最初の短期大学家庭科を設立した。

昭和41(1966)年4月には、4年制の作陽学園大学が創立され、その後作陽音楽大学に改称し音楽学部として発展してきた。平成8(1996)年4月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、くらしき作陽大学に改称するとともに、食文化学部を設置した。平成20(2008)年4月には、子ども教育学部を新たに設置し、現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。さらに平成22(2010)年4月には、大学院音楽研究科を設置し、平成25(2013)年4月くらしき作陽大学附属幼稚園を設置した。

本学園の沿革については、以下に時系列で示した。

昭和 5(1930)年 4月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和11(1936)年 3月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和19(1944)年 4月	岡山県作陽女子商業学校と改称
昭和21(1946)年 3月	財団法人設立認可

くらしき作陽大学

昭和22(1947)年 4月	岡山県作陽中学校設置
昭和23(1948)年 4月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和25(1950)年12月	学校法人作陽学園設立
昭和26(1951)年 4月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和26(1951)年 4月	作陽短期大学設立
昭和38(1963)年 4月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和41(1966)年 4月	作陽学園大学設立
昭和43(1968)年 4月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和50(1975)年 4月	作陽音楽大学音楽学部教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設
昭和62(1988)年 4月	作陽短期大学に情報処理学科設置
平成 8(1996)年 4月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年 4月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称
平成 9(1997)年 4月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成11(1999)年 3月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成11(1999)年 6月	チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成14(2002)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科、栄養学科増設
平成15(2003)年 9月	作陽短期大学情報処理学科廃止
平成20(2008)年 4月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成21(2009)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成21(2009)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成21(2009)年 4月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称
平成22(2010)年 4月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成23(2011)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科の募集停止
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置

2. 本学の現況

- ・大 学 名 くらしき作陽大学
- ・所 在 地 〒710-0292岡山県倉敷市玉島長尾3515
- ・学部の構成 音楽学部
 - 音楽学科
 - 音楽教育学科（平成25(2013)年4月 募集停止）
- 食文化学部
 - 現代食文化学科

くらしき作陽大学

食産業学科（平成23(2011)年4月 募集停止）

栄養学科

子ども教育学部

子ども教育学科

大学音楽専攻科

大学院音楽研究科

・学生数、教員数、職員数

1)学生数

（学部）

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	16	39	55	26	137	163	38	87	125	80	263	343
2年	23	44	67	14	163	177	24	62	86	61	269	330
3年	15	72	87	27	147	174	30	67	97	72	286	358
4年	28	65	93	30	122	152	26	83	109	84	270	354
計	82	220	302	97	569	666	118	299	417	297	1088	1385

（大学院）

	音楽研究科		
学年	男	女	計
1年	2	5	7
2年	4	3	7
計	6	8	14

2)教員数

（学部）

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	7	2	9	8	4	12	6	4	10	21	10	31
准教授	8	1	9	3	8	11	4	4	8	15	13	28
講師	1	1	2	2	5	7	2	1	3	5	7	12
助教	0	0	0	1	3	4	3	1	4	4	4	8
計	16	4	20	14	20	34	15	10	25	45	34	79

（大学院）

	音楽研究科		
	男	女	計
教授	4	2	6
准教授	6	1	7
講師	1	0	1
助教	0	0	0
計	11	3	14

※音楽学部の教員が兼務

3)職員数

職名	男	女	計
正職員	20	8	28
嘱託職員	8	12	20
臨時職員他	9	8	17
計	37	28	65

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人作陽学園は、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第2条において、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」ことを明記し、第3条に学是「念願は人格を決定す 継続は力なり」、第5条に使命を「菩薩道を歩むプロの養成」と明文化している。

本学の使命・目的については、寄附行為細則に基づき、くらしき作陽大学学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

使命・目的

くらしき作陽大学学則 第一章総則第2条

「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に4年の音楽、食文化又は子ども教育に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上を図ることを使命とする。」

くらしき作陽大学大学院学則 第一章総則第2条

「くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」

本学の教育目的については、各学部・学科単位で下記のように、具体的かつ明確に定めている。

音楽学部の教育目的

建学の精神に基づく人格教育とともに、音楽および音楽に関わる専門教育の研鑽と地域文化振興活動を通して、文化立国日本に貢献できる人材を養成する。

音楽学科

高度な技術と豊かな感性を持つ、社会性ある音楽家を育成する。

音楽教育学科

音楽の教育者、指導者としての使命をよく理解し、音楽教育を通して社会に貢献できる心豊かな人材を養成する。

食文化学部教育目的

建学の精神に基づき、思いやりのある人間性豊かな学生を育成することを基本に、食に関する高い専門性を身につけさせるとともに、地域における食文化の拠点となることを目指す。

栄養学科

食を通して健全な未来社会を築くために貢献できる人間性豊かな管理栄養士を養成する

現代食文化学科

食を総合的に学修した、食文化に強い栄養士・教員(家庭科)を養成すると同時に、食と健康に関する学際的な教育と研究を通して地域社会に貢献する。

子ども教育学部子ども教育学科の教育目的

心豊かな人間教育をベースに理論的・応用的及び実践的な教育研究を行い現代社会に要請される高度な専門的能力を踏まえた保育、教育、及び子育て支援等に従事する人材を養成する。

大学院音楽研究科の教育目的

広い視野に立って音楽に関する清深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

【エビデンス集 資料編】 資料1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人作陽学園寄附行為細則第2章に明記しているように、学則の内容を分かりやすく簡潔に、建学の精神と教育理念、大学の使命について以下のように表して浸透を図っている。

①建学の精神

「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」

②教育理念（学是）：「念願は人格を決定す 継続は力なり」

③本学の使命：「菩薩道を歩むプロの養成」

これらのことは「大学案内」「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」「作陽学園報」等に掲載し、周知を図っている。

また、1年生全員が集う月例集会（アセンブリー・アワー）はもちろん入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における理事長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。教職員に対しては、新任教職員研修会、FD&SD全教職

員会議（年3回）での講話等に加え、理事長から毎年示されるテーマについて全教職員がレポートを執筆し、印刷・製本・配付することにより理念の共有化を図っている。また、正門付近に学是碑を建てることによってより広い浸透を図るようにしている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-1-5、1-1-6、1-1-7、1-1-8、1-1-9

（3）1-1の改善・向上方策（将来計画）

21世紀を迎え、高度情報化と少子化、グローバル化が進む中、世界的に経済、政治、教育、文化などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学の特長である人間教育を中心とした教育がより重要になってくるといえる。

これまで宗教の授業だけでは建学の精神の理解が十分なされず卒業する学生がいたことから、菩薩の六度の行に通じる最も基本的な行いとして、挨拶、掃除、合掌を日頃実践することとしていた。今後はさらにこれを奨励することとする。また建学の精神を一層徹底する目的で、年に一回、創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を行っており、その縮小版として月一度の月例集会も行っている。全員で合掌、礼拝をし、真宗宗歌の斉唱、当番学科の代表の学生が四弘誓願の音楽に合わせ献灯・献花を行う。続いて学生と教員の感話、学園長が法話を行い、最後は全員で学園歌を斉唱して終わる。月例集会の狙いは、厳粛なセレモニーを行い、参会者が生かされているという感謝と畏敬の念の一時を共有することにある。今後はさらにその意義の浸透を図っていく。

中期計画(H24-28)において、建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、学生の学修力の向上を図ることが第一にあげられており、今後も、教員一人一人が建学の精神、学是、本学の使命を深く理解し、特色ある専門的知識・技術をもち社会に貢献できる豊かな人間性を備えた人材育成を担いたいと考えている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

（1）1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

（2）1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色である、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育の内容は、新入生に対しては、新入生オリエンテーションおよび全学部必修科目の「アセンブリー・アワー」で詳細に説明している。

学生便覧においては、本学の理念、目的、教育方針、学則、各学部の教育目的として養

成する人材像について明示している。音楽学部では「建学の精神に基づく人格教育とともに音楽および音楽に関する専門教育の研鑽と地域の文化振興活動を通して、文化立国日本に貢献できる人材を養成する。」であり、食文化学部では「建学の精神に基づき、思いやりのある人間性豊かな学生を育成することを基本に、食に関する高い専門性を身につけさせるとともに、地域における食文化の拠点となる。」である。子ども教育学部では「心豊かな人間教育をベースに理論的・応用的及び実践的な教育研究を行い現代社会に要請される高度な専門的能力を踏まえた保育、教育、及び子育て支援等に従事する人材を養成する。」と明示している。大学院音楽研究科では、「広い視野に立って音楽に関する清深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成する。」と明示している。

教職員便覧においては、教育方針、建学の精神、学是、使命、各学部のグランド・ミッション、作陽学園教職員倫理憲章が明示されている。とくに本学の使命を実践する地域貢献については、グランド・ミッションにおいて社会貢献に向けて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

本学ホームページでは、建学の精神、学是、使命・目的、各学部のグランド・ミッション等が公表されている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-2-1、1-2-2

1-2-② 法令への適合

法令の適合については、学校法人作陽学園寄付行為第2章第4条に、教育基本法及び学校教育法に従い、経営理念及び教育理念に基づく学校教育を行うことを明示している。

本学の使命・目的については、くらしき作陽大学学則第2条において「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に4年の音楽、食文化又は子ども教育に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上とを図ることを使命とする」と定めており、教育基本法及び学校教育法に従っている。

大学院音楽研究科については、くらしき作陽大学大学院学則第2条に「本大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」と定め、教育基本法及び学校教育法第99条の大学院の目的に適合している。

【エビデンス集 資料編】 資料1-2-3、1-2-4、1-2-5

1-2-③ 変化への対応

本学は、平成8(1996)年4月に倉敷市玉島地区に移転し、くらしき作陽大学に改称するとともに、音楽学部に加えて食文化学部を設置し、平成20(2008)年4月に子ども教育学部を新設し、平成22(2010)年4月には大学院音楽研究科を設置した。現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部、1大学院音楽研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間時代や社会の変化に応じて、学科編制を変えるなど様々な取組を行ってきた。

音楽学部では、平成18(2006)年に教育音楽学科から音楽教育学科へ名称変更を行い、平成19(2007)年に音楽学科に音楽デザイン専修を開設した。さらに、平成24(2012)年より音楽教育学科に音楽デザイン専修とアートマネジメント専修を移し、音楽学科に演奏系専修を、音楽教育学科に教育文化系専修を集約した。そして平成25(2013)年より、時代のニーズに対応し、明確な受入れ方針を示すために、音楽学科に統合しモスクワ音楽院特別演奏コース・演奏芸術コース・教育文化コースの3コース制に再編成した。

食文化学部の現代食文化学科は、栄養士養成を核にして教育課程を編成してきたが、栄養士法の改正による管理栄養士の役割の拡大と強化により、栄養士の志願者数に影響を受けた。また、フードシステム学科においては、食を取り巻く様々な状況を勘案し、未来のあるべき姿を見据えたフードシステムを構築し、その任を担い貢献できる人材の養成を目指したが、問題意識をもつ企業側には理解されたものの、既存の他大学になかったためか受験生やその保護者の理解には至らなかった。そこで、更なるニーズ等を調査・検討し、平成21(2009)年に食品産業界で活躍する人材の育成を目的とした食産業学科に改組した(名称および定員)。しかし、志願者数の低迷を回復するに至らなかった。以上のことから、平成23(2011)年に2学科を統合し、新設の現代食文化学科(食と健康コース、フードコーディネートコース)に再編したところ、志願者数は増加している。一方、栄養学科では、管理栄養士養成施設の使命を果たすべく、常に学生の動向等を見守りながら、主体的学修環境を整え、効率的な学修へ導びく教員のサポート体制を強化した。

子ども教育学部は、平成20(2008)年に作陽短期大学幼児教育学科の伝統を引き継ぎ、子ども教育学科1学科で発足した。当学科は「保育士」「幼稚園教諭一種免許」「小学校教諭一種免許」の3つの免許資格の取得を可能とし、建学の精神である大乘仏教に基づいた人間性の涵養を基軸に「子ども教育のプロ」の養成を目標とした。平成21(2009)年度には、日本では6.3%もいると言われる特別な支援を必要とする発達障害のある子どもたちに対して、教育現場で専門家が少なく、これらの指導が行き届いていない現状に鑑み、「特別支援学校教諭一種免許」が取得できるようにした。このことに伴い、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生においても、特別支援に関する専門的な学修を通じて、保育士又は教員としての資質領域の幅を広げることが可能となった。平成25(2013)年度からは、早期から目指す職業に向かって学ぶ体制を強化し、より高度で、より専門的で、より実践的なプロの教育者を養成するために子ども教育学科を「小学校・特別支援学校コース」と「保育園・幼稚園コース」の2コース制に再編成した。

平成22(2010)年に開設した大学院音楽研究科音楽専攻の器楽領域・声楽領域・作曲領域を、平成25(2013)年より演奏芸術領域・教育文化領域・音楽文化領域に再編成した。

さらに、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」とした、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度にかけての中期計画を策定し、①菩薩道(生き生きとした教育)に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。

また、従来、各学部で検討・設定していた教育目的や教育課程の編成方針について、中期計画を契機として全学的な見直しを行った。これにより3学部とも、社会環境に対応して新しいポリシーを設定して平成25(2013)年度を迎えた。

【エビデンス集 資料編】 資料1-2-6、1-2-7

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は変わらないが、各学部のコース構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を常に図っている。とくに、定員割れを起こしている学部・学科においては、国際交流の推進や広報活動の強化などにより現状の改善を図るべく努力している。

また策定した中期計画(H24-H28)において、①建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、学生の学修力の向上を図ること、②学士課程教育の質保証を、本学の「学士課程教育の構想」に沿って実践すること、③安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分を行うこととしている。

これらの中期計画の達成に向けて、毎年度の「目標による管理」を、理事長による学園基本方針を基とした重点目標を全教職員が設定して実施している。平成25(2013)年度の学園基本方針は、「建学の精神に基づく大学力強化のための意識改革」であり、①定員割れの解消、②就業力の向上、③教育の質保証に焦点を合わせて意識改革をさらに深めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成18(2006)年に運営会議、理事会の議を経て明文化されている。教職員は年間3回の「FD&SD全教職員会議」や毎年発行の建学の精神に関するレポート冊子を通じて本学の使命・目的についての理解を深めている。特にこの冊子については毎回理事長より建学の精神の理解を促進するためのテーマが出され、そのテーマについて教職員それぞれが考え、レポートを提出するため建学の精神についての理解を深める機会になっている。

また全教職員が、中期計画の達成に向けての学園基本方針を基とした重点目標を設定することで実践も図っている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-1

1-3-② 学内外への周知

受験生・保護者ならびに一般社会には、「大学案内」「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。

在学生には「学生便覧」「学生手帳」等を配布し、「アセンブリー・アワー」「宗教」などの必修科目の授業および「アセンブリー・アワー」で使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。正門には学是「念願は人格を決定す 継続は力なり」を標した石碑を設置しており、学生は毎朝学是を確認しながら通学している。また、「アセンブリー・アワー」における月に一度の月例集会や、学園行事として年に一度、創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を行っている。厳粛なセレモニーを行い、参会者が「活かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有しており、学生にとっては宗教の授業だけでなく建学の精神の理解を一層深める機会になっている。



教職員には、採用時に教職員便覧と創立者の伝記である「法灯永久に輝かん」を配布し、建学の精神と創立者の教育に対する「願い」に対する周知を図っている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-2、1-3-3、1-3-4、1-3-5、1-3-6、1-3-7

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

策定された中期計画(H24・28)においては、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、大学の使命・目的及び教育目的が反映されている。その実現は、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上を通して行われ、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」、「菩薩道の実践につとめる」ことが示されている。次いで、「学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体して教養教育、専門教育、キャリア教育において、学年毎に具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つの方針についても、下記のように建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

大学のアドミッションポリシー

本学の建学の精神を理解し、本学の教育を受けるのに必要な資質と基礎学力を有し、確かな教養と高度な専門性に加えて、豊かな人間性を身につけたいという強い意欲を持つ人を広く求めます。

大学のカリキュラムポリシー

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育を実施し、各学部・学科の専門教育を積み上げて、系統的教育課程を編成します。
- ・ 社会の各方面で活躍できる実践力を育成するため、講義・演習・実習・実験・実技

指導等を効率的に配置します。

- ・専門的職業人を目指す就業力を養うためのキャリア学習を支援します。

大学のディプロマポリシー

くらしき作陽大学のディプロマポリシーは、学生が本学を卒業するに当たって、以下の「学士力」を習得していることを保証するための目標です。

- ・建学の精神を体得し、確かな教養と豊かな人間性を身に付けている。
- ・習得した専門性を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

大学院音楽研究科のアドミッションポリシー

大学院での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各領域・専修で必要とされる資質・態度を有する学生を求めます。

大学院音楽研究科のカリキュラムポリシー

- ・大学院における教育・研究目的を実現するために、理論と実践の調和を図りながら、専門性、独創的研究力を涵養・伸長するカリキュラムを編成・実施しています。
- ・地域社会における音楽文化の役割を認識し、そのニーズに柔軟にこたえつつ、啓発する力を醸成するカリキュラムを編成・実施します。

大学院のディプロマポリシー

大学院音楽研究科は、次の学生の修了を認め、修士（音楽）の学位を授与します。

- ・建学の精神を体得し、高度の音楽的知識・技能や研究能力と豊かな人間性を身につけている。
- ・音楽に関する高度な専門的な知識・技能を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。
- ・大学院が定める学位授与要件を備えている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-8、1-3-9

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究上の目的を果たすため、図1-3-1と図1-3-2に示すとおり、3学部6学科と1大学院を設置している。

教育研究に関わる学内意思決定は「くらしき作陽大学教授会規程」に従ってくらしき作陽大学教授会を置き、大学教授会の専門委員会として各学部教授会（以下「教授会」という）が審議し、学長が決定することとなっている。改革会議は平成14(2002)年に教職員の意識改革を目的として設置したもので、グランドミッションの策定、目標による管理の導入、人事評価制度の導入、アドバイザー制度の導入等の重要制度の導入を主とした改革を行ってきた。

建学の精神の浸透と、本学の宗教教育内容の検討を目的とした仏教文化研究センター、

くらしき作陽大学

平成23(2011)年度からは本学のIR (Institutional Research)機関としての機能を持ち、高等教育に関する基礎的・実践的な教育研究及び開発を行う高等教育研究センター、並びにキャリア教育を支援する就業力育成支援センターを設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学の教育研究の成果の社会への還元を目的とした各学部附属のセンター（演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、子ども教育研究センター）を設置して地域との交流を積極的に行っている。

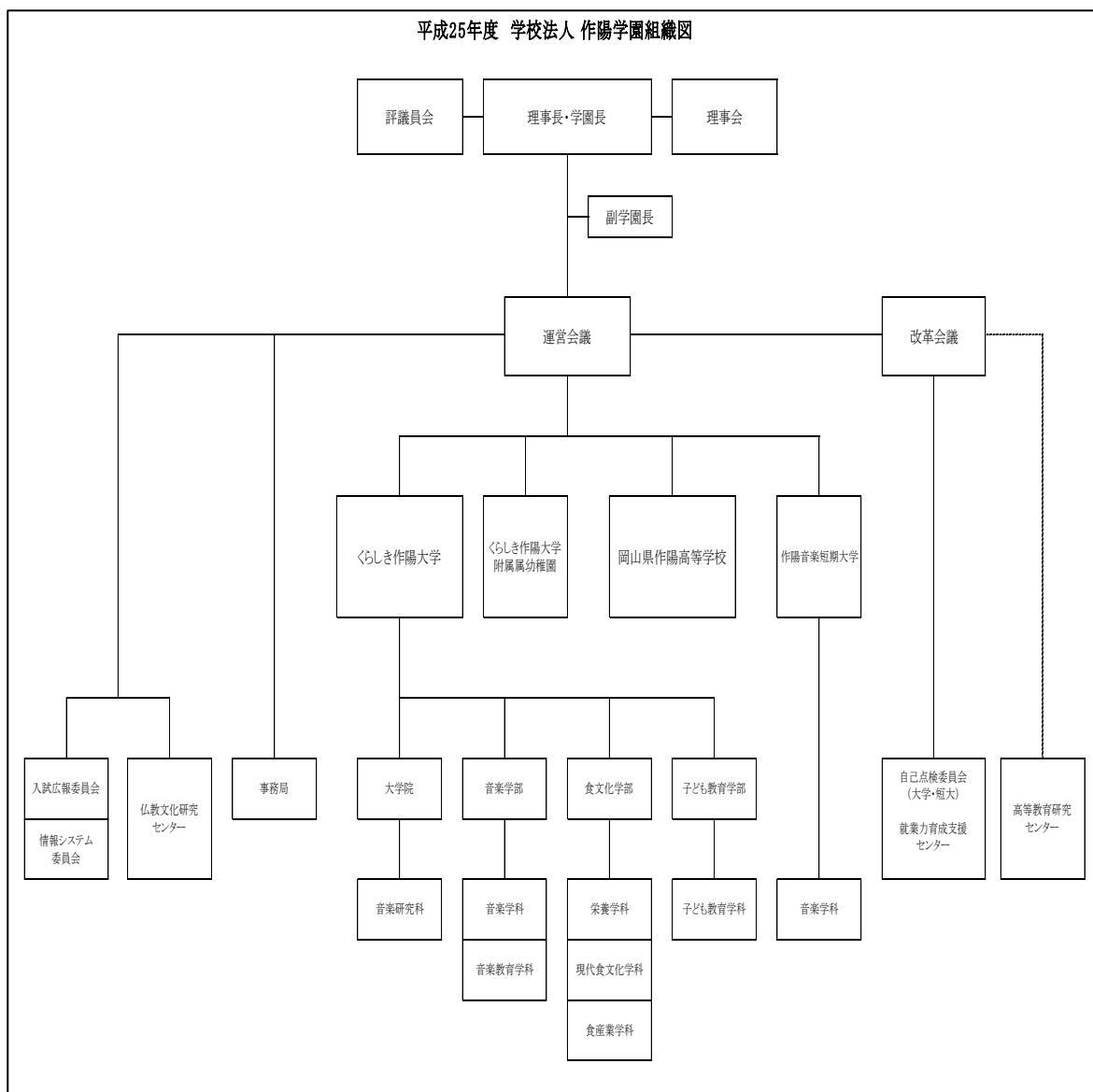


図1-3-1 学校法人作陽学園組織図

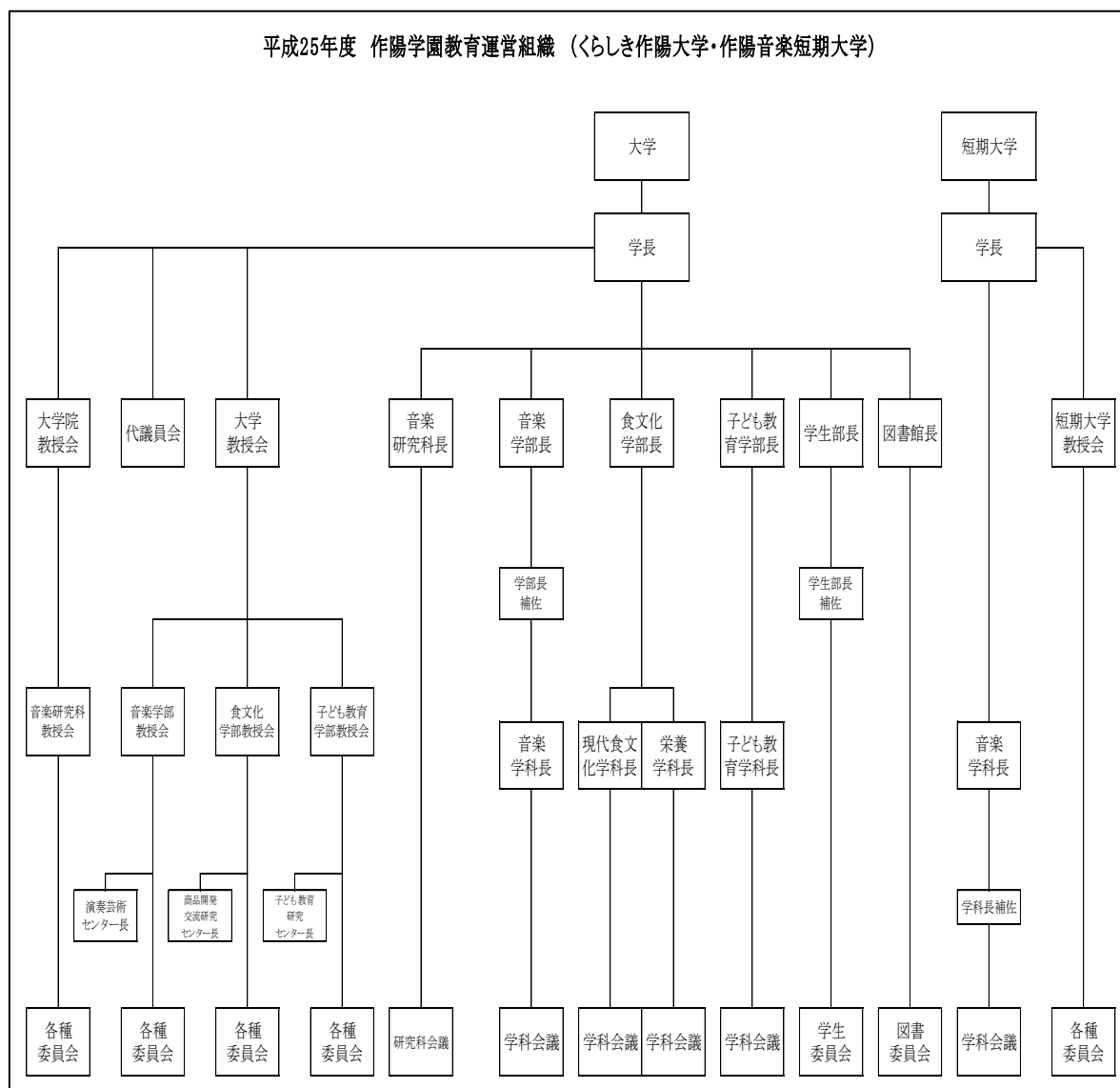


図1-3-2 学校法人作陽学園教育運営組織

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-10

(3) 1－3の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は変わらないが、急速に変化する社会情勢の中で、学園全体、またそれぞれの学部等が、課題を認識して、建学の精神を基本とした教育の質の向上と地域の大学としての社会貢献を行うために、意識改革を行い改善・向上していくことが重要である。本学園では、改革会議の設置、ならびに中期計画(H24-28)の策定を行うことにより、改善・向上の方向性を示し、中期計画の達成に向けて、理事長による学園基本方針を基とした重点目標を全教職員が設定して、毎年度「目標による管理」を実施している。

【基準1の自己評価】

基準1については、本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示されており、法令に適合している。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、ならびに地域貢献の3点であり、その使命は運営会議、改革会議、理事会を通じて教職員の意見を反映されたものになっている。そのことは教職員に対しては「FD&SD全教職員会議」、建学の精神に関するレポート冊子等を通じて、在学生に対しては必修科目や月例集会を通して理解を得ている。

また改善・向上のために、改革会議の設置や中期計画の策定と目標による管理を通して行っており、基準1を満たしている。

基準2. 学修と教授

2-1学生受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）について、大学、学部学科の使命・目的及び教育目的の実現を図ることを目的として、学科会議、教授会等の諸会議における審議・協議を経て、全教職員の共通認識の上に次の通り、大学および各学部学科、ならびに大学院のアドミッションポリシーを定めている。

大学のアドミッションポリシー

本学の建学の精神を理解し、本学の教育を受けるのに必要な資質と基礎学力を有し、確かな教養と高度な専門性に加えて、豊かな人間性を身につけたいという強い意欲を持つ人を広く求めます。

音楽学部のアドミッションポリシー

- ・建学の精神を理解し、確かな教養と豊かな人間性を求めるとともに、音楽を愛し、音楽文化の進展・創造を志す人
- ・自らの音楽力の向上のために研鑽を重ね、いきいきと音楽に生きる人
- ・音楽を活かす仕事に意欲と情熱を持ち、将来の進路に夢と展望をもつ人

①モスクワ音楽院特別演奏コースのアドミッションポリシー

- ・モスクワ音楽院のメソッドで学びたい人
- ・高度で豊かな表現力を身に付けた演奏家など、音楽を活かす仕事に意欲と情熱を持ち、将来の進路に夢と展望を持つ人
- ・確かな教養と豊かな人間性を求め、音楽を愛し、音楽文化の創造を志す人

②演奏芸術コースのアドミッションポリシー

- ・自らの音楽力のさらなる向上を目指す人
- ・演奏家や音楽家など、音楽を活かす仕事に意欲と情熱を持ち、将来の進路に夢と展望を持つ人
- ・確かな教養と豊かな人間性を求め、音楽を愛し、音楽文化の創造を志す人

③教育文化コースのアドミッションポリシー

- ・自らの音楽力のさらなる向上を目指す人
- ・音楽の教員や指導者、作成者など、音楽を活かす仕事に意欲と情熱を持ち、将来の

進路に夢と展望を持つ人

- ・ 確かな教養と豊かな人間性を求め、音楽を愛し、音楽文化の創造を志す人

食文化学部のアドミッションポリシー

- ・ 建学の精神を理解し、確かな教養と豊かな人間性を求めるとともに、食文化の発展のために貢献する仕事を目指す人
- ・ 食と健康の関連に興味をもち、将来、管理栄養士または栄養士として「食」を通じて人々の健康保持・増進に関する仕事を目指す人
- ・ 食に係わる様々な場面で、幅広い技能と専門的知識をもって、より良い食環境を創造する仕事を目指す人

①栄養学科のアドミッションポリシー

- ・ 食と健康に興味を持ち、将来管理栄養士として「食」を通じて人々の健康保持・増進に貢献したい人
- ・ 食を通して、安心・安全で健康な社会の実現に貢献したい人

②現代食文化学科のアドミッションポリシー

食と健康コース

- ・ 食と健康に興味を持ち、将来栄養士として「食」を通じて人々の健康保持・増進への貢献を志す人
- ・ 家庭科教員や栄養教諭などの資格を持ち、教育や食育などを通じて社会への貢献を志す人

フードコーディネートコース

- ・ 幅広い食文化に興味を持ち、食品の生産から消費までを総合的にコーディネートすることで、食文化の継承と発展への貢献を志す人
- ・ 食を通して、安心・安全で健康な社会の実現への貢献を志す人・食と健康に興味を持ち、将来栄養士として「食」を通じて人々の健康保持・増進に貢献したい人
- ・ 幅広い食文化に興味を持ち、家庭科教員や栄養教諭などの資格を持ち、フードデザインや食育などで指導的な役割を担いたい人

子ども教育学部のアドミッションポリシー

- ・ 建学の精神を理解し、確かな教養と豊かな人間性を求めるとともに、子どもの保育や教育を通じて社会の発展に貢献する仕事を目指す人
- ・ 子どもの保育や教育に関心を持ち、卒業後は保育士や幼稚園、小学校、特別支援学校教員を目指す人
- ・ 子育てを支援する地域社会の人びとや家庭との連携・協働に意欲的な人

①小学校・特別支援学校コースのアドミッションポリシー

- ・ 子どもの教育に関心と意欲を持ち、小学校や特別支援学校の教員を志す人
- ・ 教育活動を通じて社会への貢献を志す人

②保育園・幼稚園コースのアドミッションポリシー

- ・ 子どもの保育に関心と意欲を持ち、将来、保育士や幼稚園教諭を志す人
- ・ 保育活動を通じて社会への貢献を志す人

大学院音楽学研究科のアドミッションポリシー

大学院での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各領域・専修で必要とされる資質・態度を有する学生を求めます。

これらの入学生のアドミッションポリシーは、本学ホームページや入学試験要項に明示して周知を図っている。更に、受験生や高校教師に対しては、高校訪問、進学説明会、受験相談、オープンキャンパス、受験講習会等の際に直接説明等を行うことによって周知に努めている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

大学の入学者選抜方法は、学部・学科等のアドミッションポリシーに沿った選考を行うために学部・学科等ごとに多様な入学者選抜試験を実施し、試験形態毎の募集人員、試験の時期、試験の回数、試験科目や配点を個別に定めて工夫している。(エビデンス集(データ編):表2-1)

音楽学部音楽学科では、一般入試、AO入試、附属校推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、その他同窓会推薦入試、社会人・留学生・帰国生徒等を実施しており、留学生に対しては秋入学も実施している。

音楽学部では、コース毎に異なった試験科目や選考基準を設けるとともに、専攻楽器によって異なる実技課題を与えている。

食文化学部では、現代食文化学科ならびに栄養学科毎に、それぞれのアドミッションポリシーに沿った公正・妥当な方法で適切な入学者の選抜を行い学科毎に合否判定を行っている。現代食文化学科では、一般入試、センター入試、AO入試、附属校推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、その他同窓会推薦入試、社会人・留学生・帰国生徒等を実施しており、留学生に対しては秋入学も実施している。栄養学科では、一般入試、センター入試、附属校推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、その他同窓会推薦入試、社会人・留学生・帰国生徒等を実施しており、留学生に対しては秋入学も実施している。

子ども教育学部子ども教育学科では、小学校・特別支援学校教諭コースと保育園・幼稚園コース毎に、それぞれのアドミッションポリシーに沿った公正・妥当な方法で適切な入学者の選抜を行いコース毎に合否判定を行っている。子ども教育学科では、一般入試、センター入試、AO入試、附属校推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、その他同窓会推薦入試、社会人・留学生・帰国生徒等を実施しており、留学生に対しては秋入学も実施している。

大学院の入学試験は、口頭試験、面接、専攻科目、外国語を課しているが、面接は、他大学の卒業生と外国人留学生のみ科し、専攻科目は領域・専攻(楽器等)ごと異なる課題としている。また、外国で大学院受験資格を得たものについては、外国語試験として、日本語の試験を実施する等、アドミッションポリシーに沿った選考を行えるよう配慮している。入学試験は第一期入試と第二期入試の2回行っており、複数回の受験が可能である。

【エビデンス集 資料編】 資料2-1-1、2-1-2

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について、平成25年度における大学全体の入学者数は343人であり、3学部全体の入学定員370人に対して定員充足率は92.7%であった。音楽学部が入学定員100人に対して55人、食文化学部が入学定員160人に対して163人、子ども教育学部が入学定員110人に対して125人であり、音楽学部は平成25年度から入学定員を減じたにも拘わらず入学定員を下回る入学生数であり、この状況は種々の努力にも関わらず近年続いている。食文化学部と子ども教育学部については、若干入学定員を上回った入学者数となっているが施設・設備にはゆとりがあり、また、教育や学生指導等においても支障のないよう配慮している。

平成20(2008)年度から平成25(2013)年度までの入学定員充足率の推移をみると、8割前後であった平成20(2008)年度、平成21(2009)年度に比べ、学科・コース編制の変更・新設や入学定員の変更等の対応により平成23(2011)年度以降は9割を確保しており、改善が見られている。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
入学定員	370	370	370	370	370	370
入学者数	298	288	319	333	340	343
充足率 %	80.5	77.8	86.2	90.0	91.9	92.7

大学院音楽研究科の平成24(2012)年度、平成25(2013)年度入学者はいずれも7人であり、入学定員10人に対して定員充足率は7割である。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

入学定員確保の改善・向上を図ることは、平成25(2013)年度の学園基本方針の筆頭にあげられているように、最重要課題と捉えている。社会や高校生のニーズを把握して学科・コース編制を変更すると共に、教育の質保証と就業力の向上によって入学希望者を増加させていく必要がある。

また、受験生に対して進路選択に際し的確な情報提供を行って本学への理解を深めることは、入学後のミスマッチを防ぐとともに、本学の教育目的の実現を図る上でも重要な要因である。こうした認識のもとに、大学各学部、学科、コース、大学院それぞれについて、今後も各種媒体を通じてアドミッションポリシーの周知を図っていく。特に受験生や保護者、高等学校教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスや受験講習会等々の様々な機会を通じて更に理解を得るよう努める。

入学者の選考方法については、アドミッションポリシーに沿った選考を行うため、多様な入試形態をとるとともに、入学試験の時期、方法、試験科目、選考基準等々について、入学後の学修の状況等も勘案して更に改善を行っていく。

入学定員を充足できていない音楽学部については、入学生の確保に向けて教育内容や方法、募集方法の再検討等を更に進めるとともに、学修効果を上げる上で、一定規模の学生数が必要とされる合奏や合唱等授業においては、クラス編成の方法等の再検討等も行って

いく。

大学院音楽研究科については、音楽学部からの進学のみならず、高水準のブラッシュアップを目指す社会人の受け入れにも、さらに注力していく。

2-2教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化については、本学及び各学部並びに大学院音楽学研究科は、教育課程編成方針としてのカリキュラムポリシーを以下の通り設定し、本学ホームページ等で明示している。

大学のカリキュラムポリシー

- ・建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育を実施し、各学部・学科の専門教育を積み上げて、系統的な教育課程を編成します。
- ・社会の各方面で活躍できる実践力を育成するため、講義・演習・実習・実験・実技指導等を効率的に配置します。
- ・専門的職業人を目指す就業力を養うためのキャリア学習を支援します。

音楽学部のカリキュラムポリシー

音楽に携わる職業人として、自ら活躍できる道を開き、音楽を活かして社会に貢献できる人材を育成するための教育課程を編成しています。

①モスクワ音楽院特別演奏コースのカリキュラムポリシー

- ・モスクワ音楽院教授陣によるマンツーマンの専門教育を通じて、高い演奏技術の修得を目指した科目群を配置しています。
- ・モスクワ音楽院の留学生受け入れ基準に対応する知識・技能・語学力に関する科目（ロシア語やロシア音楽史など）を配置しています。

②演奏芸術コースのカリキュラムポリシー

- ・高い演奏技術を修得するために、個人レッスンを中心とした専門教育科目を配置しています。
- ・演奏力・実践力を養成するために、ソロや各種アンサンブルなどの体験型科目（実技科目）を多数配置しています。

- ・豊かな音楽的素養を備えた演奏家の養成を目指して、一般教養科目に加えて、音楽理論や音楽史などの科目を配置しています。

③教育文化コースのカリキュラムポリシー

- ・音楽に関する体系的な知識と技術の修得を目指して、音楽教育、音楽療法、音楽デザイン、アートマネジメントに関する専門教育科目を、多彩な講義、演習、実習等の授業形態で配置しています。
- ・人間性豊かな教育者や専門家の養成を目指して、ピアノや声楽などの演奏能力を培う科目を配置しています。

食文化学部のカリキュラムポリシー

- ・各学科の教育目標を達成するために、必要な知識・理論や、技術・実践力を修得できるよう講義と実習を効率よく配置しています。
- ・専門性を発揮できる人材を養成できる教育内容とし、学生の主体的な学修を尊重しながら、学生の興味や意欲を涵養できる講義、実験、実習及び学外での実習等を学年配当に従ってバランスよく配置しています。
- ・実践的な能力の修得が必要な科目は、科目横断型又は統合型の授業として学外学習、インターンシップを取り入れて実践力をつけるよう配慮しています。

①栄養学科のカリキュラムポリシー

- ・実践力の養成：豊かな人間性、コミュニケーション能力を備えた管理栄養士育成のために、臨地実習のほかに優れた教育力を持った教員が、少人数制のゼミ、卒業研究ゼミを開設し、人との触れ合いの実践力を養います。
- ・国家試験に向けてのきめ細やかな指導システム：設立以来培ってきた実績を生し、「国試対策室」を設けて、専属の教員をはじめ各科目の専門知識を有する教員が一丸となって難易度の高い国家試験合格を目指した指導を行います。
- ・幅広い進路の選択が可能：管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許のほか、教育現場で活躍する栄養教諭免許、認定栄養カウンセラー、食品衛生管理者・食品衛生監視員資格取得の講座も開講しています。

②現代食文化学科のカリキュラムポリシー

- ・学生の進路希望にあわせたコース別カリキュラムを編成しています。
- ・幅広い進路の選択を可能とするために、基礎資格を修得した上に、本人の選択に応じた履修を可能とするカリキュラムを編成しています。
- ・実践的な能力の修得が必要な科目については、科目横断型または統合型の授業として、学外実習やインターンシップなどの形態で開設し、体験的・実践的科目として配置しています。

子ども教育学部子ども教育学科のカリキュラムポリシー

- ・建学の精神のもとに、学生一人ひとりの人間性を涵養するカリキュラムを編成しています。
- ・現代社会に要請される幅広い教養教育を基礎に「子育てのプロ」として理論的・実践的かつ高度の専門教育を徹底するカリキュラムを編成しています。

- ・人間教育・教養教育・専門教育を統合したキャリア教育を通じて社会から信頼される人材育成を目的としたカリキュラムを編成しています。

大学院音楽研究科のカリキュラムポリシー

- ・大学院における教育・研究目的を実現するために、理論と実践の調和を図りながら、専門性、独創的研究力を涵養・伸長するカリキュラムを編成・実施しています
- ・地域社会における音楽文化の役割を認識し、そのニーズに柔軟にこたえつつ、啓発する力を醸成するカリキュラムを編成・実施します。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

(1) 「菩薩道を歩むプロの養成」のための学士課程教育の体系的編成

本学では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、就業力形成のためのキャリア教育、ならびに各学部・学科の専門教育を積み上げて、体系的な教育課程を編成することが求められる。そこで、建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」を目的として、平成25(2013)年度全学的な学士課程教育の体系を構築した。(図2-2-1)

「教養に関する科目」の中で、建学の精神を基盤とした学生の主体的な学修を促すため、必修科目として、「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」、を1年次前期から開設している。また、国語力、英語力、数学力の学士課程教育に必要な基礎力を形成するために共通教育を行っている。必修科目の「教養基礎Ⅰ」、「教養基礎Ⅱ」では、平成24(2012)年度から国語能力の向上を目的とし、教養教育担当者による共通テキストを作成して指導している。

さらに本学では、学生の就業力育成のため、既存の進路就職委員会、教務委員会、進路支援室、教育企画部と連携して、「人間教育」と「キャリア教育」を両輪に、学生の社会人モラル、基本的なマナーなど社会人基礎力の育成を、「アセンブリー・アワー」内に位置付けた「企業等地域連携講座」、ならびに授業科目である「実務基礎」、「地域貢献実践」等を通して行っている。

その他の「教養に関する科目」については各学部において独自の教育課程を編成しており、「教養に関する科目」の卒業要件修得単位数も学部・学科ごとに異なっている。これは、前述の建学の精神及び各学部学科等の教養教育に関する全学的なカリキュラムポリシーに対応したものである。

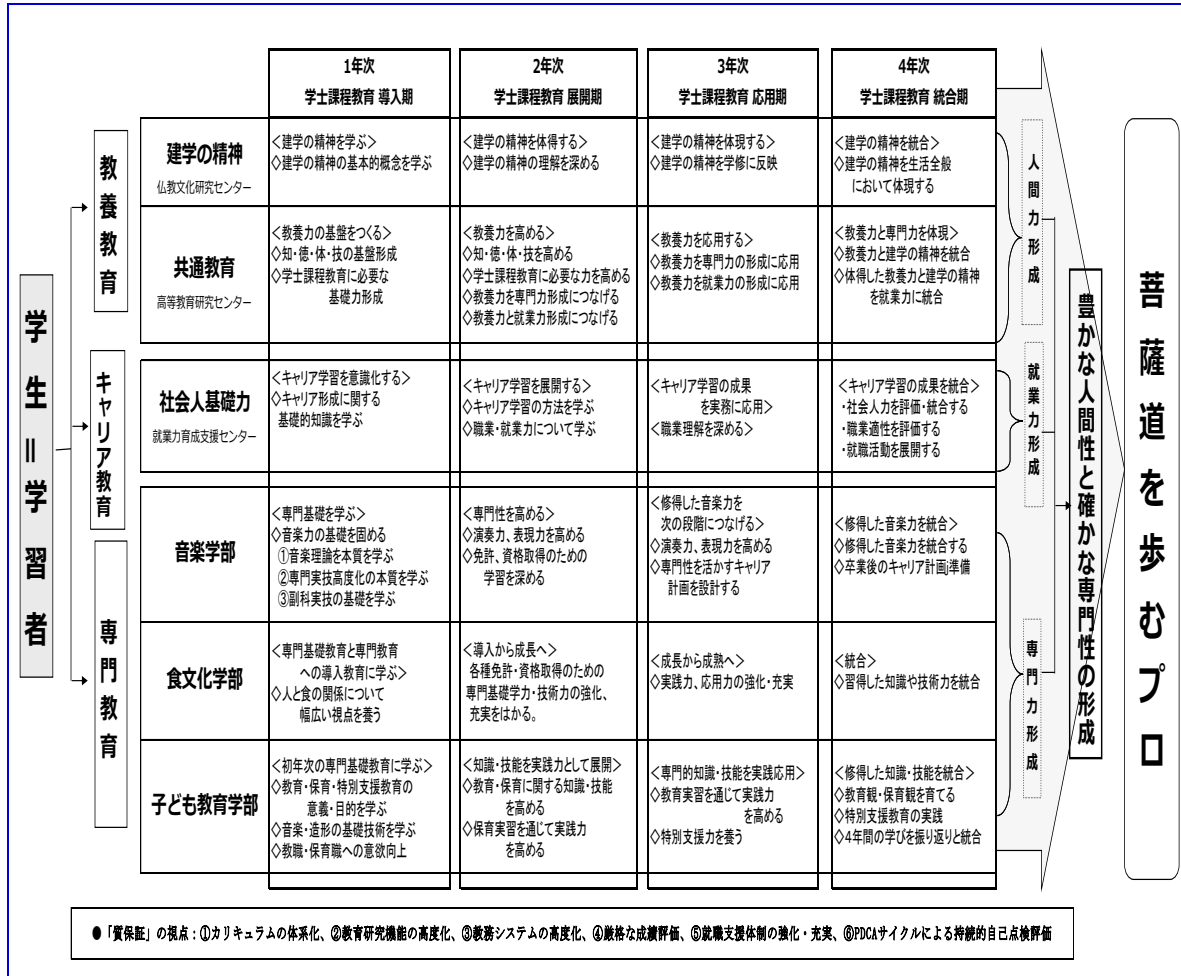


図2-2-1 体系的な学士課程教育の構築

(2) 音楽学部における教育課程編成

音楽学部は、平成25(2013)年度から音楽学科1学科に統合し、モスクワ音楽院特別演奏コース、演奏芸術コース、教育文化コースの3コースに分けている。

各コースの教育課程は、音楽学部及びコースごとに定めたカリキュラムポリシーに基づき編成しており、授業科目は、それぞれ、各コースの専門領域にかかわる「専修科目」と、コース共通の「共通科目」、「教養に関する科目」、「教職に関する科目」および「学芸員に関する科目」で構成している。また、一部の科目については「履修制限科目」として指定し、特定専修の学生と、オーディションによって選抜された履修生のみを履修対象としている。できるだけ幅広く履修できるようにするという方針から、「専修科目」は少なくし、多くを「共通科目」として開設しているのが特徴である。

モスクワ音楽院特別演奏コースは、基本的にはモスクワ音楽院の教育課程に基づいて、卒業後のモスクワ音楽院への留学やプロ演奏家を養成することを念頭に、高度な演奏能力と音楽理論を修得させることと、ロシア語教育の充実に配慮したカリキュラムとなっている。

演奏芸術コースのカリキュラムは、演奏家や楽団員として活躍する人材の養成を目的として、個人レッスンを中心とする実技科目と、少人数クラス編成による演習科目を中心に

構成しており、多様化する学生個々のニーズに応じた細やかな対応が可能となるよう配慮している。

教育文化コースは、音楽科教員、音楽療法士、各種音楽指導者など、学生の多様な希望進路を実現させるために、専修ごとに特色あるカリキュラムを設定している。

(3) 食文化学部における教育課程編成

食文化学部の教育課程は、学部のカリキュラムポリシーおよび法令に沿って「教養に関する科目」、「専門に関する科目」及び「免許・資格取得に関わる科目」に区分し、さらに学科ごとに必修科目、選択必修科目、選択科目の三つに分けている。これらは、各年次の履修単位数及び教育効果を考慮し、1年次から4年次まで教養教育と専門教育のバランスをとって開講するよう配慮している。「教養に関する科目」をさらに「一般教養科目」、「専門教養科目」、「保健体育」、「外国語科目」に区分し、「専門教養科目」は、各学科の専門科目を受講する際の基礎となる自然科学・健康科学・情報処理に関する科目によって構成している。「専門に関する科目」は、「専門基礎分野」と「専門分野」に区分し、学科・コースごとに特色ある科目構成となっている。

栄養学科は、管理栄養士養成課程としての質を保証するために基礎教育と専門教育のバランスをとりながら実践教育を重視しつつ、管理栄養士免許を取得できるよう教育課程を編成している。厚生労働省の認定基準に沿った管理栄養士養成に係る科目のほぼ全てを卒業要件として、本学独自の科目も加え専門基礎科目と専門科目を充実させている。管理栄養士は、予防と治療の両面から、あらゆる人々の健康増進に寄与しQOL(Quality of Life)の向上に努めなければならないことから、確かな知識や技術の裏づけの上に人の心を動かすことのできる人間性が求められる。このような観点から本学科では特に、卒業後、管理栄養士として活躍するために、「人間の食」のあり方について社会環境、人の体、食物を連携して総合的に学ばせ、高度な専門知識と心豊かな人間性を備えた管理栄養士を養成するために必要な知識と理論、技術と実践力を習得できるよう講義と実習を効率よく配置している。「専門に関する科目」は、教育内容別に科目群として「専門基礎分野」と「専門分野」に区分している。いずれの分野も管理栄養士養成課程に必要とされる科目である。専門基礎分野では、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」に関する科目が置かれている。専門分野は、「基礎栄養学・応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」、「総合演習」、「臨地実習（校外実習）」の教育内容に関する科目を置いている。

現代食文化学科では、平成23(2011)年度から新たに「食と健康コース」と「フードコーディネーターコース」の二つのコースを設け、学生の進路希望に応じて充実した教育を行えるように配慮している。

また、両コースとも食に関連する各種資格の取得を支援する教育も重視しており、中学校・高等学校の各教諭一種教員免許（家庭科）、栄養教諭二種免許（食と健康コースのみ）、フードスペシャリスト資格、フードコーディネーター資格、食品衛生管理者・監視員資格、博物館学芸員資格などを取得することができるよう授業科目を設定している。さらに、4

年次への進級要件(両コース)及び栄養士免許取得にかかる栄養士必修科目の履修要件(食と健康コース)を設定するなど、系統的に学ぶ道筋も示している。また、学外実践研修やインターンシップなどの体験型のカリキュラムを充実させ、就業力の向上に結びつけることができるカリキュラム編成である。

現代食文化学科「食と健康コース」は、栄養士免許関連科目を基本にして、食に関する専門的な知識と技術を高めるために、食品を料理にするための調理に関する科目の充実、日本と世界の食と文化に関する科目、人間の食べる食物の成り立ちや消費を学ぶための地産地消実習などの実習科目群を充実させ、実践力の向上を図っている。栄養士関連科目においては、講義内容を体験・発展させるための実習を合わせて受講させ、知識と実践とを融合できるよう配慮している。専門に関する科目は、「栄養士関連科目」、「その他の資格関連科目」、及び「調理学カリキュラム」「モノづくりカリキュラム」「実践力カリキュラム」「栄養関連カリキュラム」からなる共通専門科目で構成している。また、インターンシップや「卒業研究」などがある。

現代食文化学科「フードコーディネートコース」は、食をプロデュースする基礎力として調理力(家庭料理技能検定4級～)を涵養しながら、フードデザイン関連科目、モノづくり関連科目、食文化関連科目となりたい自分に向かって体系的・段階的に専門的な知識と技術が修得できるようにカリキュラムを組み立てている。また、高い実践力と応用力を身につけるための科目として学外実践研修を設けている。「専門に関する科目」は、「専門基礎科目」、「食文化関連科目」、「フードデザイン関連科目」および共通専門科目である「調理学カリキュラム」「モノづくりカリキュラム」「実践力カリキュラム」「栄養関連カリキュラム」で構成している。更に実践力を養成する目的で「学外実践研修Ⅰ～Ⅳ」も設けている。

(4) 子ども教育学部における教育課程編成

子ども教育学部子ども教育学科の教育課程は、学部のカリキュラムポリシーおよび法令に沿って「教養に関する科目」、「専門に関する科目」、「その他の科目」に区分している。

子ども教育学部子ども教育学科は、小学校・特別支援学校教諭コースと保育園・幼稚園コースの2つのコースを設定しており、「教養に関する科目」はコース共通であるが、「専門に関する科目」はコース毎に、開設科目や必修科目は異なっている。

両コース共通の教育課程である「教養に関する科目」には、大学のカリキュラムポリシーに沿った「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」、「教養基礎Ⅰ」、「教養基礎Ⅱ」の他に、卒業後の進路選択の基礎知識となる科目として「実務基礎Ⅰ～Ⅷ」を開設している。

「専門に関する科目」はそれぞれのコースごとのカリキュラムポリシーに沿って編成されている。

小学校・特別支援学校教諭コースの「専門に関する科目」には、小学校教諭、特別支援学校教諭及び幼稚園教諭養成に必要な授業科目を中心に、「教科に関する科目」、「教職に関

する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「その他の科目」に区分して編成し、それぞれ区分ごとに卒業要件単位と免許状の種類別の必修科目、選択必修科目、履修推奨科目等を指定している。さらに「教育実習等に関する科目」、「学芸員に関する科目」を開設している。

保育園・幼稚園コースの「専門に関する科目」の教育課程は、保育士及び幼稚園教諭養成に必要な授業科目を中心に「子どもの教育及び保育の本質・目的」、「子ども及び保育の対象の理解」、「子どもの教育及び保育の内容・方法」、「子どもの教育及び保育の表現技術」、「子どもの教育及び保育のための実習と演習」、「子どもの教育と指導」、「特別支援教育に関する科目」に区分して編成し、それぞれの資格・免許ごとの必修科目、選択必修科目、履修推奨科目等を指定している。さらに「その他」として「教育実習等に関する科目」、「学芸員に関する科目」を開設している。

(5) 大学院音楽研究科における教育課程編成

大学院音楽学研究科の教育課程は、専門性を高めるためこれを「演奏芸術領域」、「教育文化領域」、「音楽文化領域」の3つの領域に分け、さらに「演奏芸術領域」を4つの研究領域に、「教育文化領域」を4つの研究領域に、「音楽文化領域」を2つの研究領域に分けて編成している。また、理論と実践の調和を図るため、「領域実技」科目とこれに対応した実践的科目である「実技教授法研究」や「領域総合研究」を設け、学位審査を論文で受ける者以外には「修了副論文」を必修科目ととしている。

共通科目として設けた「音楽マネジメント論」は、地域社会における音楽文化の振興を図る上で必要となる各種音楽関係催しの企画・立案・運営等に関する実践的な科目である。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-1、2-2-2

2) 教育課程編成方針に沿った授業内容・方法の工夫

(1) 全学共通科目における授業内容・方法の工夫

本学における教育課程編成方針に沿った授業内容・方法の工夫として、全学共通の「一般教養科目」の「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」は全学1年次生必修の授業として、毎週月曜日の第1時限目に全学合同で開設している。「アセンブリー・アワー」と「宗教」の授業は、本学の象徴的な建物である3号館（聖徳殿）で行うことを基本としている。授業の内容は充実した大学生活を送るために留意すべき事項に関する講義や学園長の法話、教員と学生の体験発表等、導入教育として、また建学の精神の理解を深める上での効果を意図した内容としている。

必修科目「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」では、学生の思索を深めるため隔週の開講としている。

「教養基礎Ⅰ、Ⅱ」は平成24(2012)年度から、教養教育担当者による共通テキストを作成して少人数のゼミ形式の授業を行い、国語力の向上と、読む、書く、聴く、話す能力養成を基に、報告・発表と討論・記録等を行うことで、自らが考え相手に論理的に伝える主体性とコミュニケーション力の向上を図っている。また国語力を高めるために日本語検定の受験や、英語力を高めるためTOEICの受験を行い、英語科目は少人数でのクラス分けを

行っている。

キャリア教育としては、1年次の全学部共通の「教養に関する科目」である「アセンブリー・アワー」の4コマを就業力育成支援授業とし、地元新聞社のNIE事業部より講師を招聘しての新聞の読み方と集団討議のポイント講座、地元の企業人18人を講師にした社会人講座と集団討議演習などを実施した。また、導入教育科目である「教養基礎」において、2年次では、産学連携・地域連携によるPBL(Problem Based Learning)形式の実践科目「地域貢献実践」で社会人基礎力育成に取り組んでいる。

音楽学部と子ども教育学部では、企業や教育委員会、学校、保育園、音楽教室等が求める人材を分析し、必要な能力を講義と演習の両形式を使って身につける授業である「実務基礎」を開講している。

授業科目「インターンシップ」は、8・9月中に実施している。インターンシップ先は、学生自らが交渉してきた企業や従来から本学と関わりの深い企業、加えてNPO 法人産学連携教育日本フォーラムが主催するインターンシップ・キャンパスウェブに掲載された企業等である。平成24(2012)年度からは、総社市との包括協定締結に伴い全学共通科目の「インターンシップ」を開設した。食文化学部では、産学連携の実践科目である「インターンシップ」「商品開発実習」「学外実践研修」を履修する前に、「キャリアアップ実習」でキャリア構築の基礎となるコミュニケーション力や文章力、礼儀作法、マナーを学ばせている。

また、食文化学部と子ども教育学部では、全員にノートパソコンを所持するよう指導しており、情報処理に関する教育のみならず、常時パソコンを利用することにより、卒業後求められる情報リテラシーをおのずと身につけられるよう配慮している。

(2) 音楽学部における授業内容・方法の工夫

近年、音楽学部では、入学生の実技力、音楽知識などの面で多様化が顕著である。こうした問題に対応するため、実技力の向上については、個人レッスンによる個々の能力に見合った指導を行い、音楽知識の向上については、「音楽基礎理論」という科目を設置し、これを指名必修科目として受講させている。

音楽学部音楽学科モスクワ音楽院特別演奏コースでは、演奏に関する中核科目の「専修実技Ⅰ～Ⅷ」、「ピアノ奏法Ⅰ～Ⅷ」、「弦楽器奏法Ⅰ～Ⅷ」をモスクワ音楽院から派遣されたロシア人教員によって行っている。また、「ロシア語Ⅰ～Ⅷ」、「ロシア語Ⅰ演習～Ⅳ演習」、「ロシア語会話Ⅰ～Ⅷ」は、プーシキン大学から派遣された教員によって行っており、3年次以降の個人レッスンは通訳なしで受けることができるレベルに到達している。

演奏芸術コースでは、演奏能力の向上を図るうえでの相乗的な効果を目的として個人レッスン科目である専攻楽器等の実技科目と、各種の合奏や合唱、オペラ等を合わせて履修することを推奨している。さらに演奏能力の向上を目指す学生に対しては、オーディションにより「特別演奏法Ⅰ～Ⅱ」として更に高度な個人レッスンを受ける機会を提供している。また、学修の成果の発表の場ある演奏会を多数開催するとともに、演奏会出演希望の学生全員にその演奏会出演の機会を与えるための授業科目として「学内演奏Ⅰ～Ⅱ」を設けている。

教育文化コース音楽教育専修では、音楽教師や音楽指導者を目指す学生に対しては「音楽教育実践研究Ⅰ～Ⅱ」、「音楽科教育演習Ⅰ～Ⅳ」、「教育指導ピアノⅠ～Ⅱ」、「ピアノ教

授法Ⅰ～Ⅱ」、「ピアノグレード演習Ⅰ～Ⅱ」、「電子オルガングレード演習Ⅰ～Ⅱ」等の多様な授業科目を履修し、指導能力の向上を図ることができる体制を整えている。

教育文化コース音楽療法専修では、音楽療法士としての実践的な能力を養成するため、「音楽療法演習Ⅰ～Ⅷ」、「音楽療法実習Ⅰ～Ⅵ」等の演習や実習科目を多数開設している。特に「音楽療法実習Ⅰ～Ⅵ」では、1年次では介護、2年次では成人や高齢者、3年次では児童や精神科に係る実習を経験させることとしている。また、学内の実習施設でも希望する児童等を対象とした実習も行っている。

教育文化コース音楽デザイン専修の「スタジオ音響演習」は、学内のスタジオを利用して、学生が自主制作した曲のレコーディングを行うほか、学外の商業用のレコーディング等を行っているスタジオでの実習も行っている。その他の演習科目においてもレコーディングエンジニアやアレンジャーによる授業を行う等、学生の能力に応じた実践的な教育を行っている。

教育文化コースアートマネジメント専修では、音楽や演劇等の芸術活動を企画・運営する実践的な能力を養成するため、実際の演奏会等の企画・運営を取り入れた授業や音楽プロデューサーやテクニカル・ディレクターの指導による実践的な実習も取り入れている。

(3) 食文化学部における授業内容・方法の工夫

食文化学部現代食文化学科「食と健康コース」では、1年次の前期に「基礎実験」を卒業必修科目として開設している。これは、栄養士資格取得の際に必修となる実験系科目受講の導入科目として設定したものであり、1年次以降に受講することとなる実験科目をスムーズに履修する上での心構えや基礎的な知識、技術を修得させている。

現代食文化学科「フードコーディネーターコース」では、商品開発に関する実践的な能力を養成するため「商品開発実習」や「商品開発論」の授業科目を設け、商品開発の流れを学外での研修等を交えて、学生自身に商品試作や商品企画書を作成させ、また、様々な商品開発の実例についてDVD等を見せながら、開発の成功要因や失敗の原因を学ばせている。

栄養学科では、卒業時に管理栄養士として必要な技術と知識を身につけていることを専門教育の目標としていることから、管理栄養士国家試験合格を目標とした自学自習のための自習室の設置やゼミ室の開放、各種参考書の配備等を行っている。また、管理栄養士・栄養士に関する種々の学修の集大成として、学内に教職員・学生を対象とした「ヘルスケア・レストラン」を開設し、学生に自主的な運営を行わせている。

(4) 子ども教育学部子ども教育学科における授業内容・方法の工夫

子ども教育学科共通の授業内容・方法の工夫については、乳幼児期から児童期の教育を担う人材を養成する観点から、幅広い子ども教育力を身につけるための「接続期の発達と教育」、「子ども文化論」等を開設している。さらに免許取得のための教育実習・保健所実習だけでなく、「児童館実習」、「行動・学習支援演習」、「自律活動実践演習」等の実習・演習科目により、実践力の深化を目指している。

子ども教育学科の音楽教育については、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭として必須の技能であることから、「音楽Ⅰ」から「音楽Ⅷ」までの豊富な科目を設けている。音楽Ⅰ～音楽Ⅳでは個人レッスンによるピアノの授業を1年次から4年次まで開講し、音楽教育の集

大成である弾き歌いの授業では、学生の進路先ならびに学生の実技レベルを考慮したクラス分けによる授業を実施している。

また、単位化はしていないが実践力向上のために、平成22(2010)年度から市内の幼稚園、小学校へ、平成23(2011)年度からは近隣の市に設置された支援学校を対象に、学校支援ボランティアへの参加を推進している。また特別支援力向上のため、倉敷市障害児学級親の会の協力の下「のりもの倶楽部ビーグル」との交流活動や、心理リハビリテーション療育キャンプでの実習、子ども教育学部附属児童文化部「ばれっと」の公演活動など多彩な正課外活動を準備している。今後、平成25(2013)年度に開設したくらしき作陽大学附属幼稚園を利用して自主実習を行うとともに、実践力を養うための種々な学修を実施する予定である。

(5) 大学院音楽研究科における授業内容・方法の工夫

大学院音楽研究科の実技科目は、個人の資質・能力等に応じた指導を行うため全てを1対1の個人指導によるレッスン形式で授業を行っている。また、学位審査を論文で受けるもの以外は「修了副論文」を必修科目として課し、演奏に関する理解を深めさせるとともに学修が演奏のみに偏らないよう配慮している。また、「実技教授法研究」は、将来音楽指導者として活動する際に必要とされる実技の指導能力の養成を目的としたものである。実技に関する自学自習として必須となる個人での楽器等の練習に対応するために、音楽学部の学生と共用の音楽練習室の他にグランドピアノとパイプオルガンを備えた大学院生用の練習室を設けるとともに、PC5台を備えた大学院生用の研究室を2室整備している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-1、2-2-3

3) 組織体制の整備と運用

教授方法の改善を進めるための中核となる組織は、全学的組織である高等教育研究センター及び同センター長が委員長を務めるFD・SD委員会であり、具体的な運用に対応する組織としては全学教務委員会と各学部の教務委員会、教養教育専門部会、教職課程運営委員会がある。高等教育研究センターは、センター長1人及びセンター専属教員2人、学長推薦により各学部から選出された研究員によって構成しており、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)及びIRに関連する調査研究を行う組織である。センターには上記構成員に加え、経営本部長、各学部学部長、大学院研究科長を運営委員に配置している。

「学生による授業改善のためのアンケート」（以下「授業改善アンケート」）は毎年、原則として全授業科目を対象として実施しており、教授方法等に対する学生の評価結果は、担当教員に通知して、教員の教授方法等の改善を促している。

更に、毎年発行している、全員の教育・研究の成果や自己評価を取りまとめた冊子である「教育と研究」には、教員一人ひとりの「教育の理念」、「教育に関する自己評価」、「学生との対話」等についても掲載している。

本学では、毎年度、大学、学部、学科の重点目標を定め、これに基づいて教職員個人の重点目標を定めさせ、その活動内容及び達成度を各人が自己評価した「目標成果管理表」を提出させいる。さらに、教員には教育・研究に関する事項を含む「業績貢献自己報告書

を提出させて、その評価の結果を昇格・昇給に反映させる制度を採用している。なお、評価の際に「授業改善アンケート」の結果も参考としている。

このように、本学では個人のレベルにおいても教育・研究に関するPDCAのサイクルが制度化している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-4、2-2-5、2-2-6

4) 単位制度の実質を保つ工夫

単位制度について学生の理解を深めるために、「学生便覧」に「単位制」に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともにGPA(GradePointAverage)制度、CAP制度等の説明も行っている。

履修登録単位数の上限についても、同様に次のとおり学部学科・コースごとに設定している。

C A P 制度			
音楽学部音楽学科	・ ・ ・ ・ ・	1学期26単位	1学年52単位
食文化学部栄養学科	・ ・ ・ ・ ・	1年次58単位	2年次54単位
		3年次36単位	4年次34単位
現代食文化学科	・ ・ ・ ・ ・	1年次～3年次各50単位	
		4年次40単位	
子ども教育学部子ども教育学科			
小学校・特別支援学校教諭コース	・ ・	1年次40単位	2年次44単位
		3年次50単位	4年次40単位
保育園・幼稚園コース	・ ・ ・ ・ ・	1年次50単位	2年次44単位
		3年次40単位	4年次40単位

卒業要件としていない科目の単位は、この履修上限単位の対象から除外し、2年次以降については成績優秀者に限り、履修上限単位を超えて履修登録することができるとしている。なお、成績優秀者の判定は、「修得単位数」、「GPA」「学修態度の評定」により、各学部学科で総合的に判断することとしている。

さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「予習復習課題」に関する項目を設け、学生が行うべき予習復習の内容を明示している。

本学では、平成22(2010)年度に学生の就業力育成の観点に基づき、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に選定され、「目標設定と継続的成長を支援する人間教育（副題菩薩道を基礎とした地域協働型就業力育成PDCAサイクルと評価システムの構築）」を展開し、「人間教育」と「キャリア教育」を相乗的に推進するための全学的なカリキュラム改正を行ってきた。さらに平成24(2012)年度からは、文部科学省の「大学改革推進事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」で「フィールド系教育の改善・充実」をテーマに取組

を進めている。さらに平成24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された4大学連携による「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」において「アクティブラーニングを活用した授業運営」、「インパクトのある教室外体験学習プログラム」、「授業外学修を実質化した授業デザイン」等の開発に取り組んでおり、学修時間の実質的な増加と確保による単位の実質化を目指している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-1、2-2-3

(3)2-2の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部

「教養に関する科目」については、特に初年次教育の充実、学士力向上、就業力育成および多様化した学生のニーズに対応した効果的な科目の設定について、他の学部とも協力しながら検討を続けていく。1年次必須の初年次教育科目「教養基礎」や「アセンブリー・アワー」の内容や方法、就業力育成のための「実務基礎」の充実などが喫緊の課題であると認識している。

各コースの「共通科目」については、平成25(2013)年度から、「音楽科教育演習」や「マーチング演習」など、学生の主体的、能動的な体験活動による学修を企図する参加型授業の導入を始めた。これらの科目の教育的効果の検証についても、教務委員会等で行う。

現在、教務委員会では、授業科目のナンバリングについても検討している。レッスン等の実技科目については、すでに履修順序や条件が整理されている。それらは、科目名にローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ...）を付して示しており、Ⅰを履修しなければⅡは履修できないようになっている。他の科目については、開講時期の調整等も必要になることから、すぐに導入することは難しい面もあるが、引き続き検討していく。

また、CAP制度における履修登録上限単位については、学生の学習の状況、教育の効果等を検証しながら、授業科目の開設年次やカリキュラムの再検討を行い、順次引き下げて行く予定である。

食文化学部

現在の教育課程は概ね適切かつ体系的に設定されているが、学生の多様化や社会的ニーズの変化は、今後さらに急速に進むことが予測される。そのため、これからも教育課程に関する点検を行い、改善・改革を進めていく必要がある。

具体的には、次の事項について検討を進めていく予定である。①学部・学科の目的及び教育課程編成方針と授業内容のさらなる整合化を推進する。②教養に関する科目の全学共通化を推進する。③他学部・他学科の授業科目履修希望者への柔軟な対応策を検討する。④3学部からなる本学の特色を活かした教育・研究活動を推進する。

また、特に1、2年次の履修登録上限単位については、前述の教育課程の改善・改革及び教育の効果を勘案しながら、授業科目の配当年次を調整し、引き下げる方向で見直し行う。

子ども教育学部

平成25(2013)年度から、小学校教諭・特別支援学校教諭を目指す「小学校・特別支援学校コース」と、保育士・幼稚園教諭を目指す「保育園・幼稚園コース」の2コース制を取

り入れ、1年次から志望する分野に特化したカリキュラムを編成したが、年次進行に従い学修の成果を確認し必要があれば適宜改正を行う。また、平成25(2013)年度に開設した附属幼稚園の積極的な活用を図り、新たな授業科目の開設や既設授業での利用等についても検討を進める。

大学院

地域の音楽指導者としての資質向上を図るため、地域における実践的な音楽活動に関与する具体的な方法を検討する。

2-3学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学では、平成8(1996)年度から教員組織と事務組織を明確に区分するとともに、各種会議体や委員会を原則として教員と職員双方によって構成することとしている。これは、教員と職員の職務区分及び指揮命令系統を明確にして、それぞれがその職務区分と立場に基づいた協調・協働体制の確立を志向したためであり、現在も一部特別な委員会を除き、会議体や委員会は全て教員と職員双方によって構成している。

従って、学生の学修支援や授業支援に関する会議体である教授会や教務委員会、FD・SD委員会、全学教務委員会、学部教務委員会、教養教育専門部会、教職課程専門部会等も教員と事務職員によって構成されており、学生の学修支援及び授業支援に関する教員と職員の協働体制は整えられている。

事務局は教育企画部門と経営企画部門に分かれているが、学生の教育支援や教員支援を担当する教育企画部門に職員を重点的に配置しており、教育企画部門の職員数は経営企画部門の職員数の約2.5倍である。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-1

1) アドバイザー制度

すべての学部で教員による学修・生活支援体制の一環として、アドバイザー制度を設けており、各学部の学生の状況に応じた支援を行っている。アドバイザー担当教員は、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどをキャリア教育支援システム「UNIVERSAL PASSPORT SYSTEM」（以下「UNIPA」）上で常にモニターし、

かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情を配慮した必要十分な指導、助言を行い、体系的な学習支援を行っている。学部ごとのアドバイザー制度の概要は次のとおりである。なお、大学院では、研究指導担当教員がアドバイザーの役目を果たしている。

音楽学部は、従来からのアドバイザー制度を、平成25(2013)年度から、進路就職支援のサポートを手厚くする目的で改善した。UNIPA上で行った進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての情報を多く持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更したのである。従って、教員一人が担当する学生数には10人～20人と差があるものの、より詳細な各分野の情報提供と的確な進路指導が実施できるようになった。

アドバイザー担当教員は、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどをUNIPA上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情を配慮した必要十分な指導、助言を行い、体系的な学習支援を行っている。

食文化学部の学生への学修支援は、アドバイザーによる個別指導をもとに、各学科、教務委員会、教育支援室が協力・連携して行っている。アドバイザーによる支援は以下の通りである。

- ①1年生のアドバイザーは、入学時のオリエンテーションや履修登録の指導、学外オリエンテーション（1泊2日）の引率を行っている。
- ②1年生全員を対象に開講されている「アセンブリー・アワー」のホームルームにおいても、担当学生と自由に話や相談ができる関係を構築している。
- ③UNIPAで、担当学生の履修登録状況、出席状況、成績をモニターし、適宜助言や指導を行っている。
- ④定期的に面談を行い、学生の様々な学習に対するニーズを把握して、可能性を最大限に引き出すよう努めている。
- ⑤担当学生に面談可能な時間(オフィス・アワー)やメールアドレスを示すなど、随時学生が連絡を取りやすいように環境を整えている。

アドバイザーからの学生に関する情報は学科会議で報告し合い、情報を共有する体制が構築されている。徹底した少人数制の支援体制を整備し、学生の学修の基礎となる履修指導は、きめ細かい適切な指導により登録ミスがないように努め、効果を上げている。

学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

3、4年生の希望職種別に教員が就職コンサルタントとして指導を行っている。就職コンサルタントは、希望の業界や職種に就職できるよう、学生一人ひとりの相談や個別指導をしている。

子ども教育学部は、1年次においては「アドバイザー制度」を設けており、1人の学生に対しアドバイザー2人を当て、教員がお互いに情報共有しながら種々の相談事やトラブルに対応するようになっていく。また2年次以降は「ゼミ制度」を設け、各教員のゼミに配属された学生に対し、担当教員が1年次のアドバイザーと同様、学修面はもちろんのこと生活、進路等、あらゆる面において、支援を行うシステムになっている。

アドバイザーからの学生に関する情報は学科会議で報告し合い、情報を共有する体制が

構築されている。学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-2

2) オフィス・アワー制度の実施

本学では、夏季・冬季・春季の学生休業期間を除き、教員は原則として学生の授業開始時間である9時30分から18時15分の間学内において勤務することとしている。これは学生が随時教員に学修や生活上の相談等を行うことができるようにとの配慮によるもので、教職員の必携冊子である「教職員便覧」にもその旨明示している。また、学生が教員の在否を確認し易いよう、大学の本部建物である1号館と学生食堂のある7号館に教員の在否を示す電光掲示板を設置している。

更に、シラバスにオフィス・アワーに関する項目を設け教員ごとのオフィス・アワーについて設定時間等を詳細に明示している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-3、2-3-4

3) TA等の活用

音楽学部では、他大学と連携した遠隔操作授業にかかわる機器操作助手として大学院生1人を採用している。音楽に関する専門科目の合奏やアンサンブルでは、多数必要な楽器や不足する楽器の演奏者をオーディションによって演奏助手として採用し、授業に参加させている。また、合唱やオペラ等の伴奏を必要とする授業についても同様にオーディションによって選考した者を伴奏要員として採用し、授業での伴奏を行わせている。

食文化学部では、助教（実習担当）、助手、教務助手を11人配置し、各種の実験や学生の学修支援を行っている。

子ども教育学部では、個々の授業において以下のような、上級生による下級生へのTA的活動が行われている。

- ・「教育実習研究（事前事後指導）」の中で、教育実習について上級生の体験談や報告会を行っている。
- ・「実務基礎Ⅱ・Ⅳ・Ⅶ」や「教養基礎」において、最上級生である学部4年生が下級生に就職活動の実際について体験を伝えている。
- ・「教育実習研究（幼稚園）」の授業では、3年生に対し、実際に幼稚園実習を経験した4年生から、指導案の書き方、実習日誌の書き方、実習についてのアドバイス等を実施している。
- ・幼稚園実習を終えた3年生が、2年生に対して、アドバイス等の指導を小グループごとで行っている。

4) 中途退学、停学者、留年者への対応

本学においては、主な休退学理由として、「進路再考」、「経済的な理由」、「健康上の理由」が挙げられ、「健康上の理由」では近年精神的な病を抱えた学生が増加している。このような学生に対する健康相談・心的支援のため、保健室員が常駐して対応しているが、特にメンタル面の相談には、カウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、必

要に応じて専門医への相談や診断を勧めている。

生活相談や学修相談等は、担任やアドバイザー及び学科所属の教員全員と教育支援室職員が対応している。特に新入学生に対しては、個別相談と同時に「アセンブリー・アワー」の中で、「交通安全講座Ⅰ・Ⅱ」、「生活安全講座Ⅰ・Ⅱ」、「性感染症講座」、「健康講座」、「人権講座Ⅰ・Ⅱ」等を実施し、1年間を通じて学生生活全般への指導をしている。

経済的な理由による休退学に対しては、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度を設けて、学生の経済的な負担の軽減に努めている。アルバイトに関しても、教育支援室学生支援係が情報を提供している。

修得単位数の不足による退学者を減少させる対策として、アドバイザーや担任によるきめ細かな履修登録指導と学修状況の確認を行っている。また、出席状況に問題のある学生については、その早期発見に努めるため、全教員に授業終了ごとに学生の出席状況をUNIPA上に登録するよう義務付けており、アドバイザーや担任が担当する学生の出席状況を即時に確認することができる体制を整えている。

これらの対策により、退学の前兆や修得単位数の不足の可能性のある学生の早期発見に努めるとともに学科会議等で当該学生に関する各種の情報交換や指導内容・方法についての検討等も行い、中途退学、留年者の減少に務めている。

ただし、本人の事情によっては、むしろ退学や休学することが適切な選択であると思われる場合もあることから、安易に引き止め等を図ることを最善の策であるとしているものではない。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-5

5) 学生の意見等をくみ上げる仕組みの整備及び学修・授業支援体制改善への反映

学修支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムとして、各授業に対する「授業改善アンケート」を実施しており、アンケート結果から授業に対する学生の満足度やニーズを把握し分析することで、次年度以降の授業改善をめざしている。各教員はこのアンケートを踏まえた翌年の授業改善を義務付けられており、改善内容は教員の教育研究活動を記載した冊子「教育と研究」に記載することになっている。また、前述したアドバイザーや担任は定期的に学生からの相談を受け、指導・助言等を行っており、その際に聴取した事項は、各種委員会や学科会議等を通じて学修や授業支援体制の改善へ反映されている。学生会は、スポーツ大会、学生旅行、ボランティア活動等を行うとともに、図書委員会、大学祭実行委員会、各種クラブ、同好会等の活動を支援しながら学生の意見等を汲み上げていることから、学生会役員との担当教員の意見交換の際にもこれらの意見等を積極的に聴取することとしている。また、担当教員は学生総会に出席し、学生からの各種要望をまとめ、その対応策についても検討している。

さらに学生の意見や要望を汲み取るために学生が自由に提案等を行うことができる「改善提案箱」を学内の4箇所を設置している。改善提案箱に提案された意見は、学生支援係の担当者が毎月末に回収し、学生部長が学生委員会において開封して検討を行っている。なお、検討の結果は回答として掲示又は該当する部署の改善に役立てている。また、事務職員の窓口対応やサービス状況についても、学生アンケートを実施して、その改善を図つ

ている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-6

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生の一次対応者であるアドバイザーや担任、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識や技術の向上が必要と思われる場合が増加している。教員からの要望によって、FD&SD全教職員会議でカウンセラーや特別支援担当教員による講演等も行っているが、更に今後このような研修等の機会を設ける予定である。

音楽学部では、教務委員会等において、大学院の授業「実技教授法研究」の一環として、学部生の基礎段階の指導に大学院生を活用する方法を検討している。演奏助手や伴奏要員については、授業ごとの必要に応じて増員等も検討する。

食文化学部では、一部科目では、上級生と下級生が互いに触れ合い学び合う機会があるものの、継続的でないため、今後継続化に向けて具体的な検討を進めていく。

子ども教育学部では、各科目における受講生の学習補助や授業の準備等に関してのTA等の活用について、具体的な方策を今後検討していく。

2-4単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

大学の単位は、学部共通で、授業科目を履修し、試験に合格した場合に認定し、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である旨、学則及び学生便覧に明示し、厳正に適用している。大学院の単位は、授業科目を履修し、試験に合格した場合に認定することとしており、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である。

また、大学においては、他大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、教授会の議を経て厳正に行っている。

本学の大学および各学部、大学院のディプロマポリシー、卒業認定の基準及び適用の状況等は次のとおりであり、それぞれ大学ホームページ、学則及び学生便覧等に明示し、周知している。

くらしき作陽大学のディプロマポリシー（学位授与方針）

くらしき作陽大学のディプロマポリシーは、学生が本学を卒業するに当たって、以下の「学士力」を習得していることを保証するための目標です。

- ・建学の精神を体得し、確かな教養と豊かな人間性を身に付けている。
- ・習得した専門性を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

音楽学部のディプロマポリシー

音楽学部は、次の学生の卒業を認め、学士（音楽）の学位を授与します。

- ・音楽に関する専門的知識・技能を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・音楽学部音楽学科の各コースが教育目標達成のために設定した教育課程の授業科目を履修し、卒業に必要な所定の単位を修得している。
- ・本学が定める「学士力」および各コースが定める授与要件を備えている。

①音楽学科モスクワ音楽院特別演奏コースのディプロマポリシー

- ・モスクワ音楽院の留学生受け入れ基準に対応する知識・技能・語学力を備えている。
- ・自らの専門とする音楽分野において高度で豊かな表現ができる。
- ・演奏家として主体的に学び続け、生涯にわたって自己の表現を追及できる。

②音楽学科演奏芸術コースのディプロマポリシー

- ・音楽および演奏に関する確かな知識・技能・態度を備えている。
- ・自らの専門とする音楽分野において高度で豊かな表現ができる。
- ・演奏者として主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追及できる。

③音楽学科教育文化コースのディプロマポリシー

- ・音楽教育・音楽文化に関する確かな知識・技能・態度を備えている。
- ・自らの専門とする音楽分野に関する理解力と表現力を備えている。
- ・音楽について主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追及できる。

食文化学部のディプロマポリシー

食文化学部は、次の学生の卒業を認め、学士（食物）の学位を授与します。

- ・食文化に関する専門的知識・技能を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・食文化学部の各学科・コースが教育目標達成のために設定した教育課程の授業科目を履修し、卒業に必要な所定の単位を修得している。
- ・本学が定める「学士力」および各コースが定める授与要件を備えている。

①栄養学科のディプロマポリシー

- ・管理栄養士としての専門的知識・技能を活かして栄養、健康指導ができる。
- ・食を通して健全な社会を築くため、主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

②現代食文化 フードコーディネーターコースのディプロマポリシー

- ・フードコーディネーターとしての専門的知識・技能を活かして食文化に関する総合的なコーディネートができる。
- ・食を通して人々の幸せに貢献するため主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

③現代食文化学科 食と健康コースのディプロマポリシー

- ・栄養士としての専門的知識・技能を活かして食と健康に関する指導ができる。

- ・食を通して人々の幸せに貢献するため主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

子ども教育学部のディプロマポリシー

子ども教育学部は、次の学生の卒業を認め、学士（子ども教育学）の学位を授与します。

- ・子どもの教育・保育に関する専門的知識・技能を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・子ども教育学部の各コースが教育目標達成のために設定した教育課程の授業科目を履修し、卒業に必要な所定の単位を修得している。
- ・本学が定める「学士力」及び各学科・コースが定める学位授与要件を備えている。

①子ども教育学科 小学校・特別支援学校コースのディプロマポリシー

- ・教育科学や専門諸科学に関する知識と技術を幅広く習得し、教育活動に取り組むための基盤となる教育実践力を身につけている。
- ・教師として主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

②子ども教育学科 保育園・幼稚園コースのディプロマポリシー

- ・保育科学や専門諸科学に関する知識と技術を幅広く習得し、保育活動に取り組むための基盤となる保育実践力を身につけている。
- ・保育者として主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

大学院音楽研究科のディプロマポリシー

大学院音楽研究科は、次の学生の修了を認め、修士（音楽）の学位を授与します。

- ・建学の精神を体得し、高度の音楽的知識・技能や研究能力と豊かな人間性を身につけている。
- ・音楽に関する高度な専門的な知識・技能を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。
- ・大学院が定める学位授与要件を備えている。

本学学部及び大学院の進級要件及び卒業要件は次のとおりである。これらの、進級要件及び卒業要件は、教授会での十分な審議を経て厳格に適用されており、学士の学位はこれらの学科等の卒業要件を満たしたものに授与している。

音楽学部音楽学科

・進級要件

3年次修了時において、「教養に関する科目」26単位以上、「専門に関する科目」64単位以上、合計90単位以上を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

・卒業要件

音楽学部音楽学科に4年以上在学し（編入学者を除く。以下同じ）、教養に関する科目については36単位以上、専門に関する科目については88単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の議を経て学長が卒業を認めた者

食文化学部

栄養学科

- ・進級要件

2年次修了時において、「教養に関する科目」20単位以上、「専門に関する科目」40単位以上を修得していない者は、3年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

食文化学部栄養学科に4年以上在学し、教養に関する科目については37単位以上、専門に関する科目87単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の議を経て学長が卒業を認めた者

現代食文化学科食と健康コース

- ・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」、「専門に関する科目」あわせて90単位以上を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

食文化学部現代食文化学科に4年以上在学し、教養に関する科目については38単位以上、専門に関する科目86単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の議を経て学長が卒業を認めた者

現代食文化学科フードコーディネーターコース

- ・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」、「専門に関する科目」あわせて90単位以上を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

食文化学部現代食文化学科に4年以上在学し、教養に関する科目については38単位以上、専門に関する科目86単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の議を経て学長が卒業を認めた者

子ども教育学部

子ども教育学科 小学校・特別支援学校コース

- ・進級要件

- ・1年次修了時において、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」合わせて20単位以上修得していない者は、2年次への進級を認めない。

- ・2年次修了時において、「専門に関する」科目40単位以上を含めて、合計56単位以上修得していない者は、3年次への進級を認めない。

- ・3年次修了時において、「教養に関する科目」26単位以上、「専門に関する科目」64単位以上、合わせて90単位以上修得していない者は、4年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目については90単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の議を経て学長が卒業を認めた者

子ども教育学部子ども教育学科 保育園・幼稚園コース

・進級要件

- ・1 年次修了時において、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」合わせて 20 単位以上修得していない者は、2 年次への進級を認めない。
- ・2 年次修了時において、「専門に関する」科目 40 単位以上を含めて、合計 56 単位以上修得していない者は、3 年次への進級を認めない。
- ・3 年次修了時において、「教養に関する科目」26 単位以上、「専門に関する科目」64 単位以上、合わせて 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に 4 年以上在学し、教養に関する科目については 34 単位以上、専門に関する科目については 90 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、教授会の議を経て学長が卒業を認めた者

大学院音楽研究科

・進級要件

特に定めていない。

・修了要件

本大学院の修士課程に 2 年以上在学して、別に定める修了要件単位 32 単位以上を修得し、修了論文、修了演奏、作品発表の審査に合格し、大学院教授会の議を経て学長が修了を認めた者。

【エビデンス集 資料編】 資料2-4-1

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

厳格な成績評価の実施について、教務委員会が各専修部会の調整を図りながら検討を継続している。

本学では、平成24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された取り組みである「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」において、学修評価の基準となるルーブリックを開発し、教員間の評価に関する認識を共有化することによって成績評価の標準化を図る試みや、到達度テストの開発等、教育目的の達成状況の点検や評価方法の工夫・開発についても研究を進めている。

2-5キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) キャリア教育のための支援体制の整備

インターンシップは、多様化、高度化する社会の要請に応えるため、また、学生の職業意識の涵養と知識や技能の習得を促す「就業体験」として、食文化学部で平成16(2006)年度から実施しており。現在は、授業科目「インターンシップ」(2単位)として8・9月中に2週間程度実施している。インターンシップ先は、学生自らが交渉してきた企業や従来から本学と関わりの深い企業、加えてNPO 法人産学連携教育日本フォーラムが主催するインターンシップ・キャンパスウェブに掲載された企業等である。子ども教育学部においては、単位化はしていないが平成22(2010)年度から市内の幼稚園、小学校へ、平成23(2011)年度からは近隣の市に設置された支援学校を対象に加え、学校支援ボランティアに行くことを強力に推し進めている。この直接体験により自己の知識や技能を正しく認識し、仕事観・人生観を醸成するとともに、残りの学生生活で何をすべきかを明確化できることから、具体的な目標の設定と学生の主体的な学修を推進する上で効果を上げている。

食文化学部では、インターンシップ終了後、授業の最終評価として学内で公開の報告会を開き、各自の評価・感想を発表することにより、体験していない学生の「仕事」に対する意識の高揚も図っている。過去3年間の受入企業・団体は48団体、参加学生は75人である。

また、平成24(2012)年度から、総社市との包括協定締結に伴い全学共通の「インターンシップ」を始めた。各学部の教員と事務局教育支援室、事務局キャリアサポートセンター・進路支援室（以下「進路支援室」とが連携、調整を図り、音楽学部3年生1人、食文化学部3年生3人（中国人留学生）、子ども教育学部2年生1人、3年生2人の計7人が参加した。この制度は、総社市が市役所の業務内容や公務員としての心構えやマナーを学ばせ、地方行政に関心を持たせ、総社市への愛着心を抱かせることを目的として設けたものである。平成24(2012)年8月8日～9月21日の期間のうち各自が希望する所属部署と調整した5日間を実施し、10月3日には、参加学生による政策提言発表を含む成果報告会が行われた。

キャリア教育支援としては、教養・専門教育科目内で、人間関係形成、情報探索、将来設計、意志決定等の能力を養成することを基本としている。近年の多様な産業界ニーズに対応するため、1年次の全学部共通の「教養に関する科目」である「アセンブリー・アワー」の4コマを就業力育成支援授業とし、地元新聞社のNIE事業部より講師を招聘しての新聞の読み方と集団討議のポイント講座、地元の企業人18人を講師にした社会人講座と集団討議演習などを実施した。また、導入教育科目である「教養基礎」において、国語力の向上と、読む、書く、聴く、話す能力を養成するとともに、報告・発表と討論・記録等を行うことで、自らが考え相手に論理的に伝える主体性とコミュニケーション力の養成を図っている。2年次では、産学連携・地域連携によるPBL(Problem Based Learning)形式の実践科目「地域貢献実践」で社会人基礎力育成に取り組んでいる。

また本学では、平成22(2010)年度に学長直轄の全学的組織である改革会議内に就業力育成支援プロジェクトを設置して、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に選定された、「目標設定と継続的成長を支援する人間教育（副題 菩薩道を基礎とした地域協働型就業力育成PDCAサイクルと評価システムの構築）」を展開し、「人間教育」と「キャリア

教育」を相乗的に推進するための全学的なカリキュラム改正も行ってきた。平成24(2012)年度には「就業力育成支援プロジェクト」を「就業力育成支援センター」へ組織変更し、~~と~~（教員6人、職員6人）。既存の進路就職委員会、教務委員会、進路支援室、教育企画部と連携して、「人間教育」と「キャリア教育」を両輪に、学生の社会人モラル、基本的なマナーなど社会人基礎力の向上に取り組んでいる。

音楽学部と子ども教育学部では、企業や教育委員会、学校、保育園、音楽教室等が求める人材を分析し、必要な能力を講義と演習の両形式を使って身につける授業である「実務基礎」を開講している。食文化学部では、産学連携の実践科目である「インターンシップ」「商品開発実習」「学外実践研修」を履修する前に、「キャリアアップ実習」でキャリア構築の基礎となるコミュニケーション力や文章力、礼儀作法、マナーを学ばせている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-5-1、2-5-2、2-5-3、2-5-4

2) 資格取得等のための支援体制

就職等の要件ともなる各種資格取得等についても、学部毎に多様な教育課程と支援体制を整えている。

音楽学部では、中学校・高等学校教諭一種免許（音楽）、小学校教諭一種免許（課程認定を受けている他学部での規定の単位を修得する必要がある）、日本音楽療法学会音楽療法士補、日本マーチングバンド・バトントワーリング協会指導者ライセンス（1・2・3級）、全国音楽療法士養成協議会音楽療法士（2種）、博物館学芸員資格が取得可能である。

この他、進路支援室が主導し、正課外のキャリア教育講座等として、音楽講師養成講座「グレード教室（ヤマハ、カワイ、ローランド、日本伝統芸能）」を実施している。

食文化学部栄養学科では、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許、認定栄養カウンセラー、製菓衛生師免許（京都製菓技術専門学校スクーリング）、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格、博物館学芸員資格が取得可能である。

現代食文化学科（平成23(2011)年度食産業学科を統合）では、中学校・高等学校教諭一種免許（家庭）、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格、フードコーディネーター資格、フードスペシャリスト資格、HACCP(Hazard Analysys and Critical Control Point)管理者、家庭料理技能検定（1・2・3・4級）、製菓衛生師免許（京都製菓技術専門学校スクーリング）、博物館学芸員資格が取得可能である。

なお、「食と健康コース」ではさらに、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格（実務要1年以上）が取得可能である。

子ども教育学部では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許、児童厚生一級指導員、認定ベビーシッター、ピアヘルパー、博物館学芸員資格が取得可能である。また、正課外ではあるが教員による「プレゼミ」「教職講座」「課題別講座」を2・3年次に実施し、学生個々人の進路に沿った採用試験対策の支援体制を強化している。

さらに、全学部生対象の正課外講座として、進路支援室が主導し、教員・公務員並びに一般企業の筆記試験対策の「一般教養対策講座」、教員採用試験対策の「教職講座」、業界勉強会「18才からのハローワーク」、また、資格取得支援として「色彩検定」、「TOEIC対策講座」等を企画・実施している。

3) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備と運営

本学では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係作りなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

進路支援室は、室員7人で構成されており、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までをサポートしている。また、1年次より就職決定までの間の「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を併用した指導を行っている。

進路就職委員会学部ごとに設置（音楽学部：教員8人、職員3人、食文化学部：教員8人、職員3人、子ども教育学部：教員7人、職員3人）しており、毎月就職支援の進捗状況や学生の動向等について教員と進路支援室とが情報を交換し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

学生への就職等に関する情報の提供は、進路支援室が行っている。平成24(2012)年度から、UNIPAを導入・活用し、求人情報のWEBでの公開をはじめ、キャリア教育対策講座、業界勉強会、ボランティア活動等の正課外活動の紹介もWEB公開・メール配信で行っている。

また、教員が担当学生を受け持つアドバイザー制度を徹底しており、就職・進学を含めた学生生活全般の相談・助言体制を整備している。教員が学生と個別相談した内容や進路支援室での就職等の相談内容、その他学生の様々な情報がUNIPAに蓄積されており、その情報を教職員相互に共有し学生個々人に適時のアドバイスが提供できる体制を整備している。

進路支援室は、キャンパスの中心である1号館の2階に独立した事務室として位置し、学生は自由に出入りしカウンターで個別相談できるオープンスペース形態としている。就職等に関する多くの資料（企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、大学院募集要項、各種資格取得のための教材等）も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを6台設置し、学生が自由にインターネットを通じて即時に情報を取得できるよう整備している。学生用パソコンにはキャリア・ガイダンスシステム「キャリアインサイト」を設置しており、学生は、このソフトを利用して、4つの側面（能力、興味、価値観、行動特性）から自身の適性を確認することができ、職業情報、キャリアプランニングの作成援助も受けることができる。

このように本学での進路・就職指導は“Face to Face”を基本としており、学生がまず進路支援室に足を運び、進路支援室員と直接面談することによって、就職・進学に対する意識を高めるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を3年次の4月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

さらに、本学学生の採用にあたって、企業が重視する内容を把握するとともに、本学学生に対する企業のニーズを探り、その結果をキャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する指導・助言等の参考とする目的で、卒業生を過去2年(平成23(2011)・24(2012)年3

月卒業)受け入れていただいた企業に対して、当該卒業生に対する評価についての調査を実施した。(調査期間：平成24(2012)年11月1日～30日、回答社数131社)

こうした対応により、食文化学部は10年連続就職率95%以上という高い就職実績を出しており、子ども教育学部も、同様に良い成果を残している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-5-5、2-5-6

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

音楽学部については、就職に対する学生自身の意識向上を図るため、「就職率100%（就職を望む学生の）」を目指しチーム教育を実現する1学科3コース制の導入「実務基礎」、「就業力基礎」などキャリア教育のための授業の充実を図っているところである。音楽学部は、従来からのアドバイザー制度を、平成25(2013)年度から、進路就職支援のサポートを手厚くする目的で改善した。UNIPA上で行った進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての情報を多く持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更したのである。従って、教員一人が担当する学生数には10人～20人と差があるものの、より詳細な各分野の情報提供と的確な進路指導が実施できるようになった(再掲)。今後さらに、的確な情報提供と進路指導に努めていく。また、大学院進学や留学を希望する学生に対する組織的なサポート体制についても今後更に充実させていく。

食文化学部においては、特に3年生を対象とした「就職講座」が、正課外ではあるが、学生に就職への具体的な動機づけや方向性を持たせるために非常に大きな役割を果たしており、今後は、「就職講座」をキャリア教育の正課科目として位置づけることを検討する。

子ども教育学部に関しては、平成25(2013)年3月に2期生が卒業した状況でまだ歴史は浅いが、今後も就職に関する良い成果を残すため、進路就職委員会と進路支援室とが有効な連携を進めていく。更に、キャリア教育の正課科目である「教養基礎」、「実務基礎」と正課外での「プレゼミ」「教職講座」「課題別講座」を精査し、系統的なキャリア教育の正課科目群とすることを検討する。

前述の本学卒業生の採用先の企業の調査により、本学卒業生に対する就職先企業からの率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、就職先企業との対話の必要性等の率直な意見が得られた。今後、こうした成果も活かし、教職員一丸となって、様々な学生の要望にアドバイスができるよう、充実した進路支援内容の構築を目標に、学生のための進路・就職支援を推進する。

2-6教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 授業改善アンケートによる学生評価

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では全学にわたり各学期末に全授業科目を対象とした、授業方法や授業運営についての「授業改善アンケート」を実施している。

アンケートは、学生自身への質問として「授業概要またはシラバスの該当箇所を事前に読んでいましたか」、「予習・復習をしましたか」、「出席状況」、「授業またはレッスンに意欲的に取り組みましたか」の4つの質問項目で調査した。また授業については、「授業またはレッスンは時間通りに行われましたか」、「出席の確認はされましたか」「話し方はわかりやすかったですか」「教員の熱意が感じられましたか」、「この授業またはレッスンを受けてよかったですか」等の12の質問項目で調査しており、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価するための工夫がなされている。アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

表2-6-1 平成24(2012)年度学生による授業改善アンケート

		音楽学部		食文化学部		子ども教育学部	
		前期(%)	後期(%)	前期(%)	後期(%)	前期(%)	後期(%)
ア セ ン ブ リ	予習・復習をした	25	33	25	33	25	33
	授業に意欲的に取り組んだ	90	92	90	92	90	92
	教員の熱意を感じた	94	97	94	97	94	97
	授業を受けて良かった	73	80	73	80	73	80
宗 教 ⅠⅡ	予習・復習をした	8	25	17	28	2	32
	授業に意欲的に取り組んだ	87	91	90	90	90	81
	教員の熱意を感じた	98	97	97	98	94	93
	授業を受けて良かった	63	73	69	70	73	65
教 養 科 目	予習・復習をした	25	34	28	34	38	39
	授業に意欲的に取り組んだ	90	93	93	93	94	93
	教員の熱意を感じた	94	98	97	98	97	97
	授業を受けて良かった	73	80	82	80	89	86
専 門 科 目	予習・復習をした	41	63	44	46	38	47
	授業に意欲的に取り組んだ	94	97	94	95	96	96
	教員の熱意を感じた	94	98	96	97	98	97
	授業を受けて良かった	88	94	86	87	92	90

平成24(2012)年度の学生による授業改善アンケート結果をみると、授業に意欲的に取り組んだという学生の割合は9割であり、教員の熱意を感じたとする割合も9割を超えていた。しかし、予習・復習をした学生の割合は、教養科目で3割前後、専門科目で4割から5割であり、授業に意欲的に取り組んだという自己評価の高さに比べて非常に低い結果であり、今後指導していく必要がある。授業を受けて良かったという授業満足度については、建学の精神を学ぶアセンブリー・アワーが7割から8割、宗教Ⅰ、Ⅱが7割前後であり、一定の成果があると評価できるのではないかと。教養科目は8割、専門科目は9割の学生が授業を受

けて良かったと評価している。

2) 資格取得状況について

食文化学部栄養学科の管理栄養士国家試験においては、ここ数年高い合格率を維持している。これは、教育目的達成のための学修支援効果が確実に上がっている証拠といえる。また、栄養学科の卒業生の70%以上が管理栄養士・栄養士の資格を生かせる職場（病院、社会福祉法人、給食産業、保育園、学校等）に就職している。

現代食文化学科では、3年生対象に栄養士実力認定試験（社会法人全国栄養士養成施設協会主催）を受験することを義務付け、栄養士としての資質向上を図っている。この試験では、栄養士として必要な知識・技術に優れ、絶対的信頼がおけると認められた者に対し「A」の認定が与えられる。認定証Aの取得率は、平成23(2011)年度76.2%(32人/42人中)、平成24(2012)年度85.4%(41人/48人中)であり、高い取得率を維持している。

現代食文化学科「フードコーディネーターコース」の学生には家庭料理技能検定4級の取得を義務付け、調理技術の向上を図っている。「食と健康コース」の学生にも任意だが受験を推奨している。また、現代食文化学科のフードスペシャリスト資格取得率は、平成23(2011)年度89.7%(26人/29人中)、平成24(2012)年度85.7%(30人/35人中)と増加傾向にあり、教育目的達成に向けて、一定の成果が上がっている。

中国からの留学生に対しては日本語能力試験の2級合格を目標とさせ、日本語能力の向上を図っている。

表2-6-1 管理栄養士合格者数（率）の推移

	国試	出願者数	合格者数	合格率(%)
2005	第20回	94	60	63.8
2006	第21回	95	68	71.6
2007	第22回	87	49	56.3
2008	第23回	86	51	62.2
2009	第24回	97	75	84.3
2010	第25回	88	79	89.8
2011	第26回	64	60	96.8
2012	第27回	63 (※)	58	92.1

(※) 平成25(2013)年5月8日現在

表2-6-2 資格免許取得状況（食文化学部）

					取得者数(人)
	栄養学科				
	卒業者 (栄養士免許)	管理栄養士免許	食品衛生管理者 及び監視員資格	栄養教諭 一種免許状	博物館学芸員
2008	87 (75)	51	74	42	6
2009	97 (85)	75	84	22	7
2010	88 (76)	79	79	21	3
2011	63 (57)	60	60	13	2
2012	74 (65)	58 (※)	63	11	0

(※) 平成25(2013)年5月8日現在

取得者数(人)

食生活学科・現代食文化学科					
	卒業者	栄養士免許	フードスペシャリスト資格	中学校教諭・高等学校教諭一種免許状	博物館学芸員
2008	51	40	13	8	3
2009	41	39	11	2	2
2010	46	42	10	6	1
2011	23	19	9	3	0
2012	46	40	19	10	4

取得者数(人)

フードシステム学科・食産業学科					
	卒業者	食品衛生管理者及び監視員資格	フードスペシャリスト資格	中学校教諭・高等学校教諭一種免許状	博物館学芸員
2008	41	30	21	2	5
2009	15	8	7	1	2
2010	20	16	11	1	1
2011	16	9	5	0	0
2012	18	7	7	0	0

子ども教育学部子ども教育学科では「保育実習」、「教育実習（幼稚園実習）」、「教育実習（小学校実習）」、「特別支援学校教育実習」の参加要件を内規で定め、実習該当年までの単位修得状況と成績評価等を判定基準に、実習資格を判定している。内規で定められた参加要件を満たせば、実習参加資格を得る制度を確立している。

表2-6-3 資格免許取得状況（子ども教育学部）

取得者数(人)

子ども教育学科									
	卒業者	小学校教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状	保育士資格	特別支援学校教諭一種免許状	認定ベビーシッター	ピアヘルパー	児童厚生一級指導員	博物館学芸員
2011	66	20	51	47	-	36	21	3	5
2012	55	16	50	41	21	31	13	2	1

3) 就職状況について

平成24(2012)年度卒業生の就職状況は、平成25(2013)年5月現在、音楽学部音楽学科91%（教員7.1%、音楽講師19.61%、演奏家8.9%、公務員等1.8%、一般企業16.1%、病院等3.6%、留学・進学他42.9%）、音楽学部音楽教育学科93%（教員15.2%、演奏家6.1%、一般企業24.2%、病院等30.3%、留学・進学他24.2%）であった。食文化学部では現代食文化学科が98%（病院6.5%、社会福祉法人10.9%、給食産業13.0%、食品流通6.5%、公務員等23.9%、教員10.9%、一般企業15.2%、進学他13.1%）、栄養学科は99%（病院6.8%、社会福祉法人14.9%、給食産業31.0%、公務員等9.5%、教員2.7%、一般企業27.0%、進学他8.1%）である。子ども教育学部子ども教育学科では98%（小学校8.9%、特別支援学校7.2%、幼稚園19.7%、保育所35.7%、福祉施設7.1%、一般企業12.5%、進学等8.9%）であった。

進学も含めて9割以上の就職率を示しており就職状況は良いといえる。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

毎学期終了時には、全科目において「授業改善アンケート」を実施し、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法改善を促している。また、各教員のアンケート結果を学部長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼び出し、直接指導を実施している。各教員は、このフィードバックの結果等を参考に各自が教育に関する自己評価を行い「教育と研究」にその結果や改善の方法等を掲載している。

また、個人の評価に際して、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書」には、教育に関連する評価尺度として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書」は教員の年度ごとの評価に関する中心的な資料であり、これらにも基づいて評価された結果は教員全員に学科長や学部長からフィードバックされる。

【エビデンス集 資料編】 資料2-6-1

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の主体的な学修を促すため、シラバスを平成25(2013)年度から高等教育研究センターが検討・提案した様式に変更したが、その成果を検証し工夫・改善を行う。

教育目的の達成状況を点検する方法として「授業改善アンケート」を継続するとともに、新たな目的達成の点検、評価方法の工夫の検討を行う。アンケートの結果得られたデータの利用についても、FD(Faculty Development)活動の活性化の有益な指標として組織的な取り組みを進めていく。

音楽学部では、ルーブリックを用いた評価方法の導入についても、プロジェクトチームを設けて検討を始めており、実技や演習科目が大半を占める音楽学部では、これを用いた評価基準表を作成することで、学生の能動的な学修意欲を高め、かつ一層厳正な評価が可能になると考えている。

食文化学部では、管理栄養士国家試験の成績や、栄養士実力認定試験、家庭料理技能検定等の試験結果も参考にしながら教育内容・方法や学修指導の方法についての具体的な検討を更に進める。

子ども教育学部では、内規で定められている、「保育実習」、「教育実習（幼稚園実習）」、「教育実習（小学校実習）」、「特別支援学校教育実習」の受講要件を実情に沿う形で見直すとともに、学科会議、教授会等の場において授業のあり方、厳正な成績評価等について検討を行う。

2-7学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導組織の設置と適切な機能

学生の生活の安定のため、各学部・学科とそれぞれの教員によるアドバイザー、教員と事務職員で構成する学生委員会、事務局の教育支援室学生支援係（以下「学生支援係」）及び保健室が学生生活全般の支援体制を組み、相互に協力して学生に対処している。

学部教授会、学科会議は学生生活全般について協議・検討し、学部・学科単位での学生支援に当たり、アドバイザーから提案された学生生活についての諸問題にも対応している。アドバイザーは、担当学生の学内外の生活や学修の支援、進路支援等に亘り個々の学生の全般的な指導・サポートを行っている。音楽学部では原則として専修実技科目のレッスンを担当している教員がアドバイザーを務めており、非常勤教員がレッスンを担当する学生については、専任の教員が分担して担当している。食文化学部では1年・2年次生は学科所属の教員が分担し、3年次生以降はゼミの担当教員がアドバイザーを兼ねている。子ども教育学部では、1年次は1人の学生あたり教員2人が担当し、2年次以降はゼミ担当がアドバイザーを兼ねている。各アドバイザーはUNIPAによって担当している学生が履修しているすべての授業の出席状況を確認することが可能である。問題があれば呼び出して指導を行っている。またレッスンやゼミなどでも担当の教員が個別に生活面での指導・サポートも行っている。

学生委員会は各学部から選出された10人の教員と3人の事務職員から構成されており、全学的な学生サービスや厚生補導に関する事項、学生会との連携等を審議・検討している。平成24(2012)年度に実施した学生の休退学に関する調査・分析も学生委員会が主導して行った。

学生支援係は、教育支援室内に設けられており、学生の生活指導や厚生補導に直接当たるとともに、アドバイザーや学生委員会を支援した間接的な学生支援も行っている。また、教育支援室には教育に関する支援を担当する教務係も設置されており、相互に緊密な連携を取りながら各種の問題に対応している。

保健室は、教育支援室に所属し、保健師を配置して、学生の体の健康、心や健康の問題に対応しているが、特に注意を要する問題を有する学生については、カウンセラー、精神科医、校医が担当している。

こうした組織による、学生へのサービスや厚生補導のほか、1年次生に対しては、全学必修の授業科目である「アセンブリー・アワー」で、生活面・健康面の基本的な教育を行っており、平成24(2012)年度は、本学が立地する地域を管轄する玉島警察署の交通安全課長や生活安全課長による、「交通安全講座」、「生活安全講座」、「薬物に関する講座」、日本脱カルト協会へ講師の派遣を依頼して行った「カルト講座」、本学教員による食や感染症に関する健康講座、本学のカウンセラーによる精神的な健康に関する講座を行った。また、この授業の中で毎月実施されるホームルームでは、学科毎に担当する教員全員が出席し、生活全般の指導も行っている。「生活安全講座」では、特に女子学生の安全を守るために全員に防犯ブザーを配布している。

また、学生指導には保護者との連携や協力も重要であることから、毎年保護者懇談会を

開き、各学部の教員や学生支援系の職員も出席して、学生の大学での様子と家庭での情報の共有を図り、よりきめの細かいサポートができるように配慮している。この懇談会は、食文化学部、子ども教育学部では6月に開催しており、音楽学部では学生の出身県が広範囲のため、6月に本学において9月には本学及び九州・四国・山陰の4箇所でも開催している。保護者懇談会では、全体懇談のほか個別懇談も行っており、個別懇談では、学生の大学での様子を的確に伝えるため、アドバイザーやレッスン担当教員から当該学生の学内外での生活や学修全般に関する報告書を提出してもらって懇談にあたっている。また保護者からの重要な情報・要望は学部・学科、アドバイザー、学生委員会、学生支援係、保健室等にフィードバックしている。

2) 経済的な支援

経済的支援は主に奨学金である。奨学金に関する諸業務は事務局教育支援支援室の学生支援係が担当している。新入学生に対しては、入学式直後の新入生オリエンテーション期間に奨学金に関する説明の場を設け、在学生に対しては、年度当初のオリエンテーションの際に説明の場を設けて詳細な説明を行う他、随時学生支援係の窓口での説明や相談を行っている。奨学金としては、日本学生支援機構やあしなが奨学金等の外部機関によるものの他に、本学独自の奨学金や学資ローンの利子補助の制度も設けている。奨学生の選定は、各学部から選出された教員と学生支援係によって構成する奨学金委員会が、学生の家庭の経済状況を主眼として行っている。また、保護者の死亡など緊急な場合には応急奨学金という制度も設け、学生の実情に応じて随時対応できるよう配慮している。

3) 課外活動の支援

課外活動の中心は、学生会活動、クラブ活動や同好会活動である。学生会活動は学生委員会や学生支援係が中心となって適宜指導・助言を与え、必要に応じて直接その活動を助力することによるサポートを行っている。クラブ活動や同好会活動は学生会の下に組織されていることから、学生会を通じた間接的なサポートが中心となるが、それぞれに教職員の顧問がおり、直接的な活動のサポートは顧問が行っている。また、クラブ活動ではないものの、教職員のサポートによる各種の発表会的な課外活動（各種団体・組織・施設・教育機関からの依頼演奏や、行政や民間企業との共催による演奏会、および学内の各種アンサンブルの発表会、専修、指導教員ごとの試演会等）も活発に行われている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-7-1

4) 健康相談、心的支援、生活相談

健康に関する直接的な相談や対応は保健室が中心となって行っており、必要に応じて校医への相談を行うとともに病院での受診を勧めている。また、感染症等で全学に亘る緊急な事態に対しては、随時「危機管理委員会」を招集しこれに対応している。

メンタル面での学生相談は、アドバイザーや保健室による対応のほか、状況に応じてカウンセラーが週に2回、精神科専門医が月1回担当している。保健室やカウンセラーなどの学生の利用状況や相談の概要は保健室がまとめて毎月文書で関係部署に報告し、学生の心身の健康等に関する情報を共有している。カウンセラーまたは精神科専門医の相談は、保

健室が申し込み受付窓口になっているが、アドバイザーや学生支援係に相談に来る学生もあり、こうした場合は保健室と連携し対応している。学生の個別の生活に関する相談は主にアドバイザーと学生支援係が対応しているが、学部・学科に関する事項は学部・学科の教授会や学生委員会で、全学に係る事項については学生委員会が対応することとしている。

5) その他の支援

災害への備えも学生支援の重要な項目である。そのため、アセンブリー・アワーの一コマとして避難訓練を実施している。同時に玉島消防署の署員によるAED（自動体外式助動器）の講習も行っている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

日常的な学生生活に関わる学生の意見・要望の把握は、アドバイザーによる学生面談、学生支援係による学生対応、改善提案箱による学生からの投書等によって行っている。

アドバイザーは学生の生活指導等を行うため常時学生と面談していることから、その際に個々の学生の意見や要望を収集することが可能である。また、学生支援係にも常時学生が相談や質問に訪れており、学生の意見や要望もその際に随時聴取できる。改善提案箱は学内四ヶ所に設置しており、学生は意見や要望等を随時投書することができる。また、学生会との協議や学生総会でも学生の意見・要望を汲み上げている。

こうして把握した学生の意見や要望は、その内容に応じて、各学部・学科や学生委員会、学生支援係等で、協議・検討し、適切に対応するよう配慮している。

これらの日常的な学生の意見・要望の把握体制の他、学生一人一人の意見や要望、満足度を調査するため、平成24(2012)年度には全学生を対象とした「学生満足度アンケート」をUNIPAを使ってオンラインで行い、分析の結果を報告書としてまとめた。今後この結果を基に改善を図る予定である。

【エビデンス集 資料編】 資料2-7-2

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生支援の内容や方法に学科やアドバイザー各々によって若干バラつきが見られることから、今後はアドバイザーの業務の明確化や平準化を進める予定である。最近の学生は以前の学生と比べ、特に精神面への支援が重要になっている。これに対しては、現在保健室が中心となり、カウンセラーや専門の精神科医による対応を行っているが、日々の生活指導はアドバイザーが担当していることから、従ってアドバイザーにこうした相談等に対する一定以上のノウハウが求められるようになってきた。FD&SD全教職員会議においても、問題行動のある学生への対応講座等を開催しているが、こうした施策も今後更に充実する予定である。

学生の質的な変化もあり、学生の主体的な運営により活動を行うことが本旨である学生会の会長以下のスタッフを確保することが難しくなりつつある。学生会は大学祭を始め学生が主体となっていく各種の活動の中核である。また、クラブ活動や同窓会活動等の課外活動も学生会が統括しており、大学を活性化する上で学生会の活発な活動は大きな要因であることから、学生委員会・事務局担当部署を核として学生会運営スタッフの確保、活動

の支援等の強化を推進していく。

2-8教員の配置・職能開発等

2-8教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準に定める本学の必要最低教員数は、学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数、大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を合わせて53人である。（本学は、平成25(2013)年度から音楽学部及び子ども教育学部の収容定員を変更した。法令上の必要教員数は、以下変更後の収容定員に基づく法令上の必要教員数によって算出したものである。）本学ではこれを上回る79人の専任教員を配置している。

音楽学部音楽学科は収容定員440人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は11人である。本学では教職課程（中・高一種）の教職に関する科目の担当教員3人を除いて、16人の専任教員を配置しており、これを充足している。

食文化学部現代食文化学科は収容定員328人、栄養学科は344人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各7人である。本学では教職課程（中・高一種、栄養一種）担当教員1人を除いて、11人と19人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、栄養学科は管理栄養士養成施設、現代食文化学科食と栄養コースは栄養士養成施設であり、それぞれ栄養士法施行規則第9条および第11条に定められている分野ごとの必要専任教員数も充足している。なお、食産業学科は平成23(2011)年4月から募集を停止しており、大学設置基準には必要専任教員数の定めはないが、学生の教育に支障がないよう3人の専任教員を配置している。

子ども教育学部子ども教育学科は収容定員454人であり、大学設置基準上の学部等の種類及び規模に応じ定める専任教員数は10人である。本学では教職課程（特支一種）担当教員3人を除き、22人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、子ども教育学科は保育士養成施設であり、指定保育士養成施設指定基準、児童福祉法施行規則に定める必要専任教員数も充足している。

本学は大学院音楽研究科音楽専攻も設置しており、専任教員14人が学生の指導にあたっている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用及び昇任については、くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学教員採用・昇格規程及び昇格審査細則に基づき運用されている。教員の採用・昇任に関する事項については、これを審議するための機関として人事委員会が置かれ、人事教授会に提案すべき案件を審議している。教員採用については、年ごとに退職などによる専門分野教員の欠落を充足する観点を中心となっているため、毎年定期的に採用は行われていない。通常新任教員の採用は公募で行うが、専門分野によっては、大学の特性をより理解して教育に生かす目的から広く推薦を求めたうえで採用している。

本学の教員の評価体制の中心は、平成16(2004)年度から導入した人事評価制度である。この制度のもと、全教員が年度末に教育、研究、大学運営業務全般にわたる自己の活動を、「業績貢献自己報告書」に記載して提出している。この報告書では、教育に関連する評価尺度として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、教員の年度ごとの教育・研究の成果の報告書という側面も有している。全教員が作成した「業績貢献自己報告書」は、人事評価の重要な参考資料であり、学科長、学部長、最終的には学長が点検し、評価している。平成13(2001)年度より毎年2回実施している「学生による授業評価アンケート」は平成17(2002)年度より「学生による授業改善のためのアンケート」と改称し、より授業の改善に資するための内容に改変した。その結果は今後の授業に活用することを目的として各教員にフィードバックするとともに、人事評価の参考データとしても有効に活用しており、教育研究の評価体制のひとつである。また、この人事評価制度では、個人の重点目標達成度も加味することとしており、日常の教育研究への取組みだけでなく、1年間の大学への貢献度も併せて評価している。なお、この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に開示している。

本学では教職員を対象とした研修会を開催しており、毎年度実施しているFD&SD全教職員会議や不定期に実施の宿泊を伴うワークショップがある。FD&SD全教職員会議は、4月、9月、1月に開催しており、ここでは学部・学科・事務局の重点目標とその進捗状況の報告や学内外の講師による講演も行っている。平成23(2011)年度のワークショップでは、「使命を実現する仕事（業務）の見直し」「KSUに今後求められる人材像→作陽人」「風土の改善に向けて、我がTOP Managementチームとして取り組むべきこと」とのテーマで管理者研修を行った。また、本学では教職員全員が個別に提出する「建学の精神」に関するレポートを編集した冊子の刊行を毎年行っており、各教職員が日ごろ考えている教育目的を建学の精神に沿ってまとめたものとなっている。更に教員の教育・研究に関するFDの一環として、平成9(1997)年から専任教員全員の教育目標とそれへの取組み、研究内容、活動状況等を毎年度末にとりまとめた、「教育と研究」と題した小冊子を刊行している。

平成24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された取り組みである「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」においては、アクティブラーニングを活用した授業運営方法の導入に向けて、各教員のアクティブラーニングの手法の修得と、学習目標の設定から学習目標に見合った授業内容及び授業方法の準備、授業外での学習・評価方法まで一貫性のある授業デザイン力の養成に関する検討を開始している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-8-1、2-8-2、2-8-3

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では各学部の教育について検討する教務委員会とは別に、全学にまたがって教養教育専門部会、教職課程運営委員会が組織されている。教養教育専門部会は教養科目を担当する教員で構成されており、全学における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通科目の設定や履修について話し合い、その結果を教務委員会や教授会へ提案している。このような学部横断の教養教育専門部会の存在は、本学教養教育の特徴であり、全学必修科目である「宗教」や「アセンブリー・アワー」といった科目を開設し、建学の精神に基づく宗教的情操教育の充実を図る上で有効に働いている。

平成23(2011)年度、高等教育研究センターにおいて本学の教養教育の充実を期し、研究と実践の推進によって、学生の基礎学力の向上を図ることを構想し、全学的な視座に立脚してカリキュラム改革を行うことを目的として教養教育改革室（現在は「教育改革室」に改称）を開設した。教養教育改革室では、国語力・英語力・数学力（算数力）の向上を目的とし、基礎学力向上計画を立て、教養教育専門部会・教務委員会・教授会へ提案し、計画の実現を図っている。具体的には、平成24(2012)年度入学生から国語力の向上のため、1年生の必修科目である「教養基礎」（音楽学部・食文化学部）の内容を日本語教育中心に改変し、音楽学部・食文化学部・子ども教育学部の1年生全員に日本語検定を受験させることとした。また、英語力の向上のため、音楽学科モスクワコースを除き、全学にて英語を必修化し、TOEICの受験を行わせることとした。

【エビデンス集 資料編】 資料2-8-4、2-8-5

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

平成23(2011)年度、子ども教育学部および大学院音楽研究科は完成年度を迎え、平成24(2012)年度からは3学部1研究科として確立した体制のもと教員配置・職能開発を行っているが、平成25(2013)年度からの学科再編・定員変更により、学園全体として計画的な教員配置の見直しが必要になってきている。教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等をさらに充実させ、さらなるFD活動の充実に努めることとする。また、教養教育のみならず、組織として学部を横断する形での教務委員会の活動への要求が高まっており、学園全体で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていくものである。

2-9教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は倉敷市の西部、玉島地区にあり、閑静で自然環境に恵まれた丘陵上にある。位置、形状、周辺地域との調和等の点で大学用地として非常に恵まれた条件を備えており、学生が情操を養い学習に励むのに適した環境である。校地面積は、併設の作陽音楽短期大学の校地面積を含めて150,335㎡ある。これは大学設置基準が求める面積（完成年度時：15,920㎡）を大きく上回っている。

校地は山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で5分の距離にあるため自家用車で通学する学生も少なくない。それらの学生のために410台駐車できる無料駐車場を備えている。この駐車場は、学生の学習成果発表の機会である演奏会や本学主催の市民向け各種講座等の集客の点でも機能している。

運動場には簡易的な夜間照明設備を設置しているので夜間も利用できる。

校舎は1号館から11号館までの11棟を設けており、校舎面積は33,262㎡である。これは大学設置基準が求める校舎面積13,910㎡の2倍以上ある。これらの校舎は、自然との調和を重視する思想に基づいて設計されており、形状、色彩ともに周囲と調和している。

講義室は1号館、2号館、5号館及び6号館に設けている。1号館は主として音楽学部が、2号館は作陽音楽短期大学が、5・6号館は食文化学部と子ども教育学部がそれぞれ使用している。講義室は合計19室あり、1室の平均面積は154.3㎡である。本学の収容定員1,602人に対して、講義室の収容人員は2,475人である。定員25人から350人に至るまで多彩な規模の講義室があり、多様な授業形態に備えている。大半の講義室の机と椅子は固定式であり、全室に視聴覚設備を備えている。

1・2号館には、講義室のほかに合唱、合奏、オペラ等の演習形態の授業に対応するために演習室とアンサンブル室を設けている。日本伝統芸能用のアンサンブル室（1号館）と邦楽合奏用のアンサンブル室（2号館）もある。演習形態の授業だけでなく演奏会にも使用できる大講義室（定員350人）も備えている。専任教員には全て一人1室の研究室を配備している。音楽学部の演奏系の教員の研究室では、実技の個人レッスンも行っている。この研究室は音響効果を考慮して設計しており、二重扉等の防音設備を設けている。ピアノ専門のレッスン室には2台のグランドピアノを、ピアノ以外の楽器のレッスン室にもグランドピアノを常備している。そのほかの楽器も学生数に応じた数量を備えており、定期的に調律等の整備をしている。

5・6号館には、講義室のほかに、栄養士、管理栄養士、中・高等学校家庭科教諭教員、保育士、小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭を養成するための演習室、実習室及び実験室を設けている。講師以上には個人研究室を配備しており、実験系教員の研究室には専用実験室を付設して、学生実験もできるようにしてある。非実験系教員の研究室には専用演習室を付設しており、ゼミナールや卒業研究の指導にも使用している。専用実験室および専用演習室は、研究室と研究室の間に配置し、廊下側からのみならず両側の研究室からも直接出入りができる構造である。

11号館には、子ども教育学部の教員研究室、学生用の自習室等を配置している。

講義棟以外の校舎として3号館（大講義室）、4号館（音楽練習棟）、7号館（食堂棟）、8号館（図書館）、10号館（音楽ホール）、11号館（音楽交流センター）を設けている。

3号館（聖徳殿）は本学の建学の精神である「大乘仏教に基づく宗教的情操教育」を象

徴する大講義室であり、法隆寺の夢殿をモチーフとした六角堂になっている。ここには岡山県下最大級のパイプオルガンを設置し、学生と教職員の心の拠り所として宗教行事の他、宗教の授業を始め講義や講演だけでなく演奏会等にも使用している。

4号館は学生用の音楽練習棟であり、ここには77室の練習室を備え、67室にピアノを配置している。個室のみならずアンサンブルができる部屋もあり、学生は簡単な手続きを経て8時から21時まで無料で使用できる（一部期間を除く）。7号館は、食堂のほか喫茶室、売店、ATMを設けている食堂棟である。10号館は定員810人の音楽ホールであり、各種の演奏会やオペラ上演や日本伝統芸能の公演も可能な設備を備えている。11号館は音楽を通じて地域住民と交流するための拠点としての音楽交流センターの機能も担っている。

8号館は図書館であり、本学と併設の作陽音楽短期大学で共用している。1階には、受付カウンター、オーディオルーム（40ブース）、グループ視聴室（2室）、開架書庫（電動）、閉架書庫（手動）等がある。2階には、書架、雑誌架、閲覧室、個人閲覧室等がある。昇降は、階段のほかにエレベーターも設置している。

体育施設としては、前述の運動場のほかに、温水シャワーを備えた体育館である9号館(1,470 m²)と、ナイター設備を完備した2面のテニスコートを設けている。これらの施設はスポーツ実技の授業のほかクラブ活動でも利用されている。

情報サービス施設としては、教育支援室が管理運営している情報システムUNIPAがその機能を果たしている。平成23(2011)年度に導入したこのシステムを通じて授業や学生生活に係わる情報を一括して学生に提供するとともに、学生からのアンケート回答を受信するなど双方向的に活用している。学生はこのシステムに学内外のパソコンのほか携帯電話やスマートフォンからもアクセスできる。学生と教職員のパソコン使用のサポートをするために事務局にパソコン・サポートセンターを設けており、学内ネットワークの管理運用や、学内のパソコンにウイルス対策を行うなどの情報環境の保全も行っている。

研究や学習に必要な情報のサービスに関しては主として図書館が、進路就職に関する情報のサービスに関しては進路支援室が担っている。

付属施設としては、野外音楽堂、クラブハウスなどを設けている。野外音楽堂は屋外でのコンサート用のものであり、屋根付きステージと無蓋の250席の座席を備えている。クラブハウスは2階建て20室の建物でクラブ活動のための部室棟であり、入居クラブの選定をはじめ運営は学生会が行っている。学生会のためには専用の学生会室を7号館（食堂棟）内に設けている。平成25(2013)年4月に構内に開園した定員100人の附属幼稚園では、「音楽」、「食文化」、「子ども教育」という三分野の教育資源を活かした幼児教育を展開している。

校地は、全体に亘って緑化を行っており、通路、広場、駐車場等を除いた地表面はおおむね緑で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電や送水のための配線や配管も地中に埋設しているので、電柱がないだけでなくメンテナンスや将来の増設も容易である。これらの景観面や機能面の工夫により校地内は見通しが良く開放的である。その上、車両用道路を校舎群の外に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているので、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動はもっぱら歩行によって行われているが、主要校舎を中央広場周辺に適度の間隔を置いて配置しているので、移動も容易である。

全校舎は冷暖房を完備しており、比較的大きな講義室、実習室、実験室等の空調や防災

に関する事柄は、省力化や効率化を図るため1号館地下にある中央監視室で一元的に管理している。特に冷暖房に関しては、外気温や室内温度に基づいて温度調整を行ったり、時間割などに応じて稼働させるかどうかを決めている。一方、研究室、レッスン室、演習室等の小規模な部屋の空調や防災は、使用者がその部屋ごとに行っている。したがって、各部屋の状況に応じた空調や防災が行われている。また、校舎内を原則禁煙として特定の場所以外での喫煙を認めていないことも、教育研究環境の快適さを促進している。

学生の日常の福利厚生に資する環境としてフリースペース（6号館1階）と休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備え、学生が自由に学習や談話ができるようにしてある。休憩コーナーは1・2・4（練習棟）・5・6号館のほぼ全階と7号館（食堂棟）北東に設け、各所にベンチを設置している。テーブル、ロッカー、新聞、自動販売機を備えているコーナーもある。

図書館は平日9時から20時まで開館している。授業は18時15分に終わるので、学生は授業終了後も図書館を利用できる。21時まで学内にとどまれるが、女子学生が多いのと大学周辺は閑散としているので、20時以降の開館への要望はほとんどない。土日は開館していないが、行事等があれば臨時に開館する。

館員は館長のほか専任2人、非常勤3人である。館員と協力して図書館の有効活用を図るため教員で構成する図書委員会のほかに、学生で構成する学生図書委員会を設置している。委員は例年10人から20人位である。学生図書委員会は図書館運営に関する要望提出、選書、図書館関係行事の共催、図書館からの相談に対する回答等の活動を行っている。また、図書館の利用を促進することによる学生への学習支援として、新入生全員に対して図書館ガイダンスを実施している。ガイダンスでは図書館利用法の紹介のほかに情報収集の手引きなども行っている。情報収集の手引きを発展させたサービスとしての文献検索演習も用意しており、受講者からの申し込みに応じて実施している。

図書館は、平成25(2013)年5月1日現在、図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて約18.6万点所蔵することができる。平成25(2013)年5月1日現在の所蔵量は、図書140,685冊、楽譜が26,065冊である。学術雑誌は和洋合わせて137誌を、一般誌は24誌を定期購読している。そのほか311誌の紀要と28誌の一般雑誌の寄贈を受けている。視聴覚資料は18,306点所蔵している。平成25(2013)年度の本学学生1人当たりの図書・楽譜所蔵冊数は118.7冊であり、学部数2～4の私立大学生の平成24(2012)年度の平均92.6冊（「文部科学省学術情報基盤実態調査大学図書館編」）を上回っている。

図書などの資料は、本学の教育目的と現状に合ったものを重点的に収集している。具体的には、音楽、食文化及び初等教育に関して必要性の高い資料を重点的に収集するという基本方針の下、教職員と学生の要望に基づいて行っている。できるだけ遺漏がないようにするため、図書委員、学生図書委員及び図書館員も選書している。

利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証または職員証の読み取りによって行っている。貸出・返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードの読み取りによって行っている。

図書、楽譜、LD、DVDはコンピュータで検索ができる。VHSやCDも、コンピュータ検索ができるように整備中である。雑誌は、受け入れから製本までの全処理を雑誌管理システムによって行っており、タイトルやフリーワード等でコンピュータ検索ができる。

館外の文献や学術情報を入手するためNII（国立情報学研究所）学術コンテンツポータル、医中誌Web等計6種の外部データベースと契約している。これらに加えて、電子ジャーナル、医学論文情報提供サイトPubMed、他館の所蔵資料を検索できるサイト等38種のサイトにリンクを貼っている。これらは図書館のホームページを通して利用できる。

以上の検索システムは、図書館のホームページ上に公開しているので、希望者はインターネットを経由して学内外から検索ができる（一部学内限定）。また、図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入・複写依頼、新着図書情報の収集、ガイダンスの申し込みなどができる。

閲覧席は、2階に176席と個人閲覧室の6席を設けている。無線LANを備えているので学内LAN設定のパソコンを持参すればどの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1階のオーディオルーム室内にはオーディオ視聴ブース28席（2人掛け可）とパソコン利用ブース12席を設置している。閲覧席数（182席）やパソコン台数（12台）は需要に十分対応できている。

平成 24(2012)年度の利用状況は前年比で、入場者数は 0.96 倍、貸出冊数は 0.88 倍、視聴覚資料の利用点数は 0.59 倍、パソコンの使用件数は 0.70 倍である。平成 24(2012)年度の学生 1 人当たりの貸出冊数は 8.1 冊であり、学部数 2～4 の私立大学生の平成 23(2011)年度の平均(7.0 冊)を上回っている（前掲書）。

コンピュータ等を設置したIT施設としては、情報教育用教室等（1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室）と藤花楽堂スタジオ（録音スタジオ）のほか、研究室、レッスン室、演習室、図書館、事務室がある。それらは常時インターネットへのアクセスが可能な情報ネットワーク（学内LAN）に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタ等を設置して、基本的なIT環境を整えている。

音楽学部の学生が日常的に利用する情報教育用教室と図書館には学生用のコンピュータとプリンタを設置している。食文化学部及び子ども教育学部の学生が日常的に利用する情報教育用実習室には、電源、情報コンセント、プリンタ、プロジェクターを設置しているのみで、大学備品のパソコンは設置していない。これは、食文化学部及び子ども教育学部の学生には、進路を考慮して自前のノートパソコンを使用するように指導しているからである。情報教育用教室は授業時間以外は学生に開放しており、学生は自由にインターネットやプリンタ等の周辺機器を利用できる。学生は自前のパソコンや備品のコンピュータを使い、課題や卒業研究等の目的でよく利用している。また、6号館102室、7号館（食堂棟）及び図書館では無線LANへの接続が可能である。

施設・設備の安全性について、校舎全ては平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、建設当時の建築基準法に基づいた安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

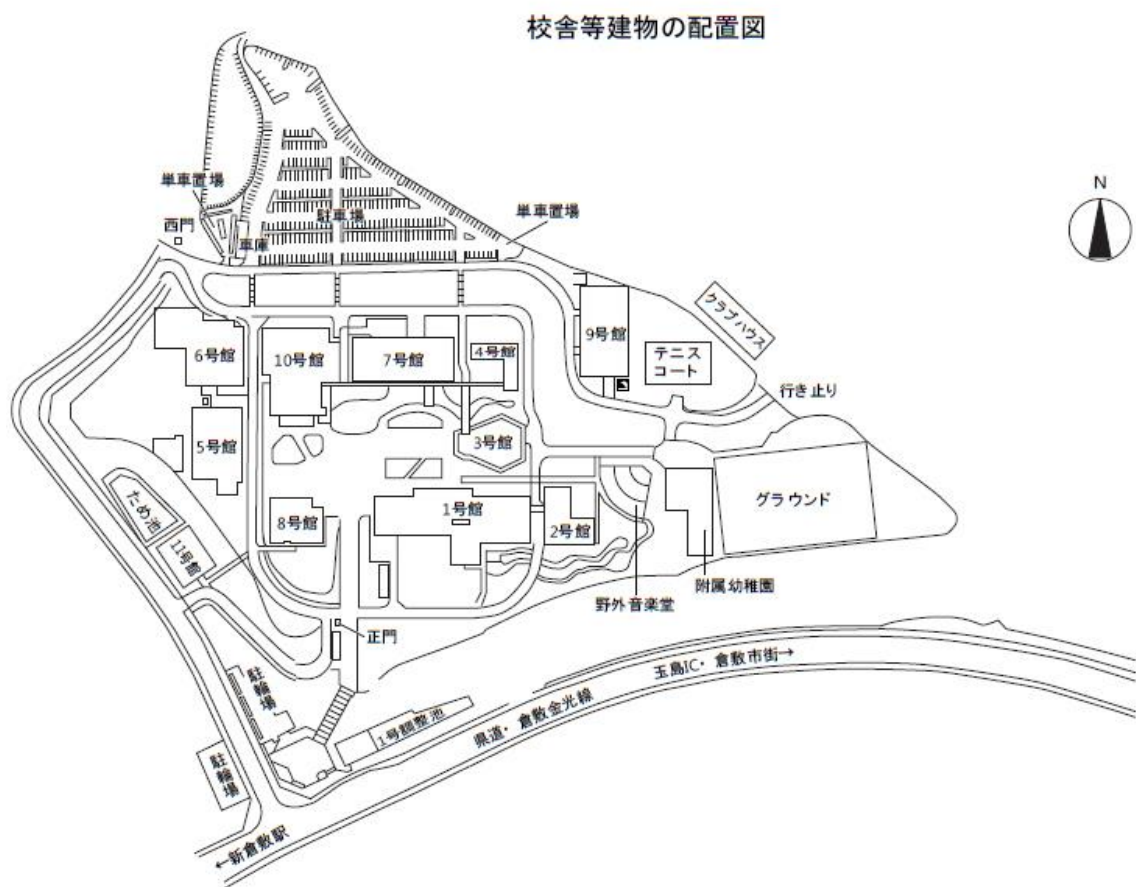
防火に関しては、各所に消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設けている。それとともに、屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が24時間体制で監視している。委託警備員は防犯活動も行っている。

避難について、「二方向避難路」の原則を貫き、講義室には原則として二つの出入り口を設けて安全を図っている。消防設備等は消防法に基づいて点検し、消火器、非常用発電機、

自動火災報知設備等の点検結果は消防署に定期的に報告している。構内は分煙化し、屋外の所定の場所での喫煙しか認めていない。また、AED（自動体外式助細動器）を1号館事務局と5号館事務室に設置して非常時に備えている。また、倉敷市との協定によって非常災害時の避難場所にも指定されている。

災害時への対応するため毎年、アセンブリー・アワーの一コマとして避難訓練を実施しており、同時に玉島消防署の署員によるAEDの講習も行っている。また全学生に配布する目的で防災マニュアルを作成中である。

実験などに伴う危険に関しては、管理には慎重を期し、必ず施錠して保管するなどの注意を払っている。実験排水は、すべて専用タンクに回収し、専門処理業者に定期的に引き渡し、マニュアルを備えている。



衛生管理は、ビル管理法に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫、防鼠を実施しており、水質汚濁防止法に基づいてPHの測定も行っている。

1号館、5号館、6号館及び8号館（図書館）に備えているエレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。主たる校舎の清掃は業者委託により毎日行っている。

施設・設備の利便性に関しては、全校舎がバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、床には段差がない。エレベーター（1・5・6・8号館）、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えている。そのため、車椅子でも容易に各校舎を利用できる。目の不自由な学生のためには、校地内と校舎内の要所に盲人用進路案内板（点字ブロック）を埋設し、

階段の手摺りやドアのノブ付近に点字プレートを付している。これらは視覚障害をもつ学生の意見に基づいて設けたものである。また、食文化学部では、聴覚障害をもつ学生に対応するため、5号館と6号館の主要教室に専用補聴器への送信用マイクを備えている。

施設・設備に対する学生の意見等も「改善提案箱」によって汲み上げている。改善提案箱は1号館、5号館、6号館及び7号館（食堂棟）に1箱ずつ設置している。駐車場の舗装や校舎内の全面禁煙は学生の意見も反映した結果である。

【エビデンス集 資料編】 資料2-9-1、2-9-2

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習、実験及びレッスンの形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準を基としている。栄養士養成課程で授業（講義、実習、実験）を行う際の1クラスの学生数は概ね40人（「栄養士法施行規則」、保育士養成課程の講義科目以外の1クラスの学生数は50人以下である（「児童福祉法施行規則」）。一般的な講義科目の1クラスの学生数は数十人であり、100人を超えるクラスほとんどない。演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば合唱や合奏のように数十人のクラスもある。レッスンは基本的に1人の教員が1人の学生を指導する個人レッスンである。法令上の規定がない科目のクラスサイズは、学部または担当教員の要請に応じて学長が判断している。学生はクラスサイズへの要望を、改善提案箱を通じて提出できるが、クラスサイズ変更の要望は今までのところない。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は17年目にあたるが、教育環境は比較的きれいな状態を保っている。現在のところ問題なく整備できているが、将来に備えてさらなる充実を図っていく。施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定する。

〔基準2の自己評価〕

基準2については、学生受け入れにおいて、入学者受け入れ方針の明確化と周知、学生受け入れ方法の工夫は行っている。入学定員に沿った適切な学生受け入れについては、音楽学部が定員割れであるが、全学では92.7%と9割を超えて改善している。

教育課程及び教授方法については、教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確であり、体系的編成や教授方法の工夫・開発も様々な文部科学省からの助成金を活用して実施している。CAP制度、GPA制度、オフィス・アワーの導入、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。学習及び授業の支援についても大きな問題はなく、特に学生サービスについてはきめ細やかなサービスを実施している。

単位認定、卒業・修了認定については基準を明確にし厳正に適用している。キャリアガイダンスについても、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制は整備しており、就職・進学に対する相談・助言体制も整備して適切に運営している。教育目的の

達成状況の評価とフィードバックについては、学生の授業アンケート調査、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等を実施し、改善に向けて評価結果をフィードバックしている。教員配置・職能開発と教育環境の整備についても問題がないことから基準2を満たしている。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

くらしき作陽大学（以下「本学」）の設置者である学校法人作陽学園（以下「本学園」）は「学校法人作陽学園寄附行為」（以下「寄附行為」）において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、経営理念及び教育理念に基づく学校教育を行うことを目的とする」としている。本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」であることから、「念願は人格を決定す 継続は力なり」を学是とし、各学部の専門性と心豊かな人間性を併せ持つ「菩薩道を歩むプロの養成」を行っている。教育基本法及び、学校教育法を遵守し、また私学としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や、諸規程を整備して高等教育機関として社会の要請に応え得る運営を行い、建学の精神及び本学の目的実現に向けて努力している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-1、3-1-2

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に定める「理事会」を最高意思決定機関とし、その諮問機関としての「評議員会」を設置して経営上の重要事項に関して審議している。理事会の下に「運営会議」と「改革会議」を設置し、「運営会議」では本学園各設置校の運営に関する重要事項について、「改革会議」では主に本学の教育改革、経営改革等について理事長の諮問に応じて協議を行っている。教学部門の重要な事項は「教授会」の議を経て決定することとなっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-3、3-1-4、3-1-5、3-1-6

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学の寄附行為や学則、諸規程は「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「学校法人会計基準」等の法令に基づき体系的に整備されており、法令及びこれらの学内規程を尊重した運営を行っている。すべての教職員は就業規則に従って業務を遂行し、法令及び学内諸規程の遵守が義務づけられている。また私立大学は公的な機関でもあることから、

ハラスメント、個人情報保護、公益通報者保護、情報公開等についての諸規程も定めている。さらに教育研究機関として教育研究に関する諸規程についても整備しており、教職員はこれらの規程や法令を遵守している。また教職員は「作陽学園職員倫理憲章」において、目的達成のために良心に基づき活動すること、教育・研究の向上に努めること、人権を尊重すること、個人情報を秘すること等を宣言している。

平成23(2011)年度より現役理事を内部監査役として配置することにより、管理運営における自己点検機能を強化し、コンプライアンス及び業務監査の充実を図っている。監事の監査、公認会計士の会計監査と併せて内部監査役を置く事により、学園のガバナンス強化に繋がっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-7、3-1-8、3-1-9、3-1-10、3-1-11

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

危機管理について、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した危機管理マニュアルを作成して周知している他、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年行っている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

環境保全、安全への配慮について、本学校舎は平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、「建築基準法」に基づいた安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。

警備については外部の警備会社に委託し、学内の安全が保たれるよう監視を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-12

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則の一部改正に伴う「教育情報」、私立学校法の改訂に伴う「財務情報」の公開については規程を制定し、(1)学校法人及び学校の基本情報、(2)財務及び経営に関する情報、(3)教育活動に関する情報、(4)研究活動に関する情報、(5)学生生活・課外活動に関する情報、(6)社会貢献・連携活動に関する情報、(7)進路・進路支援に関する情報、(8)大学評価に関する情報について、本学ホームページ等を通じて広く社会に公開するとして実施している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-13

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を計る予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は理事長のリーダーシップの下に年間7回（4月、5月、9月、10月、1月、2月、3月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議を行っている。理事の構成は9人以上13人以内とし、平成25(2013)年度における理事会構成員は内部理事6人、外部理事4人となっている。

選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下のとおりであり、適切に選任されている。

(1) 作陽学園学園長、くらしき作陽大学学長、作陽音楽短期大学学長、岡山県作陽高等学校校長、くらしき作陽大学附属幼稚園園長（現員2人、学園長、幼稚園園長、大学学長、短大学長は兼任）。

(2) 評議員のうち評議員会において選任した者2人以上4人以内（現員4人）。

(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者2人以上4人以内（現員4人）。

監事の定員は2人以上4人以内となっており、現在の監事の数2人である。監事はほぼ毎回理事会に出席し、積極的に活発な意見を述べると共に、業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、オブザーバーとして各学部長や事務局役職者も毎回出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の1月に開催される理事会において理事および監事の日程も勘案の上決定している。従って理事及び監事は止むを得ない事情を除いて全ての理事会への出席が可能な体制となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-2-1

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

私学をとりまく環境は今後更に厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は学園の永続を基本とし、経営意識を高め学園運営に努めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育研究に関わる学内意思決定は「くらしき作陽大学教授会規程」に従ってくらしき作陽大学教授会（以下「大学教授会」）を置き、大学教授会の専門委員会として各学部教授会（以下「教授会」）が審議し、学長が決定することとなっている。また、教授会の審議事項は以下のとおりである。

- (1) 教育課程および授業に関する事項
- (2) 学則及び学内諸規程に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授、准教授、講師、助教の候補者の選考、昇格に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他教育上重要な事項

この内、(2)及び(6)の最終決定は理事会の議を経て理事長が行う。特に(6)については人事委員会の議を経て人事教授会が審議する。また、学部固有の問題への適切・迅速な対応と審議の合理化を図るためこれらの審議事項のうち特定の学部に関する事項については、当該学部の教授会で審議することが出来るとしており、定例の教授会は毎月（8月を除く）開催し、必要に応じ臨時の教授会も開催することとしている。大学教授会及び学部教授会には、理事長（学長兼任）も出席しており、教学と経営の円滑な連携を促進する体制となっている。

教授会の下には、専門的な事項について検討するために各種委員会等が設置されており、検討の結果は委員長等から教授会へ提案や報告が行われることとなっている。

学園の管理運営組織（管理運営組織図3-3-1）として理事会の下に運営会議、改革会議を設置している。運営会議は本学園の経営、各設置校の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて協議、助言を行い、その他重要事項の企画、立案を行う会議体であり毎月（8月除く）開催している。理事長を議長とし、学内理事6人を含んだ、学長（理事長兼任）、学部長、短大学科長、高校長、付属幼稚園園長と経営本部長、事務局長等を主な構成員として、理事会への付議事項等も不備が無いように予め協議している。また、運営会議、改革会議とはほぼ同メンバーによる幹部連絡会を、運営会議開催週を除き毎週開催しており、部門間の円滑な意思決定に努めている。

改革会議は平成14(2002)年に大学及び短期大学の教職員の意識改革を目的として設置した。これまで教育、学生支援等の改革を目的とした教育改革推進委員会や、経営改革を目的とした経営改革推進委員会等の委員会活動を通して、グランドミッションの策定、目標

による管理の導入、人事評価制度の導入、アドバイザー制度の導入等の重要制度の導入を主とした改革活動を行ってきた。平成19(2007)年度からの「西日本一の学園」を目標とした5ヵ年計画においては改革会議の下に「学生支援活動プロジェクト」、「教育支援活動プロジェクト」、「経営支援活動プロジェクト」からなる全教職員参加の改革計画を立て、経常費補助金特別補助の未来経営戦略推進経費に採択された。

現在は「西日本一の学園」を長期ビジョンとした、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度の5年間の中期計画を①建学の精神の理解と実践、②学士課程教育の質保証、③安定した経営基盤の構築についての三項目について「理事会」以下「運営会議」、「改革会議」等の主要な会議で決定し実行している。また、②学士課程教育の質保証については学長、学長顧問を中心に教養教育(建学の精神、共通教育)、専門教育(各学部における専門教育)、キャリア教育(社会人基礎力)について、具体的な教学マネジメント指針である「学士課程教育の構想」を作成し、教育課程の質保証の向上に努めている。

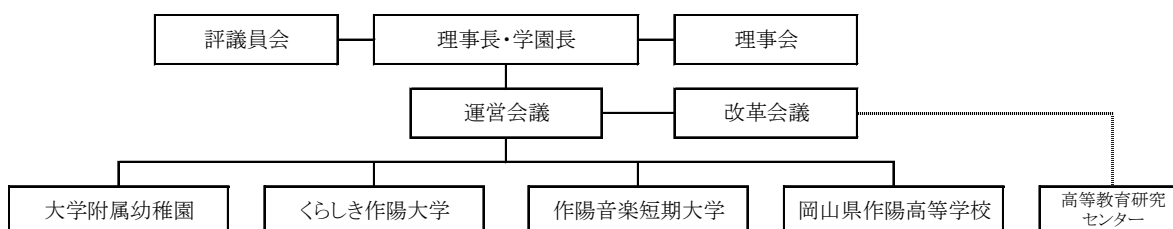


図3-3-1 管理運営組織図

【エビデンス集 資料編】 資料3-3-1、3-3-2、3-3-3、3-3-4

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長(理事長兼務)は大学の教育研究の全般を管理し、理事会をはじめとする本学の管理運営に関する主要な会議体である運営会議、改革会議、教授会、人事教授会等において大学の意思決定について中心的役割を果たしており、教学の責任者としての責務を果たしリーダーシップを十分に発揮している。

また、主な会議には各学部長が構成員として出席しており、学長の補佐体制も組織的に確立されている。さらに、各学科に置く学科会議は助手を含めた教員全員を構成員とし、各学部の教授会は助教以上の教員全員を構成員として定例的に開催している。これら会議体を通じて学長は大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップが十分に浸透できる体制となっている。

また平成23(2011)年度からは高等教育研究センターを設置し、学長顧問が所長を勤めており、本学のIR機関として学内の現状を分析した結果と、全国的な高等教育の方向性を考慮した教学マネジメントに積極的に取り組んでいる。

【エビデンス集 資料編】 資料3-3-1、資料3-3-2、資料3-3-3、資料3-3-4、資料3-3-5、資料3-3-6、資料3-3-7

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

本学園の意思決定組織については理事会の下に運営会議と改革会議を置き、更に教授会

をはじめとする教学における重要な決定事項は、理事会開催前に運営会議の議題とすることにより、経営と教学それぞれの意見をまとめている。構成員は学内理事を含んだ経営、教学の役職者で構成しており、円滑な意思決定が可能であり、相互の連携を促進する体制が出来ている。

平成25(2013)年度より大学付属の幼稚園を設置している。幼稚園は子ども教育学部を中心として、他学部の研究成果も保育内容に反映させることが重要になっていることから、更なる連携強化を目指す。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、運営会議、改革会議、教授会等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、理事長、学長ら学内理事を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能し、互いが学園全体の繁栄を基として運営に取り組んでいる。

また理事長は、設置校の事務を統括管理する事務局が毎月行っている事務局会議においても、毎回出席し日常的な諸問題等も把握し、指導を行っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学園は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員による会議等で、事務にかかる事項は職員による会議等で、共通する事項については教職員合同の会議体等で審議するということを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、教学部門と事務組織の相互チェックとガバナンスの保持にも効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第8条において「法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第15条において以下のように定めており、適切に職務を遂行している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財務の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

監事は、監事監査規程に基づいた会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、ほぼ毎回の理事会、評議員会へ出席し、日常の業務において積極的に意見を述べている。また、平成23(2011)年度から内部監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、双方の連携がとれる体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第18条において定め、議決事項（第20条）、諮問事項（第21条）は以下のとおりである。

議決事項

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (3) 合併
- (4) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (5) 残余財産の処分に関する事項
- (6) 寄附行為の変更

諮問事項

- (1) 事業計画
- (2) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (3) 寄付金の募集に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項
- (5) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間3回（5月、10月、3月）開催し、主に予算、予算の補正、決算及び事業の実績報告等を行っている。構成員は19人以上29人以内としている。平成25(2013)年度における評議員会構成員は寄附行為第23条に基づいて1号評議員4人、2号評議員6人、3号評議員5人、4号評議員7人となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-4-1、3-4-2

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は法人を代表し、理事会、評議員会のほか運営会議、教授会に毎回出席する等、学園の運営に適切なリーダーシップを発揮している。毎年度4月に行われるFD&SD全教職員会議では、当該年度の「基本方針」を発表するほか、全教職員に対し建学の精神の理解と、学園の進むべき方向性を具体的に伝えている。この基本方針に従い学長は当該年度の重点目標を定め、更にこの重点目標に従い各学部長および学科長が重点目標を定め、これに従い教員全員が重点目標を定めている。事務局も同様に理事長、事務局長、各部長、各部門長が重点目標を定め、これに従い職員全員が重点目標を定めている。

重点目標の学部、事務局の達成度は毎年2回FD&SD全教職員会議で発表されるとともに、各個人の重点目標の達成度も毎年報告書によって報告され確認、評価されることから、この制度によって、理事長の意思を教職員に伝える体制が整っている。また、卒業式や、入学式等の式典においても、理事長から入学生、卒業生に対して建学の精神の意味や必要性を具体的に話す等、常に建学の精神への理解を促している。

教員の提案は、助手を含む教員が全員で構成する学科会議や、各学部の助教以上で構成する教授会や各種委員会を通じて、職員の提案は事務局会議等を通じて運営の改善に反映する体制となっている。また、予算の策定も各学部や各事務部門からの積み上げ方式を基本としており、各部門の意向や教職員の提案を経費の面にも反映できるよう配慮している。さらに、毎回の教学会議、教授会に理事長兼務である学長が出席することにより、教職員の意見や考え等を聞く体制は整っている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、定期的に行われる主要な会議を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常にコミュニケーションがとれる体制がとれている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、学部の特色や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋がると考えている。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園の事務組織、職務領域は「学校法人作陽学園事務組織規程」、「学校法人作陽学園事務分掌細則」に事務組織と業務分掌、権限等を定め、効率良く業務を遂行することができるよう規定に基づいた運営を行っている。事務局は設置校すべてを管轄しており、所在地を倉敷市とする大学、短大、幼稚園、津山市にある高等学校とを各部門が分担し行っている。大きくは経営企画部、教育企画部、高校事務室に別れており、事務局長を長とし、全体の統括として経営本部長を置いている。経営企画部は総務、人事、財務、施設等を担当し、教育企画部は教育支援、就職支援と学生募集を担当している。「学校法人作陽学園事務分掌細則」第2条事務組織原則のとおり「事務組織は、所属長の統監のもとに事務組織相互の連絡を図り、すべて一体となって事務機能を発揮するように努めなければならない」を基本として適切に業務を遂行する体制をとっている。平成25(2013)年度は大学、短大で臨時職員を含む71人を配置している。また、その約8割(76%)を教育企画部が占めることから、教育研究を支援する体制は十分整っている。

職員の採用は、「作陽学園人事規則」に基づく採用方針が定められており、原則として公募に基づく試験選考を毎年実施している。職員の昇任は「作陽学園等級規程」、「作陽学園等級細則」に定められており、職員の職務の等級ごとに求められる能力等を基準として適切に運用されている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-5-1、3-5-2、3-5-3、3-5-4、3-5-5、3-5-6

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

倉敷キャンパスの事務部門は、その殆どを1号館1階の一箇所に集中して配置している。このことは職員の効率的な配置のみならず、情報の共有や部門間の協力関係の構築、業務執行の管理の面においても有効に機能しており、また客観的な判断力や協調性の養成、多様な情報の蓄積等SD(Staff Development)の側面においても大きな効果をあげている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

能力開発については、OJT、OFF-JT、自己啓発を中心として、職務の等級に応じた目標を定めて行っている。OJTについては教職員全員に対して毎年目標による管理を行っている。理事長が建学の精神を基として毎年度設定する学園の基本方針に沿って、全教職員が重点目標を設定し、年度末に重点目標の評価を行うようになっている。また目標による管理の他、「学園への貢献度」を重視した人事評価制度を平成16(2004)年度より導入しており、各等級に応じた「等級基準書」を基に評価を行っている。OFF-JTについて、毎年3回開かれるFD&SD全教職員会議、等級別研修等を行っている。平成25(2013)年度は産業能率大学による通信教育と、その内容を踏まえた事務局長主催のSD研修を予定している。また学外研修として日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会にも積極的に参加し、事務局会議での出張報告において他部署への周知も行っている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-5-7、3-5-8

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

事務局の分掌や職務領域については規程に定めており、適切な組織編成及び職員配置により効率的な業務を行っている。また、採用についても毎年公募し、厳正な試験を課している。今後も「学校法人作陽学園事務分掌細則」に沿って適切に業務を遂行する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の収入のほとんどは学生生徒納付金収入であり、学生数の確保は本学の使命・目的及び教育目的達成のための前提条件である。本学ではその認識のもとに、平成19(2007)年度から「西日本一の学園づくり」を目標とした5ヵ年中期計画において、改革会議の下に「学生支援活動プロジェクト」、「教育支援活動プロジェクト」、「経営支援活動プロジェクト」からなる全教職員参加の改革計画を立て、経常費補助金特別補助の未来経営戦略推進経費に採択された。現在は「西日本一の学園づくり」を長期ビジョンとした、平成24(2012)年度からの中期計画を策定し、財務については「安定した経営基盤の構築」として、学生数の確保、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分に取り組んでいる。中期計画では具体的に人件費比率（帰属収入に対する人件費の割合を50%を上限とする）と経常経費依存率（学生生徒納付金に対する消費支出合計の割合100%以下を目標とする）について目標値を定めている。

さらに、教育の質の保証を主眼に置いた「学士課程教育の構想」を策定し、この構想に従って平成25(2013)年度から音楽学部、子ども教育学部の定員変更を行う等、収支バランスと使命・目的及び教育目的達成のために計画的な取組みを行っている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-6-1

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

外部資金導入については、経常費補助金特別補助を平成19(2007)年度から未来経営戦略推進経費、平成22(2010)年度から23(2011)年度まで大学生の就業力育成支援事業、平成24(2012)年度から大学間連携共同教育推進事業「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」、平成24(2012)年度から産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業に申請し採択されている。平成25(2013)年度には地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）に申請している。また科学研究費助成事業においては平成23(2011)年度に5件、

平成24(2012)年度に1件、平成25(2013)年度に2件の採択があり、助成金の総額は予定額を含めて28,470千円となっている。

経常経費の節減について、契約電力の見直しをはじめとする省エネルギー対策や、日常の清掃、学内警備等の契約料も常に見直しを行い、不要経費の排除や業務の見直しを踏まえた予算編成に努めている。

平成24(2012)年度決算は消費収支計算において帰属収支差額が301,658千円の収入超過となり前年度比増となった。財務比率は人件費比率55.0%、教育研究費比率25.9%、管理経費比率8.7%、帰属収支差額比率10.2%となっており、財務比率は全国平均（日本私学振興・共済事業団発行「今日の私学財政」）と比べ特に目立った値にはなっていない。しかし、学生生徒納付金収入は大きな増減はなく、経常経費依存率は122.9%となっており、帰属収支差額の収入超過額は経営努力の成果である。また、資産の部における固定資産構成比率は85.0%、自己資金構成比率は95.0%である。負債の部における負債比率は5.2%と低い値である。純粋な借入金がないことは本学園の強みである。

【エビデンス集 資料編】 資料3-6-2

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成24(2012)年度の学園全体の帰属収支差額は収入超過となっているが、学部によっては帰属収支差額が支出超過となっている。しかし学生生徒納付金総額は大きく増加しているわけではなく、経費の節減にも限界があることから学生数の確保が最も優先される課題である。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については「学校法人会計基準」及び本学園が定める経理規則等に基づいて、厳正な処理を行っている。資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類の他、部門別（学部別等）の収支状況をより詳しく把握するために独自の消費収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理については財務システム「TOMAS」による処理を行っている。予算処理に関しても、作成から業務目的別の管理等も同様に適正に処理している。

会計処理上の不明確事項等は、その都度、公認会計士と相談して処理し、特に人件費と経費処理、資産と経費処理、教育研究経費と管理経費との処理区分については、補助金に

影響を及ぼすことから特に注意を払っている。

予算は前年度の3月までに理事会及び評議員会の議決を経て決定する必要があることから、特に学生生徒納付金収入や人件費支出等については予測による数値を基準として策定することとなる。また、修繕費等についても予測外の支出が必要となる場合が想定される。

こうした、当初予算策定時には予測困難であった事項に関する収支を修正するため、10月開催の理事会及び評議員会に補正予算案を提出しその議を経て、補正予算を策定している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-7-1

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査について、私立学校振興助成法第14条による公認会計士の監査と法人役員の監事による監査を実施している。公認会計士の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査（5月）及び中間期監査（11月または12月）をそれぞれ3日から4日間受けている。その内容は、主に計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）と、それらに関連する証票書類について行われる会計監査が中心である。

監事の監査は、財産の状況に関する監査に加え、業務監査であり、主な監査は5月に行われる期末監査であるが、監事は理事会に毎回出席することによって、理事等から報告を受け、本学園の業務状況、財政状況、理事の業務執行状況等の運営全般について実態を把握し、意見を述べている。監事による監査報告書は公認会計士にも開示され、公認会計士の監査講評時には監事も同席し、問題点があれば意見を述べ合い連携を図っている。また、内部監査についても随時実施され、その内部監査結果報告を理事長、監事に行う等、連携がとれる体制が整っている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-7-2

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

今後も学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行い、監査についても更に学園が向上できるように努め、公平で適正な会計処理を常に心がけて業務を行う。

【基準3の自己評価】

本学は「寄附行為」および「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たす為、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園 コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令遵守に積極的に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門との協力体制を挙げることができる。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携がとれている。学園運営に関わる重要な会議体においても教員と職員が合同で組織し、教学部門と管理部門が一体となることにより、教員との密接な

コミュニケーションと連携による体制を備えている。

平成16(2004)年度より導入した人事評価制度は建学の精神に基づく組織への貢献度を評価する制度となっているため、教職員は本学の使命を理解・共有し業務を行っている。また採用、昇級、異動についても「学校法人作陽学園人事規則」によって適切に行われており、組織運営に必要な教職員が確保、配置されている。これらは本学の教育研究を支援するうえで大きな役割を果たしている。

財務についての大きな特徴は、純粋な借入金がないことである。本法人が今後も健全な財務体質を維持し、財政基盤をさらに堅固なものにするためにも、借入金利息や借入金返済の支出がないということは大きな強みである。しかし、教育研究活動の充実・強化と健全な財政の確立を図るために、収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入の安定的な確保と、支出の大部分を占める人件費の抑制及び経費の効率的な配分による総額抑制が、経営管理の課題となることは確かである。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

大学の自己点検評価は、本学の目的・使命に即した自主的・自律的なものでなければならない。その目的、使命は「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に4年の音楽、食文化又は子ども教育に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上とを図ることを使命とする。」と明示している。大学学則第33条においては「本学の教育、研究の充実を図るため、自己点検、自己評価を行う。」と定めている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-1-1

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を定め、「自己点検委員会」を中心として「改革会議」と連携しながら、自己点検・評価活動を自主的・自律的に実施している。現在の自己点検活動の基礎となる体制は平成17(2005)年に確立しており「学校法人作陽学園寄付行為施行細則」には、自己点検評価について次のとおり定めている。平成17(2005)年度の自己点検評価からこれを適用すると規定している。

第6条 くらしき作陽大学及び作陽音楽短期大学（以下「大学」という）は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について点検・評価を行う。

第7条 点検・評価の実施方法等は、現状を正確に把握・認識し、前条の目的を達成するために有効・適切なものでなければならない。

第8条 点検・評価は、第6条の目的を達成するために、設置校、学部、学科等の部局にとらわれることなく、学園及び大学の実情に応じた組織において行うこととする。

第9条 点検・評価の結果は、第6条の目的を達成するために有効と認められる方法によって公表することができる。

- 第10条 点検・評価の項目は、第6条の目的を達成するため有益かつ適切と認められるものでなければならない。
- 第11条 点検・評価は、年度ごとに行う。ただし、第6条の目的を達成するために必要と認められる場合には、一定の期間を定めて、または、期間をあけて実施することができる。
- 第12条 大学は、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 第13条 点検・評価は、第6条から第11条の規定に基づき、別に定める実施要領によって実施する。

【エビデンス集 資料編】 資料4-1-2、4-1-3

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検委員会は、学長を委員長とし、副委員長を各学部長、委員は大学院研究科長、短期大学学科長と全三学部の教員および事務局職員から偏りなく任命している。

毎年「改革会議」において自己点検項目を決定し、自己点検委員会において自己点検を行いその結果は自己点検報告として本学ホームページにて公開している。平成22(2010)年度には「改善・向上施策の実施状況を含む現状分析」および「改善・向上方策を含む今後の課題」の2つの視点を加える等点検項目の見直しも随時行っている。また、4年に一度は報告書として製本するようにしている。

自己点検・評価の内容の活用については「運営会議」、「改革会議」、毎週行っている「幹部連絡会議」等と自己点検委員会とで連携しながら現状および問題点を確認し、改善のための方策を検討して、改革改善を進めている。単年度で取り組む目標として毎年度「重点目標」を設定している。理事長が定めた「基本方針」から、大学、各学部、各学科、個人目標まで設定する。事務局についても同様に各部署から個人目標まで設定している。「重点目標」は「FD&SD全教職員会議」において組織的目標達成に向けた取組み、中間報告、達成状況の発表を行う等、実質的な改善・向上に結びつくよう努めている。

平成23(2011)年度設置した高等教育研究センターは本学のIR機関としての機能を持ち、教育研究における研究成果を本学の改善へ繋げる役割を担っているため、高等教育研究センターにおける研究活動自体が本学の自己点検になっている。平成24(2012)年度に採択された大学間連携教育推進事業「主体的学びを育成するための教学マネジメントの確立」では、全国の教学マネジメントに関する調査研究等が、本学中期計画にもある「学士課程教育の構想」と連動しており、教育研究の質の向上に貢献している。

加えて、毎年度、建学の精神に関するレポートを冊子に纏め発刊している。理事長から建学の精神に関連したテーマが提示され、全教職員はテーマに基づいた各々の考えを提出し製本して、全教職員に配布している。これは私立大学に勤める者として建学の精神を常に意識することにおいて重要な役割をはたしていると共に、その建学の精神に沿った教育を各々が行えているか、自分自身を問う良い機会になっている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-1-4、4-1-5

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口に伴う生き残りの時代を迎え、大学に対する社会からの要請や期待はこれからも変化していくことが推測される。本学は社会的ニーズに対応した点検・評価の観点を取り入れつつ、使命と教育目的に即した独自の自己点検・評価活動に取り組んでいる。今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学教育の改善向上のための改革活動を引き続き行っていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価に関する透明性を高めるためには、大学としての明確な方向性、全学的な組織体制等によって客観的な事実の集積となるエビデンスが前提となる。客観的なエビデンスの確保と集積を図るため、本学の自己点検委員会は、各学部・学科、事務局から選出された教職員によって構成して、評価項目や資料の適切性が保たれるよう配慮している。また、検討の結果は各学部・学科にフィードバックして学部・学科の意見が反映できる体制となっている。また、改革会議に付設された高等教育研究センターは本学の教育政策のあり方に関する諮問機関であり、本学における IR 機能を担っていることから、様々な情報提供や教育内容の改善に必要な情報の収集を常に行っており、これらの情報は自己点検・評価の際のエビデンスとしても大きな役割を果たしている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-2-1

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

教育の質的保証体制について、前述のとおり改革会議を中心に自己点検委員会や高等教育センターでのIR機能等、全学的な体制整えている。

その他にも平成13(2001)年度より、全授業科目において、受講学生による満足度調査である「授業改善のためのアンケート」を実施している。その結果から学生の要望及び課題等が担当科目ごとに集計され、理事長・学長を経由して、学部長が各教員に伝達し、その結果を踏まえて翌年の授業改善に資するよう配慮している。

全学の入学生に関する本学への入学志望、入学後の適応可能性等に関する「学習実態調査」を実施し、入学後の指導資料として活用している。また、平成24(2012)年度には各学部在学生に関する「大学生活および学習時間に関する調査」、平成25(2013)年度には大学

間連携教育推進事業「主体的学びを育成するための教学マネジメントの確立」の一部でもある「大学入試センター（言語運用力・数理分析力）テストのモニター調査」も実施する等、現状把握と改善に積極的に取り組んでいる。

また、教員一人ひとりの教育・研究の成果等をまとめて、毎年発刊している冊子である「教育と研究」は、教員の教育や研究の現状を把握する上で貴重な資料となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-2-2、4-2-3

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

毎年の自己点検委員会は、各学部及び学科の動向を反映できるよう委員構成を行い、評価項目や結果に関しては各学部・学科にフィードバックして各学部の意見を反映し、毎年度の自己点検・評価結果は本学ホームページにて公開している。

第三者評価については、平成19(2007)年に日本高等教育評価機構によって認証評価を受けており、その結果は全教職員に冊子を配布し周知を図る等、学内で共有している。また、本学ホームページにも公表している。

【エビデンス集 資料編】 資料4-2-4

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表は、現段階ですでに実施しているが、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施するためには、信頼性の高いデータを蓄積すると同時に、社会からの新たな要望等にも応えられるようさらなる体制の整備を図る。

また、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析等を実施するためには、課題、問題点を整理し、それらに関する調査・データを客観的に把握する必要がある。そのために本学の IR 機関である高等教育研究センターの積極的な活用を推進する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である自己点検委員会は、理事長（学園長）・副学園長・学長・各学部長・事務局幹部等から構成される「改革会議」の下に設けられている。「改革会議」は毎年度の活動計画を決定し（Plan）、評価項目の見直し等を行った後、各各学部及び事務局における職務や教育研究活動等として実施（Do）され、その活動点検（Check）は、下記に述べるような手続きで「自己点検委員会」において実施される。活動の結果に

関しては、改革会議に逐次報告され、課題がある場合は適宜対応し、改善や規程の見直し等を実施している（Action）。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検委員会」における具体的な活動は以下のとおりである。

- ①前年度の改革活動について、項目毎に活動実績・事実を関係各位へ調査し収集する。
- ②収集した情報について、それが計画に基づいた想定どおりの方向で推進しているかどうかを検証する。必要があれば改善方策等を「改革会議」へ提案する。
- ③検証結果に基づく新たな課題等を探求し、今後項目として加えるものを「改革会議」へ提案する。
- ④これらの諸情報について「自己点検・評価報告」として取りまとめ、「改革会議」へ提出する。
- ⑤「改革会議」において「自己点検・評価報告」が精査され、必要があれば意見等が加えられ、「自己点検委員会」へ再検討の要請がある。
- ⑥項目について「改革会議」で承認された後、「自己点検・評価報告」を本学ホームページで公開する。
- ⑦今後の改革課題や改善事項等について、「改革会議」の決議内容に基づき「自己点検委員会」より関係部署等へ通達する。

上記①～⑦のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動はPDCAのサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度となっている。

こうした、自己点検委員会による自己点検の他に、本学では年度単位の重点目標の達成に向けての PDCA サイクルと教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルも平行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルは、毎年度の重点目標の基となる年度の基本方針を「改革会議」で審議を経て、理事会で決定して(Plan)、この基本方針に基づいて、各学部、学科や事務局、事務局各部署が重点目標を設定し(Plan)、更に教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する(Plan)ことから始まる。各部門の長及び、個々の教職員は、この目標達成に向けて行動し(Do)、各部門は年 2 回の FD & SD 全教職員会議において、その達成状況について中間報告及び結果報告を行う(Check)。

個々の教職員は年度末にその成果を自己評価するとともに、上司の評価を受けする(Check)。各部門や個々の教職員はこの自己評価や上司の評価のフィードバックに基づき新たな課題に取り組む(Action)。

また、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルは、教員の 1 年を単位とした教育と研究の成果と自己評価をまとめた小冊子「教育と研究」の発行によるものである。

この小冊子は個々の役職や委員会活動、経歴、担当科目等の他に「教育の理念と学生指導の方針」、「教育に関する自己評価」、「研究テーマとその概要」、「研究に関する自己評価」、「学生との対話」等に関して記載する欄を設けている。教員は「教育の理念と学生指導方針」の項で教育の「研究テーマとその概要」で当該年度の教育・研究に関する(Plan)を示

し、1 年間の活動(Do)の結果を「教育に関する自己評価」と「研究に関する自己評価」欄に記載する(Check)。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う(Action)という制度である。

【エビデンス集 資料編】 資料4-3-1、4-3-2

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の「自己点検委員会」における活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することを中心としている。

今後、改革活動をPDCAサイクルに対応してより積極的に展開するために、これまでの活動はもとより、「理事会」、「運営会議」、「改革会議」等の主要な会議や、「教授会」、「高等教育センター」等から問題提起された諸課題や改革案について「自己点検委員会」において積極的に検討を行い「改革会議」へ提案し推進する体制をとることによって、委員として自己点検の役割を担う教職員の意識の向上や、問題点を把握することによる自発的な改善に繋がると考える。

【基準4の自己評価】

本学の自己点検・評価活動における特長は、大学としての自己点検・評価に基づく PDCA サイクルに併せて、教職員個人の目標設定による PDCA サイクルや、教員個人の教育・研究に関する PDCA のサイクルを制度として設け、更にこの個人の PDCA サイクルが常に「建学の精神にかえる」ことを主軸として回転するよう意図している点である。このことが、私立大学としての存在意義の確認と教職員の改善・改革意識を醸成する上で有形無形の効果を上げており、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 国際交流

A-1 国際連携プログラムの発展性

《A-1の視点》

A-1-① 留学生送出プログラムの充実

A-1-② 留学生受入プログラムの充実

A-1-③ 受入・派遣学生の支援体制の充実

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 留学生送出プログラムの充実

本学は昭和 41(1965)年に音楽学部を開設して以来、国内外の優れた音楽家を招聘して音楽教育の質の向上を図ってきた。また、これらの音楽家との交流を通じて海外留学を果たし、国内外の音楽シーンで活動している人材も少なくない。

しかし、これらの留学者の多くは本学を卒業した後に渡航したものであり、本学在学中の学生が海外の優れた指導者や指導法に接する機会は限られていた。

平成 8(1996)年に岡山県北の津山市から県南の倉敷市にキャンパスを移転したことを機会に、その交通アクセスの利便性が高まったことも活用して、海外における高度な音楽教育システムの導入を進めることとした。

本学が本格的に国際連携プログラムを開始したのは平成 11(1999)年のモスクワ音楽院(Moscow Tchaikovsky Conservatory(ロシア))との交流協定締結である。

同音楽院の研究者・演奏家を本学教員として任用し、同音楽院の教育システムを導入して平成 12(2000)年に「モスクワ音楽院特別演奏コース」を開設したことによって、従来の本学の音楽教育システムと連携した新たな音楽教育システムが導入された。

これ以来、在学生の短期留学派遣が定着するとともに、卒業生の留学も進展した。表 A-1-1 は平成 16(2004)～24(2012)年のモスクワ音楽院への留学生送出実績を示している。

モスクワ音楽院との連携・協働を契機として欧米や東南アジア地域の大学等との協定を進め、平成 24(2012)年現在では、米国、イタリア、中国の計 17 校・1 機関と協定・提携関係にある(表 A-1-2)。これらの協定に基づき海外協定校への派遣公演、招待演奏、合同演奏等を開催している(後述 p.85, 「国際交流短期プログラム(派遣)」)。

本学音楽学部の「モスクワ音楽院特別演奏コース」は、世界で唯一のモスクワ音楽院公

表 A-1-1 モスクワ音楽院への送出留学生数

年 度 (西暦)	送出留学生数
平成16年度 (2004)	1 名 (Pf. 1)
平成17年度 (2005)	1 名 (Pf. 1)
平成18年度 (2006)	4 名 (Vn. 1、Pf. 3)
平成20年度 (2008)	4 名 (Pf. 4)
平成21年度 (2009)	2 名 (Pf. 2)
平成22年度 (2010)	1 名 (Pf. 1)
平成24年度 (2012)	1 名 (Pf. 1)

式認定コースとして設置され、同音楽院と本学とが共同運営している。

このコースは、世界の第一線で活躍するモスクワ音楽院生たちが受けてきたハイレベルな教育を、ロシア本校以外で受講できる音楽教育システムとして評価され、本学のみならず、他大学の卒業・修了者も本学を経由してモスクワ音楽院進学を果たすことを可能とするユニークなコースとして機能している。

このコースではピアノ(Pf.)とヴァイオリン(Vn.)の2専修を設け、世界トップクラスの演奏家にして優れた教育者である教授陣をロシア本校より招聘して、学生にはマンツーマンの個人レッスンが週2回実施されている。1・2年次の授業やレッスンでは通訳が同席するが、3・4年次には通訳は同席しないものとし、卒業時までにはロシア語の習得を必須としている。また、このコースでは、4年間を通じてロシアの歴史、文化的背景に関する授業を設定して、卒業・修了後の同音楽院留学を見通した指導を行っている。

これらの留学生の渡航・就学支援や、本学とモスクワ音楽院の教育研究活動の連携を支援する目的で専任の留学支援担当者(1人)とその補助者兼通訳者(2人)を配置し、より的確な情報交換・情報共有と円滑な交流活動の推進に努めている。

表 A-1-2.交流・提携校一覧 (学生支援係集計 2013.01)

No.	年度(西暦)	提携校名
1	平成11年度(1999)	モスクワ音楽院 Moscow Tchaikovsky Conservatory (ロシア)
2	平成17年度(2005)	カーセージ大学 Carthage College (アメリカ)
3	平成18年度(2006)	プーシキン大学 The Pushikin State Russian Language Institute (ロシア)
4	平成18年度(2006)	ヴェルディ音楽院 Conserbatorio di Musica "Giuseppe Verdi "di Milano (イタリア)
5	平成20年度(2008)	魯東大学 (中国)
6	平成20年度(2008)	大連外国語学院継続教育学院 (中国)
7	平成20年度(2008)	大連外国語学院 (中国)
8	平成20年度(2008)	瀋陽音楽学院 (中国)
9	平成20年度(2008)	山東大学威海分校 (中国)
10	平成20年度(2008)	煙台大学文経学院 (中国)
11	平成20年度(2008)	煙台大学(音楽系) (中国)
12	平成20年度(2008)	大連大学(中国)
13	平成20年度(2008)	大連大学音楽学院(中国)
14	平成22年度(2010)	長治市城区博揚芸術培训学校(中国)
15	平成22年度(2010)	煙台職業学院(中国)
16	平成22年度(2010)	南山学院(中国)
17	平成22年度(2010)	煙台世紀博遠外国語培训学校(中国)
18	平成23年度(2011)	温州民営教育協会(中国)
19	平成23年度(2011)	長治学院(中国)

1) 国際交流短期プログラム(派遣)

モスクワ音楽院と連携した留学生の送出は専ら本学卒業生を対象としたものであるのに対し、在学生を対象とした海外派遣プログラムとして、「短期派遣プログラム」「海外演奏

旅行プログラム」などがある。

(1)短期派遣プログラム

短期派遣プログラムは海外協定校と本学学生の国際交流を目的として実施されているもので、訪問校における共同演奏会、演奏会鑑賞、模擬授業参加、あるいはホームステイ、企業見学、異文化体験などの体験学習の機会として企画・運営されている。

平成 19(2007)年 9 月には滞在 2 週間の企画で本学学生 6 人をプーシキン記念国立ロシア語大学に派遣し、ロシア語の授業を受講させるとともに、モスクワ音楽院教員によるレッスン、音楽会、オペラ、バレエ等の鑑賞を体験した。このプログラムには平成 22(2010)年 2 月に 2 人、25(2013)年 2 月に 5 人の学生が参加し、本学卒業後のモスクワ音楽院進学に備えた事前体験プログラムとして機能している。

平成 19(2007)年 3 月に始めた「北イタリア音楽研修セミナー」は、ヴェルディ音楽院講師陣によるセミナーを受講するもので、平成 24(2012)年までの 5 年間に学生 27 人、教職員 9 人が参加しており、同音楽院のメソッドに触れるプログラムとして定着してきている。

教育音楽学科音楽療法専修では、平成 20(2008)年にコロラド州立大学で開催された「神経学的音楽療法国際研修会」に学生 10 人、教職員等 5 人を派遣した。この研修会には平成 22(2010)年にも、学生 4 人、教職員等 6 人が参加し、先導的な理論や技法の情報交換の場になった。

(2)海外演奏旅行プログラム

音楽学部では海外における演奏会を企画・運営し、学生が体験的に諸外国の音楽文化や音楽事情に触れるとともに、自らの音楽を披露して評価の機会を得るための機会としている。

平成 17(2005)年 9 月には、本学学生 52 人で編成したウインドフィルハーモニーが、合衆国のカーセイジ大学（ウィスコンシン州）、インディアナ大学ジェイコブス音楽院、イーストマン音楽院（ニューヨーク）を歴訪して演奏会を開催した。この演奏旅行の最終演奏会はカーネギーホールで開催され、日本の学生によるウインドフィルの好演として高い評価を得た。

中国においては、平成 21(2009)年 4 月に遼寧省瀋陽市の瀋陽音楽院で開催された「東アジア音楽芸術教育連盟設立記念大会」に向けて編成された「日中韓学生共同演奏会」に弦楽専攻の学生 9 人を派遣した。同年 10 月には、中国東北地区の協定校 3 大学において、音楽学部の学生（8 人）と教員（4 人）によるサクソホンアンサンブルが公演して高い評価を得た。また、平成 22 年 12 月には、「2010 年大連大学新春音楽祭」に音楽学部ウインドフィル（学生 12 人、教員 2 人）を派遣し、好評を得た。

上述した短期派遣プログラムや海外演奏会活動は、企画当初は学生諸氏の音楽的教養や演奏技能の修得、あるいは体験を通じた異文化理解などの体験的学修が目的とされたものであった。しかし、そうした体験の後の彼らの言動は、その体験を通じて、自らの備えている音楽的素養を点検・評価し、少なからぬ自信や向上心を体感するといった自己涵養を進めたものと考えられる点で、「念願は人格を決定す 継続は力なり」を標榜する本学建学の精神を照射したものといえる。

平成 21(2009)年には、本学学生で編成した弦楽合奏団が遼寧省を訪問した。瀋陽市では瀋陽音楽院で開催された東アジア音楽芸術教育連盟設立記念大会において日中韓学生共同

演奏会に出演した。

2) 外国語教育プログラム

大学にとって留学生の送出・派遣に向けて必須の支援機能は語学学修機会の提供である。

本学では、留学に備えた英語、イタリア語、ロシア語、中国語等の外国語修得の授業を開設しているが、必ずしも十分に整備されているとはいえない。

英語、ロシア語、中国語については、それらを母語とする教員やそれらを専門とする職員を配置し、正規の授業のみならず、課外講座も開設してその修得を支援している。

英語については、これをいわゆる Globish として位置づけ、「英語」の授業と併行して、本学に在籍する学生全員を対象とする TOIEC の IP テストを通じて、彼らの英語力向上を試みている。

ロシア語についてはプーシキン記念国立ロシア語大学から専門教員（1 人）を招聘して必須科目「ロシア語」を開設するとともに、ロシア語を専門とする日本人職員（通訳担当 3 人）を配置して、主としてモスクワ音楽院特別演奏コースの学生のロシア語学修を支援している。

A-1-② 留学生受入プログラムの充実

本学では、音楽学部のみならず、食文化学部への留学を希望する学生も少なくない。

世界的に「食の安全」や「食文化」に注目・関心が集まる中、本学では中国からの留学生が増加しつつある。

本学は、本学への留学を希望する中国の学生の就学支援のために山東省煙台市に本学の海外拠点として「くらしき作陽大学国際交流センター中国事務所」を設け、嘱託職員（2 人）を常駐させて支援している。また大学の機能として卒業・修了後の留学生の母国における就職・進路についての支援は大学の責務と位置づけ、今後、この拠点事務所の機能強化を図ろうとしている。

表 A-1-3 は、平成 21 年(2009)～25(2013)年度の間の本学各学部の中国人留学生受入実数を示している。

表 A-1-3 留学生の受入状況

年 度(西暦)	受入学生数	学部学科別学生数			協定校別学生数								協定校外受入
		音楽学部	食文化学部	子ども教育学部	大連外国語学院 継続教育学院	大連大学 音楽学院	大連外国語学院 国際芸術学院	瀋陽音楽学院	煙台大学 (音楽系)	煙台世紀博遠 外国語培訓学校	魯東大学	南山学院	
平成21年度(2009)	18	14	4		4	9	2	2	1				
平成22年度(2010)	14	1	13		4		1			5		3	1
平成23年度(2011)	13	3	10			1	1	1		4	4	2	
平成24年度(2012)	8		8		2					3	3		
平成25年度(2013)	7		7							3	4		
合計	60	18	42		10	10	4	3	1	15	11	5	1

学生支援係集計(2013年3月)による

1) 日本語教育プログラム

日本語教育は本学への留学を志望する外国人学生の円滑かつ充実した学生生活を支えるうえで重要なプログラムである。

本学では、渡日前の日本語学修を促すために、留学生の出身地域の日本語教育機関（日本語学校）と連携・協働している。山東省の大連外国語学院継続教育学院、煙台世紀博遠外国語培训学校はその代表的な役割の一端を担っている。

表 A-1-2 に示した協定校のうち、魯東大学、南山学院等の 5 校は、本学と連携して渡日前教育を実施している協力校であり、これらの協力校を経て来学する留学生は初年次から日常生活や授業への適応も比較的スムーズに進んでいる。他方、これらの渡日前日本語学修が不十分で日本語習得レベルの低い学生を対象として、彼らの日本語運用学修を支援するために、本学では表 A-1-4 に示す日本語教育プログラムを運用している。

表 A-1-4 日本語教育プログラム（留学生支援担当集計（2013.02））

区分		日本語教育プログラム			日本語能力試験 受験対策講座	コマ数	教員配置	開講期間	受講対象者
		【基礎日本語】	【日本事情】	【ビジネス日本語】					
		文字・語彙・文法 読解・聴解	日本の生活と文化						
学内	学部	日本語Ⅰ		上級者のみ開講	あり 【基礎日本語】	【基礎日本語】 12コマ	1名（専任）	通年	学部生・院生 (プレースメントテストによるクラス分け)
		日本語中級（Ⅰ～Ⅳ）							
		日本語上級（Ⅰ～Ⅳ）							
			日本語の生活と文化Ⅰ 日本語の生活と文化Ⅱ			【日本事情】 4コマ	1名（専任）	通年	学部生
	事務局 学生支援 室（留学生係）	「基礎日本語」学修者対象の補習授業	補習授業	卒業要件として、正規課程への導入検討中（現在は、留学生支援の一環として補習授業にて実施）	あり 【ビジネス日本語】	卒業要件認可検討中 (現在は通常授業日より放課後1.5時間)	1名（併任）	前期 (4ヶ月) 後期 (4ヶ月)	在学生希望者
海外 (中国)	大学国際交流センター駐在事務所	日本語 (初級、中級、上級)	入学前準備教育として開講		あり 【基礎日本語】	日本語能力試験に定められる各級の標準学修時間 【N1級：800時間】 【N2級：600時間】	2名（専任）	12ヶ月	渡日前 入学許可者 (プレースメントテストによるクラス分け)

2) 留学生のための入試プログラム

留学を果たすうえでは「査証（修学ビザ）」の早期取得が重要な要因であるところから、入学時期の確定は早期に決定する必要がある。そのために本学では、留学の可否を早期に決定するための「入学者選抜試験」を志願者の在住地の近隣で実施することとし、入学の可否決定の早期化を図っている。

たとえば、平成 25(2013)年度入学のための留学生入試は平成 24(2012)年 7 月に本学教職員 3 人を山東省煙台市に派遣して選抜試験を実施し、正規生 2 人、編入学生 6 人の合格を認定した。

3) 留学生支援のための奨学制度ならびに受給実績

本学では、優秀な留学生を対象とする奨学制度を設け、協定校から推薦された留学生については学納金の 40%を奨学金として減免している。また、この奨学制度の他に表 A-1-5 に示す留学生対象の各種奨学制度を紹介して留学に伴う経済的負担の軽減を図っている。

表 A-1-6 はそれらの奨学制度の申請・受給実績を示している。

表 A-1-5 留学生対象の奨学制度（学生支援係資料(2013.02)）

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	大学院・学部	月給支給総額	募集時期	支給期間
日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	大学院	65,000円	4月	12ヶ月
					10月	6ヶ月
			学部	48,000円	4月	12ヶ月
					10月	6ヶ月
財団法人 ノートルダム育英財団奨学金	学外	給付	大学院	40,000円	4月	12ヶ月 (継続更新あり)
			学部	35,000円	4月	12ヶ月 (継続更新あり)
平和中島財団奨学金	学外	給付	大学院	100,000円	4月	12ヶ月 (継続更新あり)
			学部	100,000円	4月	12ヶ月 (継続更新あり)
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学金	学外	給付	大学院	140,000円	4月	24ヶ月(修士1年) 12ヶ月(修士2年)
			学部	100,000円	4月	24ヶ月(学部3年) 12ヶ月(学部4年)
〔岡山県〕倉敷市 私費留学生生活支援金	学外	給付	学部	10,000円	4月	12ヶ月(学部1年)

表 A-1-6. 奨学金受給実績（学生支援係資料(2013.02)）

奨学金の名称	年度	応募者数	推薦者数	受給者		当該年度の 留学生 在籍数	在席留学生 に対する受給 者数の割合
				人数	所属学部・学科・学年		
日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	平成21年度	1	1	1	食文1名	18	5.6%
	平成22年度	18	3	3	食文2名、音楽1名	32	9.4%
	平成23年度	15	5	5	学部(食3名、音1名)、大学院1名	39	12.8%
	平成24年度	9	4	4	学部(食1名、音2名)、大学院1名	48	8.3%
財団法人 ノートルダム育英財団奨学金	平成22年度	4	3	1	大学院1名	32	3.1%
	平成23年度	9	3	1	食文1名	39	2.6%
	平成24年度	20	3	1	食文1名	48	2.1%
平和中島財団奨学金	平成22年度	10	2	1	食文1名	32	3.1%
	平成23年度	1	1	1	食文1名(継続受給)	39	2.6%
	平成24年度	0	0	0		48	0.0%
〔岡山県〕倉敷市 私費留学生生活支援金	平成21年度	5	5	5	食文5名	18	27.8%
	平成22年度	12	12	12	食文8名、音楽4名	32	37.5%
	平成23年度	4	4	4	食文3名、音楽1名	39	10.3%
	平成24年度	4	3	3	食文3名	48	6.3%
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学金	平成23年度	1	1	0		39	0.0%
	平成24年度	1	1	0		48	0.0%

A-1-③ 国際交流プログラムの充実

1) 短期交流プログラム(受入)

本学では海外の協定校から短期交流を目的として学生や研究者を受け入れている。

平成 20(2008)年 7 月には煙台大学の音楽系と文経学院から計 20 人の学生と教職員 11 人が本学を訪問し、模擬授業、共同演奏会、ホームステイなどを体験した。また、平成 21(2009)年 5 月には瀋陽音楽学院と本学との交流協定締結を記念して同音楽学院の民族楽団が来訪し、「華楽の旅」の公演を行った。この間の茶道、座禅体験など様々な日本文化の紹介・体験を通じて相互理解を深める機会となった。

平成 22(2010)年からは毎年、煙台世紀博遠外国語培训学校の事務職員が本学でおよそ 1 ヶ月間滞在し、学務を中心とした事務的業務について研修している。

2) 研究者等招聘プログラム

本学音楽学部では、海外の協定校等と連携して優れた音楽家を招聘し、教育研究の質の向上を図ってきている。表 A-1-7 は平成 24(2012)年度に本学が開催した主要な演奏会や公開レッスン等の実績を示している。

これらのプログラムは本学の学生や教員のみならず、広く地域社会に公開しており、地域の音楽文化の向上に寄与している。

表 A-1-7 研究者等招聘プログラム（平成 24 年度）

日付	タイトル	会場	入場者数	内容
2012/5/31	2012作陽シリーズコンサートⅠ ガボール・タルケヴィ／トランペットコンサート	藤花楽堂	457	本学客員教授ガボール・タルケヴィによる演奏会 G.タルティーニ／トランペット協奏曲二長調 他
2012/6/15	2012ファカルティーコンサートⅠ V.グリャズノフ／ピアノリサイタル	聖徳殿	254	本学モスクワ音楽院特別演奏コース講師V.グリャズノフ による演奏会 ラヴェル／夜のガスパール 他
2012/9/26	2012ファカルティーコンサートⅢ 羽山弘子・藤田卓也・蓮井求道・マルツァガリア ／声楽アンサンブル	ルネスホール	112	蓮井求道、マルツァガリア、羽山弘子・藤田卓也による 声楽アンサンブル
2012/10/12	第44回くらしき作陽大学管弦楽団定期演奏会	藤花楽堂	517	本学管弦楽団による定期演奏会 指揮：ユーリ・トカチェ ンコ
2012/12/3	V.グリャズノフピアノミニコンサート&公開 レッスン	藤花楽堂	155	モスクワ音楽院特別演奏コース特任講師V.グリャズノフ によるピアノミニコンサート&公開レッスン
2013/1/21	2012作陽シリーズコンサートⅡ ユーリ・スレサレフ ピアノリサイタル	藤花楽堂	104	本学モスクワ音楽院特別演奏コース教授ユーリ・スレサ レフによる演奏会 曲目：シューベルト／ピアノソナタ 遺作 イ長調、 ショパン／前奏曲（全曲）
2013/3/1	ヴェルディ生誕200年記念コンサート	倉敷市芸文館	589	オペラガラ・コンサート 指揮：ダニエーレ・アジマン

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

1) ワンストップサービス機能の整備

国際交流や留学生の受入・派遣をより円滑に進めるためには、その専門的実務を担当する部署が不可欠である。

本学では、国際交流委員会や留学生委員会が国際交流に関するプロジェクトを構想・企画し、事務を担当する学生支援部係と協働して実務を担当しているが、送出・受入ともに留学生の支援についてはいくつかの問題や課題があった。

とりわけ受入留学生については、修学支援にとどまらず、滞在査証（ビザ）の申請、生活慣習の違いを背景とした地域住民とのトラブル、疾病への対応などの実務は、留学生支援を担当する教職員に多大の負担を生じさせるという問題がある。留学生を受入れているいずれの学部においても、個別の留学生の支援を担当する教員は、履修指導をはじめ、履修状況のチェック、日本語指導や生活支援も担わなければならない。留学生支援担当の事務職員も、少人数で多数の留学生の対応に忙殺されることは少なくない。教員、事務職員

ともに、その業務には日夜を問わないという事態がしばしば発生しているのが実情である。

こうした状態を改善するために、留学生支援業務全般を一括して対処する部署を新たに設置し、受入・送出留学生の教学、進学、生活、就労等の全般にわたって支援するワンストップサービスのシステムを整備することとしている。

2) 国際交流の促進に向けた構想

少子化、都市部集中などの進む中、地方の中小規模校は国公立を問わず運営・経営の面で深刻な状況に陥りつつあり、本学もその例外ではない。

そうした状況の中、本学はモスクワ音楽院をはじめとする海外の大学等と連携し、相互に安定や向上を図るためのプロジェクトを開発・実行してきた。それは互惠・平等の精神のもとに、各個が有する資源を相互に提供して、教育研究機能の向上や経営基盤の安定を図ろうとする試みであった。

本学はこれらの試みを通じて、これまで連携してきたロシアや中国あるいはイタリアの協定校との信頼関係を積み上げ、新たな国際交流のスキームを形成しようとしている。

今後は、国際交流の促進・強化に向けた新たな構想を掲げ、その実現に向けての活動を進めようとしている。

図 A-1-2 は音楽学部が構想している「世界に開かれた音楽教育プログラム」を示している。

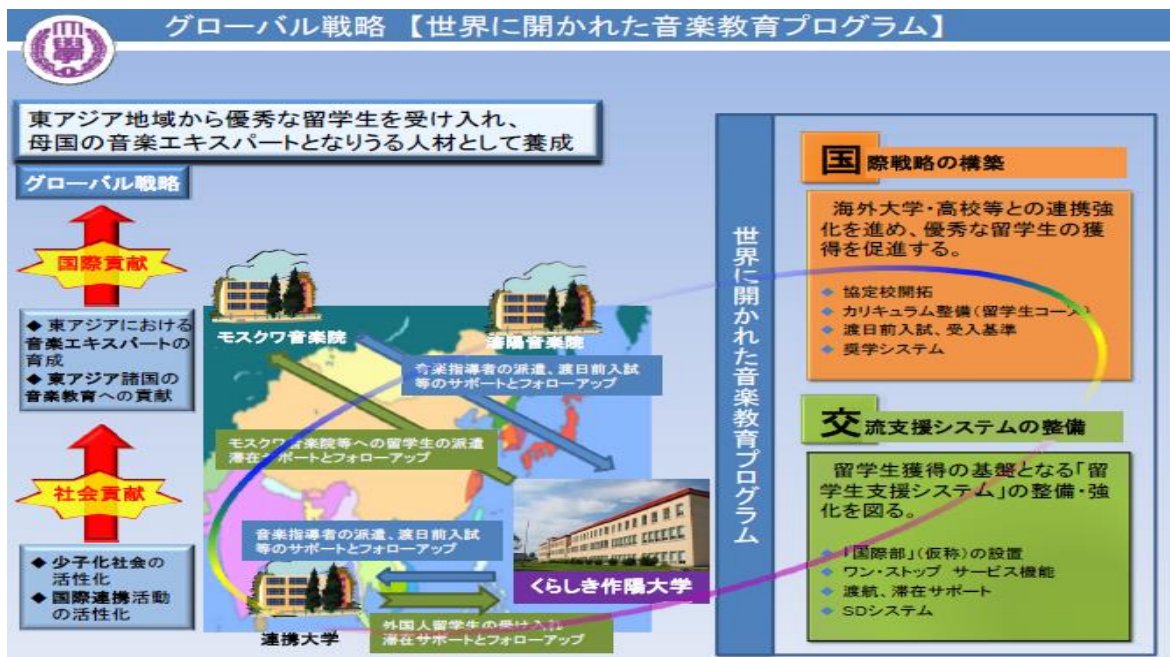


図 A-1-2. 国際交流の促進・強化に向けた構想（音楽学部）

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	該当なし

【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）	
【表3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料F-1】	寄附行為	
	学校法人作陽学園寄附行為	
【資料F-2】	大学案内（最新のもの）	
	Campus Guide 2014	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則	
	くらしき作陽大学学則	
	くらしき作陽大学大学院学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	学生募集要項、入学試験要項	
【資料F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生便覧 平成25年度（音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	
【資料F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成25年度 事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成24年度 事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料F-2】と同じ
	Campus Guide 2014（102,103,112ページ）	
【資料F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	作陽学園規程類集 もくじ	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事会、評議員会（役員名簿、開催状況）	

基準1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料1-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料1-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	
【資料1-1-3】	くらしき作陽大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-4】	くらしき作陽大学大学院学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-5】	Cumpus Guide 2014	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-6】	学生便覧 平成25年度（音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	【資料F-5】と同じ
【資料1-1-7】	教職員便覧	
【資料1-1-8】	作陽学園報	
【資料1-1-9】	「建学の精神」レポート ※冊子	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料1-2-1】	学生便覧 平成25年度（音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	【資料F-5】と同じ
【資料1-2-2】	教職員便覧	【資料1-1-7】と同じ
【資料1-2-3】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料1-2-4】	くらしき作陽大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-2-5】	くらしき作陽大学大学院学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-2-6】	作陽学園中期計画(H24-28)	
【資料1-2-7】	3つのポリシーAP、CP、DP（理事会資料）	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料1-3-1】	「建学の精神」レポート ※冊子	【資料1-1-9】と同じ
【資料1-3-2】	Cumpus Guide 2014	【資料F-2】と同じ
【資料1-3-3】	作陽学園報	【資料1-1-8】と同じ
【資料1-3-4】	学生便覧 平成25年度（音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	【資料F-5】と同じ
【資料1-3-5】	学生手帳	
【資料1-3-6】	まはーやーな	
【資料1-3-7】	創立者伝記「法灯永久に輝かん」	
【資料1-3-8】	作陽学園中期計画(H24-28)	【資料1-2-6】と同じ
【資料1-3-9】	3つのポリシーAP、CP、DP（理事会資料）	【資料1-2-7】と同じ
【資料1-3-10】	くらしき作陽大学教授会規程	

基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	入学試験要項（大学）	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-2】	学生募集要項（大学院）	【資料F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料2-2-1】	学生便覧 平成25年度（音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-2】	学士課程教育の構想	
【資料2-2-3】	シラバス（抜粋）	
【資料2-2-4】	教育と研究	
【資料2-2-5】	目標成果管理表（様式）	
【資料2-2-6】	業績貢献自己報告書（様式）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料2-3-1】	平成25年度 作陽学園事務局組織図	
【資料2-3-2】	UNIPA アドバイザー関連資料	
【資料2-3-3】	教職員便覧	【資料1-1-7】と同じ
【資料2-3-4】	シラバス（抜粋）	
【資料2-3-5】	退学調査報告書	
【資料2-3-6】	授業改善アンケート（様式）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料2-4-1】	学生便覧 平成25年度（音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	【資料F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料2-5-1】	総社市インターンシップ資料	
【資料2-5-2】	インターンシップ報告会資料	
【資料2-5-3】	アセンブリー・アワー特別講座資料	
【資料2-5-4】	「就業力」、「産業界ニーズ」関連資料	
【資料2-5-5】	就職の手引き	
【資料2-5-6】	「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学卒業生に関するアンケート調査報告」	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		

くらしき作陽大学

【資料2-6-1】	業績貢献自己報告書（様式）	【資料2-2-6】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料2-7-1】	クラブ活動、同好会一覧	
【資料2-7-2】	学生満足度アンケート結果報告書	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料2-8-1】	くらしき作陽大学採用・昇格規程	
【資料2-8-2】	人事評価制度概念図	
【資料2-8-3】	「大学間連携共同教育推進事業」パンフレット	
【資料2-8-4】	高等教育研究センター組織図	
【資料2-8-5】	平成24年度 事業報告書（17～21ページ）	【資料F-7】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料2-9-1】	図書館利用統計	
【資料2-9-2】	学生満足度アンケート結果報告書	【資料2-7-2】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料1-1-2】と同じ
【資料 3-1-3】	作陽学園運営会議要項	
【資料 3-1-4】	改革会議要項	
【資料 3-1-5】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	くらしき作陽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-7】	作陽学園セクシャルハラスメントの防止等に関する指針	
【資料 3-1-8】	個人情報保護に関する取り扱い事項について	
【資料 3-1-9】	学校法人作陽学園公益通報等に関する規程	
【資料 3-1-10】	作陽学園教職員倫理憲章	
【資料 3-1-11】	学校法人作陽学園 コンプライアンス推進規程	
【資料 3-1-12】	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学危機管理に関する細則	
【資料 3-1-13】	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学情報公開規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	くらしき作陽大学教授会規程	【資料1-3-10】と同じ
【資料 3-3-2】	教授会内規（各学部）	
【資料 3-3-3】	くらしき作陽大学大学院教授会規程	
【資料 3-3-4】	学士課程教育の構想	【資料2-2-2】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人作陽学園寄付行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人作陽学園監事監査規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人作陽学園事務組織規程	
【資料 3-5-2】	学校法人作陽学園事務分掌細則	
【資料 3-5-3】	平成 25 年度 作陽学園事務局組織図	
【資料 3-5-4】	作陽学園人事規則	
【資料 3-5-5】	等級規程	
【資料 3-5-6】	作陽学園等級細則	
【資料 3-5-7】	等級規程（等級基準書）	
【資料 3-5-8】	平成 25 年度 人材育成計画	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	作陽学園中期計画(H24-28)	【資料1-2-6】と同じ
【資料 3-6-2】	決算書、財産目録	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	理事会議事録 4 月、5 月、10 月	
【資料 3-7-2】	監事監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学自己点検・評価等実施要綱	
【資料 4-1-3】	作陽学園組織図	
【資料 4-1-4】	「自己点検・評価報告」（平成 23 年度）	
【資料 4-1-5】	高等教育研究センター組織図	【資料2-8-4】と同じ

4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 24 年度 事業報告書 (17～21 ページ)	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-2-2】	高等教育研究センター各種調査資料	
【資料 4-2-3】	「大学間連携教育推進事業」パンフレット	【資料2-8-3】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	重点目標設定スケジュール	
【資料 4-3-2】	教育と研究	【資料2-2-4】と同じ